

令和 6 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 6 年 3 月 6 日
- ・ 開 会 令和 6 年 3 月 6 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 3 月 13 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長		
代表	監査委員	農業委員会	会長		
副	町	長	福祉課	長	
総合	支所	長	福祉課	参事	
会計	管理者	産業課	長	長	
総務	課	長	移住・定住支援室	長	
総務	課	長	産業課	参事	
総務	課	参事	建設課	長	
総務	課	参事	建設課	参事	
総務	課	参事	住民福祉課	長	
住民	課	長	総務課	主幹	
住民	課	参事			
生涯学習	課	長	生涯学習課	参事	
監査委員	事務局	長	選挙管理委員会	事務局	長
農業委員会	事務局	長			

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和6年3月6日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和6年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和6年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	中村綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加政志	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課参事	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	書記	見延 洸太
------	------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和6年3月6日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和5年12月15日～令和6年3月6日》

- | | |
|--------|---|
| 12月15日 | 第16回総務厚生・第14回産業建設文教合同常任委員会
第13回議会広報常任委員会 |
| 20日 | 第3回タブレット端末等導入検討小委員会 |
| 1月7日 | はたちのつどい |
| 8日 | 消防出初式 |
| 11日 | 第17回総務厚生常任委員会 |
| 19日 | 第8回議会運営委員会
令和6年第1回臨時会
第5回議員協議会
第18回総務厚生・第15回産業建設文教合同常任委員会
第18回総務厚生常任委員会
第15回産業建設文教常任委員会
第4回タブレット端末等導入検討小委員会 |
| 24日 | 第14回議会広報常任委員会 |
| 27日 | 自衛隊家族会総会 |
| 30日 | 網走市議会議員研修会（網走市） |
| 2月6日 | 第15回議会広報常任委員会 |
| 11日 | 網走地区自衛隊入隊予定者激励会（網走市） |
| 13日 | 正副議長会議（網走市）
オホーツク管内町村議会議長会定期総会（遠軽町） |
| 14日 | ノンキーランドふるさとまつり実行委員会 |
| 15日 | 第16回議会広報常任委員会 |
| 16日 | 大空町の農業を考える会合同学習会 |
| 17日 | 議会報告会・町民との意見交流会 |
| 21日 | 第5回議員協議会
第19回総務厚生・第16回産業建設文教合同常任委員会
第19回総務厚生常任委員会
第16回産業建設文教常任委員会 |
| 29日 | 第9回議会運営委員会 |
| 3月1日 | 大空高等学校第3回卒業証書授与式 |
| 6日 | 令和6年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、1 番、大泉知功議員及び 2 番、川村淳議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 9 番、皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するに当たり、去る 2 月 29 日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 5 人、町長から提出されております案件が 33 件であります。その内訳は、同意 6 件、条例制定等の議案が 11 件、令和 5 年度補正予算 8 件、新年度予算 8 件であります。

また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 3 月 6 日に開会をして、3 月 13 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 13 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 13 日ま

での8日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
松川町長。

◇町 長 おはようございます。令和6年第1回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

12月17日から2月1日にかけて、町政懇談会、ふれあいトークを開催いたしました。両地区合わせて14カ所で開催し、303名の参加をいただきました。コロナウイルス感染症が5類に移行したことが要因かどうかわかりませんが、令和4年度と比較して開催箇所が3箇所増、参加者数も89名増となりました。道路や水道などの生活環境の充実、農作物の食害被害対策、福祉タクシーの見直しなど、さまざまな観点からのご意見、ご質問をいただいたところであります。

12月29日は、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。今年度実施した活動の総括を行い、来年度は7月2日火曜日、女満別地区において開催することに決定したところであります。

12月21日は、東京都において行政で構成する北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会と民間団体で構成する網走・明日を拓く道の会による合同緊急要望活動を行いました。女満別空港から網走に向けた高規格道路整

備に係る事業化に向け、国会議員、財務省、国土交通省に対し要請活動を実施いたしました。

1月27日は、札幌に出張し、北海道町村立高等学校道教委要請活動を行いました。令和6年度道立高等学校に簡易型冷房機器が設置されるということから、北海道教育委員会倉本教育長に対し、道立高等学校の対応と同様に、道内町村立高等学校に対しても、簡易型冷房機器の設置について要請いたしました。倉本教育長の回答では、市町村立の高等学校については、各市町村にて対応いただきたいということでございました。

翌日、大空町総合教育会議を開催いたしました。第三次大空町教育推進計画について、大空町教育大綱の見直しについて、小中一貫教育について、運動部活動の地域移行についての4件について意見交換したところであります。

年が開け1月7日、大空町はたちのつどいを教育文化会館にて挙行し、53名に出席いただいたところであります。

1月15日は、小清水町においてモンベルフレンドエリアオホーツク構成市町首長会議が開催され、出席いたしました。北見市、網走市、小清水町、美幌町、大空町の2市3町でモンベルフレンドエリアオホーツク連絡協議会を新たに設置したところであります。また、モンベルとコラボレーションしたグッズの制作などについて意見交換を行い、各市町の名称が刻まれたモンベルキャラクターフィギュアが贈呈されたところであります。

1月23日は、東京に出張しB&G全国サミットに出席いたしました。基調講演やパネルディスカッションの他、優良海洋センターの表彰が行われ、大空町では、女満別・東藻琴両海洋センターが13年連続特A評価を頂戴したところであります。

翌日、法務省矯正局を訪問し、網走刑務所住吉作業所での事業の進捗状況について説明いたしました。

1月25日は、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会、市長町長会議が悪天候のため急遽オンライン会議に振り替わり参加いたしました。中間ごみ処理施設、宅盤造成などについて協議したところであります。

同じく同日、オンライン会議での石北本線アクションプラン実行委員会に参加いたしました。令和元年度から5年度までの5カ年間のアクションプランに基づく取り組みについて、新型コロナウイルス感染症の拡大により目標を達成することができなかったことから、今後3年間を目途に事業の抜本的な改正方策を取りまとめていくこととしたところであります。

2月3日は、昨年に引き続き、株式会社エアドゥーと連携してコンコンコン大空イルミネーション点灯式を行いました。本年度は会場を道の駅メルヘンの丘めまんべつから女満別湖畔に変更し、2月25日までの23日間の点灯期間で、5,002名の方にご来場いただいたところであります。

2月6日は、東京都において北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会と民間団体で構成するオホーツクの道を考える会による合同緊急要望活動を行いました。早期事業化に向け、国会議員、財務省、国土交通省に対し要請いたしました。

2月7日、北見市留辺蘂町において、オホーツク町村会行財政特別委員会が

開催され、出席いたしました。令和7年度採用オホーツク管内町村職員採用試験の日程や、令和6年度町村職員の各種研修事業の実施について協議し決定したところであります。

終了後引き続き、オホーツク町村会定期総会が行われました。令和4年度の一般会計歳入歳出決算の認定、令和6年度オホーツク町村会事業計画などについて協議したところであります。

2月8日、札幌市に出張し、札幌駅前通り地下歩行空間で行われた石北本線沿線市町の北見市、網走市、美幌町、遠軽町、大空町の2市3町による、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会オホーツク圏域プロモーション事業に参加いたしました。通行されている方々に大空町のノベルティーを配布し、石北本線の利用PRを行いました。

2ページをお開き願います。2月9日は、北海道の浦本副知事と北網地域市町長との意見交換会が大空町で開催され、出席いたしました。

翌日、大空町青少年顕彰式・青少年健全育成交流会が議事堂文化ホールで開催され、出席いたしました。今年度は29個人、2団体に対し各賞が授与されました。受賞式終了後、児童生徒の意見発表、女満別中学校吹奏楽部による器楽演奏が行われました。

2月11日は、網走市で開催された、網走地区自衛隊入隊予定者激励会に出席いたしました。

2月13日は、網走市にて、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議が開催され、出席いたしました。清里町が新たに協議会に加入することに伴う規約の改正、令和6年度以降の事務局等の体制と人的負担などについて協議を行ったところであります。

翌日、芝桜まつり実行委員会を開催し、令和6年度第40回目の節目を迎える芝桜まつり事業計画案等について協議いたしました。

同日、ふるさとまつり実行委員会を開催いたしました。令和6年度は8月25日日曜日の開催を決定したところであります。

2月16日は、北見市において、北網地区市町長会議が開催され、出席いたしました。近年出張時における宿泊代、特に首都圏域や札幌市での宿泊料が高騰していることに伴う旅費規程の見直しの状況及び各小・中学校等、さらには公共施設等における暑さ対策の取り組み状況等について意見交換を行ったところであります。

2月18日は、町民300歳交歓バレーボール大会を開催いたしました。大空高校体育館と東藻琴中学校体育館の2会場で、17チームが参加し熱戦が繰り広げられました。

2月21日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催しました。令和5年度補正予算、令和6年度予算の審議を行い、いずれもお認めいただいたところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和6年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、令和6年第1回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

松川町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。松川町長。

◇町 長 令和6年第1回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町長に就任して間もなく2年を経過し、折り返しの年となります。この2年間、町民や議員の皆様との対話を重ねながら、多くの課題に対して一歩ずつではありますが、その解決に向けて取り組みを進めてまいりました。残り2年間の任期におきましても、職員と共に全身全霊を捧げて町政の運営に取り組んでまいります。

私たちの生活や活動に支障をきたしてきた新型コロナウイルス感染症も、昨年5月8日から感染症法上の位置付けが2類から5類へと移行し、本来の生活や活動が行えるようになりました。

町民皆様には、不要不急の外出自粛、新しい生活スタイルの実践などをお願いし、感染拡大防止のためご理解とご協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略は、開始から2年を経過した今なお、解決の糸口が見えません。原材料価格の上昇やエネルギー・食料価格の高騰が継続している中、令和6年度におきましても町民の皆様の暮らしを守り抜くとともに、一日も早い平和的解決がなされることを望むところであります。

近年、地球温暖化による台風や大雨などの自然災害が想定を超えるような猛威を振るい、全国各地で甚大な被害が発生しています。地球温暖化の影響は、自然災害の発生だけではなく、私たちの日常生活にも猛暑・酷暑といった形で影響を与えています。私たち人類は、地球温暖化を阻止し、次代に引き継いでいく責務があります。

大空町は、本日ここに、ゼロカーボン宣言を行います。温室効果ガスの排出抑制、二酸化炭素の吸収、自然エネルギーの活用等に取り組み、併せて公共施設における冷房設備の整備、高齢者世帯への冷房設備に対する支援を行ってまいります。

町民皆様が、いつまでのこの故郷大空町で安心して暮らし続けられるために、令和6年度予算の編成にあたってまいりました。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、まちづくりに臨む基本的な考え方について申し上げます。人はまちの未来を形づくる根幹です。子どもから高齢者まで誰もが、地域社会の中で豊かな心と健やかな身体を育みながら暮らし続けられるよう環境整備を進めてまいります。

医療・介護・福祉におきましては、誰もが可能な限り住み慣れた地域で安心

して暮らし続けられることが町民皆様の願いです。特に高齢化が進む本町にとって医療・福祉は欠かすことのできないものであることから、引き続き必要な支援を行ってまいります。併せて障がい者福祉の充実についても検討してまいります。

農業におきましては、引き続き農業基盤整備事業の計画的な推進に努め、関係団体と連携して大空町の主幹産業である農業を支えてまいります。商工業や観光につきましては、関係団体の取組を積極的に支援し、地域経済が活性化するように取り組んでまいります。

安全かつ安心して地域で暮らしていくためには、災害に強いまちづくりを推進していかなければなりません。本年1月1日に発生した能登半島地震では最大深度7を記録し、道路や上下水道、通信設備などのインフラがことごとく損壊しました。災害から町民皆様の生命と財産を守るため、必要な道路や河川などの整備や老朽化した社会インフラの計画的な更新、修繕を進めるとともに、防災活動の拠点となる河川防災ステーションを完成させ、地域における防災体制と防災意識の向上を図ってまいります。

次に、令和6年度事業の概要について、分野ごとに申し述べたいと存じます。総務関係についてであります。

役場庁舎の改修につきましては、工期の最終年として外構工事などを行います。行政サービスを提供する拠点施設として、一層の機能向上を図ってまいります。

防災活動において中心的な役割を果たす河川防災ステーションにつきましては、令和6年度中の完成に向けて建設を進めています。災害発生時の緊急復旧などに迅速に対応するほか、通常時にはコミュニティ活動などを行う場として活用してまいります。

消防につきましては、通信指令台を更新して機能の充実強化を図り、町民の生命と財産の保護、安全で安心な暮らしを確保してまいります。

地方公共団体におけるデジタル化は、喫緊の課題であるため、新たに行政改革・DX推進事業に取り組みます。

行政の仕組みやルールを根本から見直し、最適なサービスの提供と業務の効率化を目指すとともに、専門的な知識を有するデジタル人材制度を活用してDXを推進してまいります。

企業誘致につきましては、地域の特徴を生かした誘致施策を検討するとともに、外国人材の確保に資する取組を行ってまいります。

まちづくりの基本的な方向性を示す第2次総合計画は、最終年度の令和7年度まで残り2年となりました。第2次総合計画をより加速化、具現化するために、これまで積み重ねてきた施策等を振り返り、令和8年度からの第3次総合計画に向け、町民アンケート調査を実施し、ニーズを把握のうえ、時勢を踏まえた計画の作成を行ってまいります。

地域生活を支える公共交通につきましては、引き続き他の自治体や関係機関と協調して維持・確保に努めるとともに、利用実態などを踏まえ、運行形態や支援のあり方について協議してまいります。

鉄路存続に向け、JR北海道に対する必要な支援を行うとともに、運賃の助

成を行うなど町民の利用促進に取り組んでまいります。

地球温暖化対策は、今を生きる私たちの社会的責務であり、これまで以上に町民の皆様、事業者の皆様と一丸となって再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギー活動に取り組んでいく必要があります。脱炭素社会の実現に向けた取組を強化し、次の世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ大空町の実現を目指し、総合的に推進してまいります。

移住・定住対策につきましては、移住支援ホームページやSNSによる効果的な情報発信により町を知っていただく機会を充実させるとともに、お試し暮らしなど実際に町の暮らしを体験する機会の充実を図ります。また、仕事や住まい探しからコミュニティとのつながりづくりまで、切れ目ない総合的なサポートに取り組んでまいります。

令和4年度から取り組んでいるPROTO OZORAプロジェクトにつきましては、大空高校の生徒による政策提言アイデアの実証実験を行い、プロジェクトの自走を目指して官民連携による取組を進め、関係人口の創出及び拡大を目指してまいります。

町民皆様の自主的、主体的な活動を支援する元気づくり応援事業を継続します。芸術文化活動や地場産業の振興、優れた人材の育成など様々な分野での活動を応援し、活気と潤いあふれるまちづくりを推進してまいります。

財政につきましては、地方債の発行を抑制して将来負担の軽減を図るほか、多様化する行政需要や物価高騰による負担の増加など社会情勢の変化に柔軟に対応しながら健全な運営に努めてまいります。

町民皆様と行政が互いに理解と信頼を深め、協働によるまちづくりを推進するため、引き続き行政情報の発信や広聴活動を積極的に行ってまいります。

情報発信につきましては、広報誌だけではなくホームページやそらっきーナビ、各種SNS、ラジオ、地上デジタル放送など多様な媒体を活用し、行政情報や生活に関する情報は随時、緊急・重要情報は迅速かつ確実に発信してまいります。

町政懇談会「ふれあいトーク」をはじめとした広聴活動を通し、ニーズを的確に捉え、町民皆様とのコミュニケーションを大切にしたまちづくりを進めてまいります。

姉妹都市の東京都稲城市及び友好町の熊本県氷川町との交流事業につきましては、産業、教育、スポーツ、文化などの分野における交流を継続し、一層の友好関係を築いてまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、返礼品の拡充、提供事業所の拡大などにより寄附金の増額を図り、魅力的なまちづくりに活用してまいります。

住民関係についてであります。

自治会は、地域でのふれあいや交流活動を通じて世代を超えた連帯感を深めることができるなど住みよい地域づくりには欠かせない一番身近な組織です。自治会の運営や活動支援のための交付金制度、また、各自治会への地域担当職員の配置を継続し、町民皆様との協働によるまちづくりを進めてまいります。

町民会館、公民館は、コミュニティ活動の拠点として活用されています。施設の適切な維持・補修に努めるとともに、改修・整備につきましては、引き続き地域と協議を進めてまいります。

花いっぱい運動は、町民皆様と共に道道女満別空港線や公共施設周辺を花で彩り、生活に憩いと安らぎをもたらします。近年、作業に参加していただく方々の高齢化や担い手不足などにより、美しい景観の維持が難しくなっているため、関係する皆様と管理方法などについて検討してまいります。

交通安全・防犯の推進につきましては、児童や通行者を交通事故や犯罪から守るため、関係機関・団体などと連携した取組を進めるとともに、不審者警戒巡視や自主防犯パトロール、街頭啓発を実施し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

また、犯罪被害者等を支援する制度を新たに創設し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減が図られるよう、支援してまいります。

廃屋対策につきましては、平成26年度から解体撤去工事に要する費用の助成を開始し、これまで112件の解体撤去が行われました。引き続き助成を行い、景観の向上及び安心で安全な住環境の確保を図ってまいります。

全国的にも大きな社会問題となっている空き家の対策につきましては、空家等対策計画に基づき、空き家の利活用や除却などを進めてまいります。

エキノコックス症対策として、平成28年度からキツネへの虫卵の寄生を防ぐ駆虫剤の散布を実施し、その効果は過去の結果から実証されています。今後も対策を継続し、安全で安心、かつ、自然と共生するまちづくりを進めてまいります。

葬斎場につきましては、老朽化した火葬炉の補修工事を行います。また、墓地につきましては、合同納骨塚に納骨されている方のお名前を残せるよう、新たに墓誌を設置するなど環境の維持・向上に努めてまいります。

塵芥処理につきましては、町民皆様のご理解とご協力により分別の徹底や再資源化による減量化が図られていますが、各施設、設備ともに老朽化が進んでいます。本年は、女満別地区の塵芥収集車とリサイクルセンターのフォークリフトの更新を行います。

廃棄物処理の広域化につきましては、網走市、美幌町、斜里町、小清水町及び清里町との1市5町による斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会で、一部事務組合の設立及び施設整備に向けた協議を進めてまいります。

網走市と斜里町の可燃ごみの一部の受入れを引き続き行うとともに、その他廃棄物の処理についても広域処理の可能性を探りながら、様々な形態について検討してまいります。

一般廃棄物処理手数料につきましては、令和7年4月からの新しい料金体系スタートに向け、町民皆様への周知に努めてまいります。

町営住宅につきましては、北一ノンキーハイツ‘91の屋根・外壁の改修工事、また、令和4年度から3年間を事業期間として継続してきたエアコン対応改修工事を実施します。引き続き計画的な改修と適切な維持・補修に努めてまいります。

町税などの徴収、収納事務につきましては、債権管理条例に基づき、各種債

権の適正管理に努めるとともに、関係課の連携による納付相談、共同徴収及びコンビニエンスストア、スマートフォンによる納付の推進など収納率の向上に努めてまいります。

福祉・保健関係についてであります。

地域福祉につきましては、保健・医療・福祉が連携し、共に支えあう地域社会の実現を目指して、第4期地域福祉計画を策定します。また、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援してまいります。

福祉タクシー券及び外出支援タクシー券は、対象者を拡大するほか、利用方法をわかりやすく改善し、高齢者や障がいのある方の外出を支援してまいります。

子育て支援につきましては、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援することを目指して、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

子育て世代包括支援センターでは、全ての妊婦や子育て世帯に対し、妊娠期から出産、子育てまで一貫して伴走型相談支援を行い、子どもが健やかに育つことができる環境の充実に努めます。併せて、経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援給付金を支給します。

認定こども園につきましては、一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業を実施するほか、給食費への助成を行います。

児童センターめっちゃいるど館や児童館のんきつず館において、放課後児童クラブを実施するとともに、子育て支援センターでは、親子遊びや交流の場を提供してまいります。

子ども医療費助成につきましては、対象年齢を18歳まで拡大し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

障がい者福祉センターちあふるでは、グループホーム及び日中活動の事業を実施し、自立と社会参加を支援します。また、施設の老朽化に対応するため、施設の外部改修工事を行います。

障がいがある方からの相談につきましては、相談員が訪問するなど必要な情報の提供や助言、サービスの利用調整を行います。また、広域で設置した基幹相談支援センターでは、緊急対応や医療的ケアが必要な方の相談に応じ、切れ目のない支援を提供してまいります。

障がいの診断、訓練、治療のための旅費助成や重度心身障がい者の医療費助成、発達支援センターの運営費負担などの支援を行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、熱中症対策として、高齢者や身体に障がいがある方などの非課税世帯に対し、エアコンや冷風機などの購入費用の助成を行ってまいります。

一人暮らしの高齢者などが安心して暮らすことができるよう、緊急通報システムの設置・運用を継続しつつ、実効性のある新たな手法の検討を進めます。また、生活支援ハウスでは、入居者が安心して生活できるよう、見守りや生活支援をきめ細かに行ってまいります。

医療につきましては、第二次医療圏の地域センター病院である網走厚生病院の脳神経外科と周産期医療の医療体制整備を図るため、近隣自治体と連携した支援を継続していくとともに、女満別中央病院の医療用画像管理システ

ムの更新支援や東藻琴診療所の眼底カメラの更新など医療環境の充実を図ってまいります。

高齢化が進展する中、医療、介護の人材確保は困難を極める状況にあることから、事業者が人材を確保・育成するための支援を継続してまいります。

母子保健につきましては、母親の孤立を防ぎ、産後うつや虐待等を予防するための支援体制の充実を目指しています。これまでの妊婦健診、産婦健診、産後ケア事業に加えて1か月児健康診査を実施し、医療機関との連携を深め、より安心して妊娠、出産、育児を行える環境づくりを進めてまいります。また、不妊治療につきましては、先進医療費と交通費を新たに助成対象に追加し、充実を図ってまいります。

各種疾病予防対策につきましては、带状疱疹予防接種費用の助成を継続します。

高齢者肺炎球菌の定期予防接種は、65歳の方が対象とされていますが、これまでは、66歳以上の方も対象として拡大する経過措置がとられてきました。定期予防接種が可能な経過措置の期間は、令和5年度をもって終了となりますが、引き続き未接種の66歳以上の方への接種を推進するため、対象を拡大し、接種費用の助成を行ってまいります。

保健対策につきましては、第3次健康増進計画 健康おおぞら21に基づき、ライフステージごとの健康目標を定めて保健対策を実施してまいります。特定健康診査や後期高齢者健康診査、各種がん検診などの受診勧奨を積極的に進めるとともに保健指導を充実し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に努めてまいります。

町民一人一人が健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育や健康相談を実施し、自ら健康について考え、適切な情報を選択して活用する力「ヘルスリテラシー」の向上を図ってまいります。また、子どもの頃から健康に関する知識や理解を深めてもらうよう、教育機関と連携した取組も継続してまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道全体で運営されており、被保険者が保険税により支える仕組みとなっています。

国民健康保険第3期保健事業実施計画 データヘルス計画に基づき、特定健診の受診率及び特定保健指導率の向上、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させる取組を保健事業として推進してまいります。

介護保険事業につきましては、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

介護基盤強化対策事業につきましては、要介護認定者だけでなく、要支援認定者も加えて補助することとし、要介護度の維持及び改善による健康寿命の延伸と介護従事者の意欲向上を図ります。

また、基幹病院の女満別中央病院や在宅支援診療所である東藻琴診療所、近隣医療機関、介護保険サービス事業者、社会福祉協議会など医療と介護の切れ目のない連携体制を構築し、総合的に高齢者を支える地域を目指してまいります。

産業の振興についてであります。

農林水産業は、地域経済の活性化とまちづくりを支える産業であり、商工業や観光事業などに関わりを持たせながら、地域産業の振興に努めてまいります。

主食用米の生産を抑え、水田を畑として有効活用するために生産者に支払われる「水田活用の直接支払交付金」につきましては、畑作地に転換する農業者に対しての支援策が講じられています。関係機関・団体と連携を図り、国の動向を注視して情報の収集と提供に努めてまいります。

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進展する中、農業労働力の減少が懸念されています。地域農業の活性化を図るため、担い手実践研修に対する支援を行うほか、第三者継承による新規就農者の参入や受け入れについて、オホーツク新規就農者対策会議をはじめとする関係機関・団体と連携を図りながら進めてまいります。

農業生産に影響を及ぼす病害虫の侵入やまん延を防止するため、ジャガイモシストセンチュウ類の土壤検診及び低減効果の高い対抗植物であるトマト野生種の導入支援を行ってまいります。

安全・安心な農産物の生産に欠かすことのできないクリーン農業及び農業の基本となる土づくりを推進するため、緑肥作物の作付けや地力向上のための土壤診断に対して支援を行います。

さらに、有機農業や堆肥の施用、減肥料、減農薬などの環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援を行ってまいります。

農業・農村が有する多面的機能に支障が生じないように、地域の共同で行われる農地、水路、農道など地域資源の保全管理活動を支援するため、中山間地域等直接支払事業や農業農村多面的機能支払交付金事業を継続してまいります。

農業委員会につきましては、農地法に基づく農地の権利移動や転用などの許可をはじめとする農地行政の適正な執行に取り組んでいただいております。

引き続き農業者の公的代表機関として関係法令に基づき、農地の効率的利用集積と最適化を推進していただくとともに、優良農地の確保や遊休農地の発生防止など円滑な農地行政を行えるよう、支援してまいります。

地域農業の経営が安定的に持続するよう、担い手育成センターが中心となり、担い手の育成・確保と後継者のパートナー対策を関係機関・団体と連携し、推進してまいります。

国営事業につきましては、網走川中央地区国営かんがい排水事業により、網走川土地改良区管理の西幹線用水路の整備に向けて取り組んでまいります。

網走川豊住地区国営かんがい排水事業では、排水機場と排水路整備の工事実施に向けた調査設計に取り組んでまいります。

道営農業農村整備事業につきましては、女満別本郷2地区農地整備事業、女満別東部高台2地区水利施設等保全高度化事業、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業、東藻琴山麓第2地区草地畜産基盤整備事業、さらに、新規着手地区として、女満別南部2地区水利施設等保全高度化事業を加え、農業生産基盤と営農環境の整備を行ってまいります。

また、計画地区として東藻琴北地区水利施設等保全高度化事業に取り組ん

でまいります。

団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業により、国営畑地かんがい施設送水管路の空気弁の更新、古梅ダム堤体の照明設備・取水塔凍結防止装置の更新、さらに、美幌田中幹線地区のゲート類等の分解整備工事を実施します。また、女満別第2幹線畑地かんがい管路施設の更新、豊住地区排水路の横断ボックスの補修、農地耕作条件改善事業による大成地区の農業用排水管路の更新を行い、安定した用水の供給及び排水機能の保全を図ってまいります。

国営事業で造成された古梅ダムと畑地かんがい導水管、本郷排水機場を基幹水利施設管理事業により、また、豊住排水機場と豊住地域用排水路を水利施設管理強化事業により管理します。施設機能が最大限に発揮できるよう、適正な管理を行い、生産性の向上による農業経営の安定化に努めてまいります。

国営事業により整備された、普通河川女満別川と千草藻琴川の河川内に堆積した土砂の撤去や繁茂した樹木の伐採を緊急浚渫推進事業により実施し、令和6年度の完了を目指します。河川の流下能力を回復し、豪雨災害などのリスクの低減化に努めてまいります。

酪農、畜産につきましては、飼養戸数の減少や後継者不足など生産基盤の強化が求められる中、規模拡大による作業の効率化及び省力化に取り組みます。また、良質かつ安定的な生乳生産を維持するため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合への支援を行い、酪農家の労働負担軽減を図ってまいります。

和牛の生産振興として、オホーツク網走農業協同組合が取り組むゲノム検査やゲノム評価の高い繁殖雌牛の更新事業を支援してまいります。

国内で発生が確認されている豚熱や町内においても患畜が発生している牛ヨーネ病、高病原性鳥インフルエンザなどの対策につきましては、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関・団体と連携し、感染防止に向けて最新情報の収集や生産者への速やかな伝達に努めてまいります。

林業につきましては、森林整備計画に基づいた適正な管理と計画的な森づくりを推進するため、豊かな森づくり推進事業や緑豊かな森づくり事業により森林整備を支援してまいります。

町有林につきましては、ドローンを活用した効率的・効果的な資源量分析を行い、伐採から造林までを計画的に実施し、適切に管理してまいります。

地域材の利用促進につきましては、町内の森林から産出された木材を活用して住宅や店舗を新築、増改築した方に対する支援を行い、定住の促進と地域材の需要拡大を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、特に近年、ヒグマの出没や目撃が増加しています。農業被害や人的被害の防止を図るため、情報発信に努めるとともに、北海道及び猟友会と連携して春期におけるヒグマの警戒・対策にも取り組んでまいります。

有害鳥獣駆除につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊を中心に猟友会と連携して進めてまいります。

有害鳥獣の駆除従事者の確保と負担軽減を図るため、狩猟免許の取得やエゾシカ駆除の処理に要する費用を支援してまいります。

水産振興につきましては、網走湖の水産資源確保のため、西網走漁業協同組合が行う網走湖の有用資源・水質環境調査事業やシジミ種苗生産事業を引き続き支援してまいります。

商工関係についてであります。

円安や原油価格の高止まりによる物価の高騰は、地域経済に大きな影響を及ぼしています。地域経済を活性化させるため、商工会や関係機関・団体などと連携し、各種施策を展開してまいります。

中小企業の経営安定化と事業投資の誘発を図るため、中小企業が融資を受けた資金に対する利子や保証料の一部を支援してまいります。

経済活性化対策につきましては、商工会が取り組むプレミアム商品券事業やおおぞら歌謡ショーの実施を支援し、町内消費の拡大を図ってまいります。

ポイントカード事業につきましては、転入者や出生者、ボランティア事業などの参加者にポイントを発行し、地元商店街における消費活動と地域における経済の循環を促進してまいります。

地域経済の活性化に加え、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町内に住み続けていただく住環境を確保するため、住宅リフォームに要する費用の支援を行います。

また、計画的な起業・創業を図る事業者に対し、起業に必要な費用の一部を支援してまいります。

観光関係についてであります。

令和5年度上半期におけるオホーツク管内の観光入込客数は、574万5,900人で前年同期と比べ44万8,000人増加の対前年比108.5%、大空町の観光入込客数は83万5,800人で前年同期と比べ7万8,000人増加の対前年比110.3%となっています。上半期はコロナ禍の影響により中止となっていた、めまんべつ観光夏まつりやノンキーランドふるさとまつりが開催されたことから増加となり、コロナ禍前の令和元年上半期の大空町の観光入込客数94万5,000人と比較すると88.4%まで回復してまいりました。

近年、体験型観光が注目される中、観光協会をはじめ関係機関・団体と連携し、町内の観光資源の活用や広域での取り組みにより観光振興を図ってまいります。

北見市、網走市、小清水町及び美幌町との2市3町で構成している「サイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会」を「アドベンチャーオホーツク推進協議会」に改め、サイクリングによる観光や網走湖、藻琴山といった地域資源を活用したアウトドア観光など体験型観光の充実に向けて取り組むとともに、オホーツクの自然豊かな景観や食の魅力を多様な広告媒体を活用して発信し、誘客を促進してまいります。

朝日ヶ丘公園につきましては、網走湖や藻琴山、知床連山まで360度の大大パノラマが眺望でき、夏から秋にかけてはひまわりが多くの方を楽しませてくれる絶景スポットです。誘客拡大に向けた取組を進めてまいります。

大空町の春の観光を代表する東藻琴芝桜公園は、去年はコロナ禍前を上回る7万2,807人の方にご来園いただきました。誘客促進のPR活動に取り

組み、集客と収益の確保に努めてまいります。また、芝桜の活性化対策の一環として、本年も苗の植え替えを町民皆様のご協力をいただきながら計画的に実施し、植栽環境の改善と芝桜の活性化に努めてまいります。

施設の老朽化に伴い、大規模改修を含めた芝桜公園の今後の方向性や在り方に関する基本構想をもとに基本計画を策定してまいります。

イベントにつきましては、ひがしもこと芝桜まつり、めまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどの開催を支援し、町民皆様の交流の場づくりや町の魅力発信に努めてまいります。

航空につきましては、今後の需要動向を注視し、周辺の自治体、経済団体、航空会社や空港運営事業者などと共に誘客促進支援や需要喚起に向けた取組を進めてまいります。

LCCピーチ・アビエーションの路線定着に向けたプロモーション活動を地域一体となって進めるとともに、町民の旅行に対する支援を引き続き行います。

また、大空高校の生徒を対象としたふるさと教育チャーター事業や冬季の誘客促進に関するプロジェクトを実施するなど多角的に空港活性化に取り組んでまいります。

建設関係についてであります。

橋梁補修事業につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう30橋の点検を適切に実施するとともに、豊郷橋の補修工事を実施します。

道路、橋りょう、河川の維持管理及び除排雪につきましては、道路利用者の安全確保を優先に維持管理に努めてまいります。

除雪機械につきましては、老朽化している除雪トラックの計画的な更新を進め、除排雪体制の維持を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、「水道アセットマネジメント計画」に基づき、計画的な施設の維持・更新を行い、安全で安定した給水の確保に努めてまいります。

近年漏水事故が発生した水道管路の布設替えのほか、電気設備などの機器更新を行い、施設の機能維持を図ってまいります。

下水道事業につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ所の電気設備の更新を行い、機能維持を図ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、単独浄化槽からの転換費用や設置費の一部助成を実施し、下水道区域外の良い生活環境の確保と公共用水域の環境保全のため、普及促進に努めてまいります。

簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理事業は、本年から地方公営企業会計へと移行します。施設は住民の恒久的な財産であり、適正に維持・管理を行い、将来に続く持続可能な事業経営を目指してまいります。

今後も経費節減に取り組むとともに、給排水事業経営審議会のご意見をいただきながら、使用料の見直しを含めた収入の確保に努めてまいります。

学校教育関係についてであります。

学習指導につきましては、引き続き指導主事を配置し、教職員に対する指導強化を図り、授業改善につなげてまいります。

近年、特別支援学級の在籍者数が増加傾向にあることから、補助教諭のほかに、新たに特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導の充実に努めてまいります。

I C T教育の推進につきましては、児童生徒一人1台端末の活用を一層推進し、教育の質の確保や学びの充実に取り組んでまいります。

スクールバスにつきましては、遠距離通学の児童・生徒が安心して登下校できるよう、バスを1台更新し、通学環境の充実に努めてまいります。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けや利子助成を行い、高等教育を受ける機会の確保を図ります。また、人材の確保や定住促進のため、奨学金返済額の一部を支援してまいります。

大空高校は、総合学科として初めての卒業生を送り出し、4年目を迎えることとなりました。高校の注目度も高まり、道内外から入学される学生も増加していることから、寮として利用している大空高等学校交流拠点施設を増築することとなり、本年8月に完成を予定しています。

また、本年から本格的に地域学校協働活動を進め、様々な活動の中から地域住民と高校生が交流する場を創造し、活気のあるまちづくり進めてまいります。これからも高校を地域活性化の核の一つと考え、町の将来を担う人材を育成するため、魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、児童生徒の心身の成長と健康を支えるために必要な栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、子育て世代の経済的負担の軽減と食育を推進するため、学校給食費の無償化を継続してまいります。

社会教育関係についてであります。

社会教育は、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるものです。

本年から新たに始まる第2次社会教育中期計画の基本目標「自らまなび、つながる、ひろがる」を基軸として町民が地域への関心を高め、自主的に学ぶ環境の整備や機会の創出に努めてまいります。

芸術・文化活動につきましては、文化団体協議会をはじめ、各種文化団体等への活動支援を行うとともに、大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、専門家で組織する「女満別湿生植物群落保全対策検討委員会」と協議の上、保護・保全対策のため、水位計を増設し、モニタリングに努めてまいります。

町民皆様が、生涯にわたってスポーツに取り組み、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、各年代や要望に応じた運動やスポーツ機会の提供と環境整備に努めてまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

女満別研修会館に関する施設更新につきましては、「社会教育施設基本構想」に関する協議を継続するとともに、町民の皆様のご意見を伺いながら社会教育施設の役割と機能を検討してまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果令和6年度の予算は、一般会計9,294,297千円。国民健康保険事業特別会計1,141,834千円。後期高齢者医療特別会計143,364千円。介護保険事業勘定特別会計695,251千円。介護サービス事業勘定特別会計7,177千円。簡易水道事業会計557,037千円。下水道事業会計485,938千円。個別排水処理事業会計44,435千円。合計12,369,333千円。と、いたしました。

私の町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算について述べさせていただきました。

昨年末、国立社会保障・人口問題研究所による2050年の将来人口推計が公表されました。この推計は国勢調査を基に、自然増減や転入出の傾向を分析し推計したもので、大空町は2020年、令和2年国勢調査において6,775人であった人口が、30年後の2050年には3,691人と45.5%人口が減少するという推計です。

人口減少を防ぐ特效薬は残念ながら存在しません。しかしながら、人口減少のスピードを緩やかにすることはできるものと信じています。人口減少社会という厳しい難局に立ち向かっていかなければなりません。努力を惜しまず、持てる力のすべて出し切り、町民皆様、職員の皆様との対話を重ねながら、調整の執行に臨んでまいります。町民皆様と議員各位にご理解とご支援をお願い申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 町政執行方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時14分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 令和6年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第6、令和6年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

関谷教育長から教育行政執行方針について説明の申し出がありますのでこれを許します。関谷教育長。

◇教育長 令和6年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、令和6年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化の進行やグローバル化の進展、さらに脱炭素化やデジタル化の本格化など社会情勢が大きく変化してきています。

新型コロナウイルス感染症は、学校における教育活動や町民の皆様の活動

に大きな影響を与えました。現在、多くの行事が対面で開催することが可能となりましたが、この数年間で予想を遥かに上回るスピードで現代社会を変容させました。

こうした急激な社会の変化が生じる時代にあっては、起こりうる諸問題に柔軟に対応し、先見性をもって創造性豊かに困難に立ち向かうことのできる強い人材の育成が求められています。また、人生100年時代といわれる中、町民一人一人が豊かな人生を送ることができるようにするため、多様な学習機会の提供を確保する必要があることから、学校教育及び社会教育の果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

大空町教育委員会では、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応するため、第2次計画の成果と課題を踏まえ、新たに第3次大空町教育推進計画を策定しました。教育推進計画では、つながる、ひろがる、を基本理念とし、教育の振興を着実に進めるため、町長が主宰する総合教育会議と連携し、第2次大空町総合計画や総合戦略などに基づいた各種教育施策に積極的に取り組んでまいります。

次に、令和6年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

これからの時代を生き抜く力の育成につきましては、一人一人の可能性をひろげられるように授業改善を進め、知識・技能の確実な定着はもとより、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度の育成を重視した学習の充実を図ります。

また、全国学力・学習状況調査や標準学力テストの分析結果に基づき、学校毎に学力・学習改善プランを策定し、学力向上に向けた指導方法等の工夫改善を行い、教職員が一体となって組織的に取り組みます。

加えて、SDGsやESDの取組を推進し、主体的に持続可能な社会を実現していく意欲を喚起するとともに、多様な他者を価値のある存在として認め、協働する姿勢を育む教育活動の充実に努めます。

読書活動につきましては、引き続き学校図書館司書を小・中学校に巡回配置し、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書に親しむ機会を意識的に設定するとともに、家庭での読書、家読を推進し、公共図書館との連携による児童生徒の読書活動の充実を図ります。

特別支援教育の充実につきましては、支援が必要な児童生徒が増加する中、個別の教育支援計画を活用した長期的な視点での教育支援を推進し、学校・関係機関と連携のもと、児童生徒の個々の状況に応じた一貫した支援の充実を図ります。

また、通級指導は、新たに中学校においても通級指導が受けられるよう両地区に通級指導教室を開設し、児童生徒が切れ目のない一貫した支援や指導を受けられるよう教育支援を充実します。

補助教諭を引き続き配置するほか、新たに特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな教育指導の充実を図ります。

キャリア教育の充実につきましては、子どもたちが夢や希望をもって将来を設計し、望ましい職業観を身に付けることができるよう、発達を考慮した学習活動を推進します。

また、各学校段階においてキャリア・パスポートを活用し、学習や学校生活等の見通しを立てたり、振り返ったりすることができる取組の充実を図ります。

体力・運動能力の向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育・保健授業の改善に取り組みます。

また、継続して運動を積み重ねていくことが重要であることから、体育の授業以外の時間でも運動に親しむ環境を整備するなど、家庭や地域社会と連携を図りながら取組を進めます。

健康教育・食育の推進につきましては、多様化、深刻化している児童生徒の健康課題を解決するため、全ての教職員で学校保健を推進することができる組織体制を整備するとともに、学校・家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の確立に向けた啓発運動に取り組みます。

また、健康や病気に対する学習、性教育、薬物乱用防止教育の健康教育の充実を図ります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、学校における食育の推進を図ることを目的として、学校給食実施基準に基づき、児童生徒の個々の健康及び生活活動に必要な栄養バランスのとれた給食の提供に努めます。

また、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに寄与するため、引き続き学校給食費の無償化に取り組みます。

地元で採れた新鮮な食材を活用したふるさと給食及び学校と連携した食物アレルギー対応を行い、安全で安心なおいしい給食を提供します。

道徳教育の充実につきましては、子どもたちが思いやりのある心や命を大切に作る心など、豊かな人間性を育むことに努めます。

そして、一人一人がよりよい人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を高めることができるような取組を推進します。

ふるさと教育の充実につきましては、地域の施設や人材を効果的に活用した体験的な学習を通して、地域への理解と愛町心を育みます。

また、引き続き地域コーディネーターを配置し、ファームスクールや見学学習など、本物体験学習の提供に努めます。

さらに、小学生向け社会科副読本を紙媒体からデジタル化へ改変する準備を進め、内容の充実に努めます。

姉妹都市稲城市との児童交流事業及び友好町氷川町との生徒交流事業につきましては、子どもたちが見聞を広め、自らの地域を再認識するよい機会となるため、関係市町や実行委員会と連携を図りながら取り組みます。

外国語教育の充実につきましては、外国語指導助手2名体制を継続し、小学校・中学校・高等学校の児童生徒及びこども園の園児が生きた英語に触れる機会を確保しながら、日常的なコミュニケーションができるような英語力の育成に向けた授業改善を推進します。

教育D Xの推進につきましては、全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため1人1台端末の活用を一層推進し、引き続きドリル教材や教育用ソフトを活用するとともに、タブレット端末を

家庭へ持ち帰ることで、端末ドリル教材を活用し、児童生徒の学習習慣の定着を図ります。

また、デジタル教科書が、英語については全ての小中学校に国から無償配布されることから、教職員がＩＣＴを有効に活用するための授業研究や指導力の向上に向けて研修の充実を図ります。

いじめ・不登校への取組の充実につきましては、大空町いじめ防止基本方針に基づき、未然防止の取組を推進するとともに、いじめを積極的に認知し、学校が一体となった生徒指導体制を確立します。

また、インターネットの危険性についての指導やネットパトロールなどの取組もあわせて推進します。

不登校等につきましては、児童生徒、個々に応じた適切な対応が求められます。学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携し、保健室登校や時間差登校、戸別訪問など、児童生徒や家庭の状況に応じて親身な対応を行います。

学校段階等間の連携・持続の推進につきましては、小・中９年間を通した系統性・連続性を踏まえたつながりのある指導や一貫性のある教育課程の編成、特別支援教育の充実について、小中一貫教育検討委員会を立ち上げ、協議を進めて参りました。令和７年度からの小中一貫校の開始に向けて、小中高等学校や認定こども園の教職員で構成される大空町学校教育研究会にて教育課程の編成や系統的な指導について具体的に検討します。

学校運営の充実につきましては、教職員の研修機会の拡充や校内研修、公開研究会、授業交流会など開かれた研修を促進します。

また、引き続き学校教育の専門職である指導主事を教育委員会に配置し、学力向上対策をはじめとして、学校教育に関わる様々な課題解決に向け、学校、教職員へのきめ細かな指導を行い、学校教育全体の質の向上を図ります。

さらに、教職員が子どもと向き合う時間が確保できるよう学校における働き方改革を推進するとともに、部活動の検討委員会を設置し、大空町の地域移行の在り方について検討・協議します。

高校の魅力化・特色化につきましては、大空高等学校が開校し、今年で４年目を迎えます。現在、全国から生徒を受け入れている高校の中でも注目を集めており、道外からの入学者も年々増えている状況です。

地域外から受け入れる生徒がもたらす新たな交流を、学校内だけではなく、地域との協働により、まちづくりに広げる取組を今後も進めます。

また、大空高校における将来のグローバル探求リーダーの育成を目的に、意欲ある大空高校生を支援するため、国内外の短期留学に必要な交通費や滞在に係る費用の一部を引き続き補助します。

今後も学校づくりと地域づくりを融合させ、未来を創る人を育てることを目標とし、引き続き多くの生徒に入学してもらえる魅力ある高校づくりに取り組めます。

家庭・地域との連携・協働の推進につきましては、親、保護者を対象に家庭教育支援講座を開催するなど、ＩＣＴなども活用した子どもとともに成長するための学びの機会の提供に努めます。

また、家庭教育ナビゲーター養成講座を引き続き実施し、子育てに悩む親な

どに対し、気軽に相談や学習に応じることができる人材の育成に努めます。

女満別地区小・中学校、東藻琴地区小・中学校、大空高校の学校運営協議会の機能を生かした地域とともにある学校を目指し、活動の充実・推進を図ります。

新たに策定した、第2大空町社会教育中期計画に基づき、生涯学習・社会教育の振興につきましては、町民が地域への関心を高め、自主的に学ぶ環境の整備や機会の創出に努めます。

少年教育につきましては、放課後や週末の安心・安全な場所の確保のため、放課後子ども教室推進事業、子どもワールド21を福祉部局と連携して取り組みます。

次代を担う人材育成事業として、積極性や社会性の育成のため、ジュニアリーダー養成事業を学校や子ども会育成連絡協議会と連携して取り組みます。

青年教育につきましては、様々な業種や違った立場にある町内の各青年団体が、相互に交流し、連携を深め、活性化するための取組を支援します。

成人教育につきましては、興味関心の高い学習講座や地域課題、生活課題に対応した町民大学講座を生涯学習奨励員と協働して取り組みます。

また、町づくりや地域づくりを担う人材の登録・活用のため、リーダーバンク生涯学習リーダーネットの更新・活用促進を図ります。

高齢者教育につきましては、知識・教養の習得や仲間づくり、積極的な社会参加を促すことなどを目的として、ことぶき大学を開校し、高齢者の学びの場の充実を図ります。

また、高齢者の経験や技術を活かす社会参加の仕組みづくりを構築するため、高齢者リーダー養成事業を近隣市町と連携しながら取り組みます。

読書活動の推進につきましては、令和5年度より新たに始まった「第4次大空町子どもの読書活動推進計画」及び「大空町図書館第4期5か年計画」に基づき、町民が必要な情報を得たり、教養を深めたり、気軽に活字文化に親しむことができるよう、図書館資料の整備充実と利用しやすい環境づくりに努めます。

芸術・文化活動の推進につきましては、文化団体協議会をはじめ、各種文化団体等への活動支援を行うとともに、大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めます。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、専門家で組織する「女満別湿生植物群落保全対策検討委員会」と協議の上、保護・保全対策のため、水位計を増設しモニタリングに努めます。

生涯スポーツの普及・振興につきましては、町民の皆様が、生涯にわたってスポーツに取り組み、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、各年代や要望に応じた運動やスポーツ機会の提供と環境整備に努めます。

スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブやウインタースポーツ実行委員会などの自主的な活動を支援します。

全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減や指導者の資格取得経費の一部について支援します。

合宿誘致事業につきましては、教育・文化交流の向上と地域活性化を図るた

め、合宿誘致を進める各実行委員会への支援とともに誘致団体と連携して取り組みます。

安心・安全な教育環境の構築につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めます。

「学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の維持管理や設備、備品などの整備に努めながら、施設のさらなる利便性向上と長寿命化を図ります。

女満別研修会館に関する施設更新につきましては、継続して「社会教育施設基本構想」に関する協議を進めるとともに、社会教育施設の多機能化、デジタル技術を活用した利用の効率化、環境への負荷低減など、町全体における公共施設と調整しながら、社会教育施設の役割と機能を検討します。

以上、令和6年度において、重点的に取り組む施策について申し上げました。

大空町教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの心豊かなたくましい成長と町民皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体との連携を図りながら、本町教育の一層の充実・発展のため全力で取り組んでまいります。町民の皆様と議員各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

◇議 長 これにて教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7一般質問を行います。順番に一般質問を許します。

7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。令和6年第1回定例会通告に従い一般質問を行います。

質問事項は、一般廃棄物広域中間処理施設についてであります。

平成30年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において国は将来にわたって廃棄物の持続可能な適正処理を確保するため、市町村単位のみならず、広域圏での一般廃棄物の発生動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図るなど、必要な施設を計画的に整備することとしております。

令和5年3月に斜網地区広域ごみ処理基本計画が策定され、現在、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、清里町、大空町の1市5町の枠組みによる斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会、以下、推進協議会において、一般廃棄物広域中間処理施設、以下処理施設に係る協議が行われているところです。処理施設の建設予定地は大空町東藻琴地区とされており、今後の東藻琴地区の町並み、まちづくり及び住民の方々の日常生活にもさまざまな影響等が想定されることから、推進協議会を行いつつかつ並行してまちづくりの明確なビジョンを持つ必要があるとともに、他市町の協力を求めていく必要があると考えますが、現時点でどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

小項目1点目の質問といたしまして、現在までの推進協議会を含めた経過

及び今後の処理施設建設までのスケジュールについて。

小項目２点目といたしまして、処理施設建設予定地の選定に至るまでの経緯について。

小項目３点目といたしまして、施設整備・宅盤造成等についての協議内容及び東藻琴地区の影響についての認識、考え方について。

小項目４点目の質問といたしまして、想定、検討される中間処理方式の形態について。

町長よりご答弁いただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問にご答弁させていただきます。

推進協議会を含めた経過、今後のスケジュール及び建設予定地の選定に至るまでの経緯につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきますのでご了承願います。

施設整備、宅盤造成等について、現在協議検討を行っているところであります。施設整備につきましては、将来の人口減少に伴う廃棄物の減少及び脱炭素社会を見据え、焼却処理施設のほかメタン発酵施設についてもメリット、デメリットを整理しながら選考しているところであります。

また、併せて現焼却処理施設の南側に位置します建設予定地を整備するための宅盤造成や連絡道路、電気通信、上水道、防災施設の整備についても調査、概算事業費の積算を進めているところであります。

東藻琴地区への影響につきましては、各市町からの搬入車両による交通量が増加するものと認識しています。現段階で予測は困難であります、住民の安全確保のため、市街地を通らない迂回ルートとし、それに伴う道路整備を検討する予定であります。

最後に想定される中間処理施設方式の形態についてであります、先ほど少し触れましたが、焼却処理施設とメタン発酵施設で検討しており、形態としては四つ方式が考えられているところであります。

一つ目は、焼却処理単独で稼働時間が１６時間の準連続方式か２４時間の全連続方式かの２種類、中間施設としては最も導入実績がある施設であります、生ごみを燃やすかどうかという部分で課題があります。

二つ目は焼却処理と生ごみは堆肥化により、資源活用する形態であります。堆肥化については一定レベルの堆肥化の受け入れ先の安定化が難しいこと、特に堆肥が一定レベル以下の質となった場合には残渣物を焼却する、または埋め立てとすることによる運搬や最終処分場への影響等が課題となっているところであります。

三つ目は、焼却処理と単独生ごみメタン発酵施設の併設型です。単独生ごみメタン発酵施設については生ごみの分別が必要となること、分別に伴う収集や人員等の効率化への影響が課題となっています。

最後に四つ目ではありますが、メタンコンバインド処理で焼却処理施設と生ごみメタン発酵施設の併設で、メタン発酵施設で得られたバイオガスにより、

エンジンで発電し、その得られた電気を焼却処理施設で利用する方策でありまして、小規模の施設でも発電が可能というものであります。

しかしながら、どの形態においても一長一短がありますので、情報の収集を重ね、かつ、初期投資やランニングコスト、構成市町の将来人口予測などさまざまな観点から検討したうえで形態を決めていきたいということでございます。

以上、私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 私の方から、推進協議会を含めた結果及び今後の処理施設建設までのスケジュールと処理施設建設予定地の選定に至るまでの経緯についてご説明申し上げたいと思います。

斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会関係ですけれども、令和2年12月に斜網ブロックごみ処理広域化担当者会議を網走市、美幌町、斜里町、津別町、清里町、小清水町、大空町の1市6町で処理の課題と現状について情報交換を行ったところでございます。そしてこの会議におきまして網走市、斜里町、小清水町、清里町、大空町の1市4町で次期焼却処理施設の広域化について検討していくとの意思表示が示されたところでございます。

令和3年2月には市長、町長会議を経て、また、美幌町も加わり1市5町の体制で令和3年度以降の協議検討事項を確認したところでございます。

令和3年度に入り先進地として、遠軽クリーンセンターの視察を初め施設整備に係るスケジュール、各市町のゴミ質調査、焼却処理施設の規模、換算事業費等について市長、町長会議及び担当者会議を合わせて7回の会議を開催して検討してきたところでございます。

令和4年度には、斜網ブロックごみ処理広域化会会議から斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立し、帯広市及び釧路市の広域による焼却処理施設を視察、広域処理基本構想策定業務などの発注、また、焼却炉メーカーによるプレゼンテーションを開催するなど、より本格的に協議検討を進化させて計8回の会議を行ってきたところでございます。

令和5年度に入り、循環型社会形成推進地域計画策定業務を発注するとともに、焼却処理施設単独では燃やす廃棄物の量が少なく発電が難しいことから炭素社会を考慮して、メタン発酵施設についても検討を開始したところでございます。

建設予定地を確定させ、宅盤造成や建設予定地周辺の道路整備など、概算事業費の算出、生活環境影響調査の実施などにより、整備に向け事業を実施してきているところでございます。また、併せて一部事務組合の設立に向けても体制等を検討してきております。2月までに11回の会議等を行っているところでございます。

今後のスケジュールですけれども、令和6年には生活環境影響調査、地質調査、施設の基本計画の策定や中間処理施設建設に向け林地開発の確認、道路工事や宅盤造成、インフラ整備などの事業内容等を決めていくこととしており

ます。併せて広域による一部事務組合を令和7年度に設立する予定ですので、令和6年度はその準備室を設置し、一部事務組合の規約や議会の体制など検討をして決めていくことになります。

令和7年度は一部事務組合が主体となり、建設工事に向けた実施設計などの発注業務を行い、宅盤造成などに着手する予定でございます。

令和8年度には中間処理施設の発注を行い、令和11年9月または令和12年4月の供用開始を目指すスケジュールとなっております。取り組む課題が山積しておりますので、精力的に検討、協議を行いスケジュールが遅れないように進めていきたいと考えているところでございます。

中間処理施設建設予定地の選定に至るまでの経緯についてでございます。広域化の整備とはなりましたが、大空町といたしましては焼却処理施設の更新でもありますので、現焼却処理施設の周辺を中心に選定を行ってきました。また、広域での担当者会議の中で、各市町の最終処分場の状況等の説明があり、中間処理施設について早期の整備が必要であることを踏まえ建設候補地につきましては、現焼却処理施設の周辺であることに加え、町有地であること、かつ一定面積が確保できることを選定する上での条件とし、現在、民間事業者に貸している土取り場を候補地として選定したところでございました。その後、まずは現焼却処理施設の周辺自治会であります旭台、上東、末広自治会の自治会役員等に経過等を説明、概ねの了解を得たことから町民説明会を実施し、または広報等による周知や、ふれあいトークなどでも説明をしてきたところでございます。その後、令和4年2月に斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会から正式に建設候補地として、大空町に打診、要請を受けたことから、先ほどの3地区自治会に計画の説明を行い、その際に建設地を畑から少しでも離して欲しいこと、煙が畑と同じ高さで排出されるのではなく、少しでも高いところから排出されるようにとの要望があり、このような廃棄物処理施設の建設に際しましては、地域の合意が非常に大切であるということを実地視察でも感じていました。そのこともあり、町の姿勢といたしまして、要望に可能な限り答え、かつ、その上で建設費用や維持管理費用なども抑えられるよう努力することとして、建設地を先ほどの土取り場ではなく、公共残渣を堆積している現在の上になりますけれども、候補地を選定したのが経緯となります。

以上、私からの説明といたします。

◇議長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。まず、小項目1点目について再質問させていただきたいと思います。

先程推進協議会を含めた経過及び今後のスケジュールをお聞きしたのですが、その中でこの推進協議会の構成員と一部事務組合、令和7年度というお話は聞いたのですが、どのようなものか設立までのもう少し詳しいスケジュールを伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会の構成でありますけども、先ほども申しましたように、網走市、斜里町、清里町、小清水町、美幌町、大空町この1市5町の市長町長が委員となって組織され、会長職に網走市長、副会長職に美幌町長と私になっておりまして、監査には斜里町長と小清水町長が担っていただいております。清里町につきましては、2月13日にこの協議会に加入し承認されたということもありまして、特段役職というものを担っていない状況になっております。

事務局の体制につきましては、各市町の廃棄物担当の部長、課長、参事、主幹、係長、主査係で構成され事務局を網走市に置き、事務局長に網走市の部長が。事務局次長には網走市の課長と美幌町は部長。小清水町、清里町、大空町につきましては課長が担っているところであります。それと一部事務組合設立までのスケジュールについてでありますけれども、令和7年4月上旬に今、一部事務組合を設立するという予定で事務を進めているところであります。そのため令和6年度はまだ仮称ではありますけども、廃棄物処理広域化推進準備室というものを立ち上げて設立に向けた準備を進めてまいることとしています。予定では本年10月までに一部事務組合の名称、予算、定員規模や人事配置、組合の条例や規則、組合議会の定数や各市町の議員の人員数などを整理して検討、審議し、12月議会で組合設立議案の議決を図る予定としているところであります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。推進協議会の委員及び一部事務組合の設立までのスケジュールについてはわかりました。

令和6年度は仮称ではありますけども、廃棄物処理広域化推進準備室を立ち上げて設立に向けた準備を進めていただくということ、なのですけれども、私が考える一部事務組合が、令和7年4月に設立予定ということですが、設立するまでもこの準備室もありますけれども、いろいろと施設整備及び宅盤造成についての協議事項があると思います。我々議会側にも諮る機会を設けていただきまして、その後、推進協議会において協議していただく流れで行っていただきたいと思います。

処理施設は大空町に建設予定ということですので、町とともに、住民の方々に寄り添い、また、居住環境に十分留意した施設整備を行っていくためには必要なことと考えますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。これで小項目1番は終わりたいと思います。

小項目2番目について再質問させていただきたいと思います。

先ほど、1市4町の推進協議会より、選定予定地について打診、要請があり、3地区の方、そして民間企業の方と協議を多数重ねていただいたということ

なのですけれども、自分の中ではですけれども、建設予定地の周辺自治会では十分な施設の安全性がまだ理解されていないように聞こえています。周辺自治会への説明状況について伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず1点目の一部事務組合での協議の経過等につきましては、こちら1市5町で構成していますので、それぞれの町市の議会にも丁寧に説明させていただきますとともに、特に本町については、焼却処理施設を大空町に造るということでもありますので、大空町は施設の周辺の自治会であるとか町民の皆様に対しましても丁寧に説明をさせていただきたい、そのように考えております。

次に2項目目の再質問でございます。周辺自治会への説明状況について説明申し上げます。

この焼却処理施設、中間処理施設を大空町に整備するということにあたりまして、令和4年の2月から3月にかけて、これについて現焼却処理施設と協定を交わしております東藻琴地区の旭台自治会、上東自治会、末広自治会の各自治会役員に対して、まず説明を行わせていただいたところであります。その際の参加人数は延べ13名でございましたけれども、現焼却処理施設の現状及び中間処理、広域化の必要性、次期焼却処理施設整備に係る協議、焼却炉の規模、可燃ごみ量の推計、概算事業費、施設整備のスケジュールなど、その当時ある程度想定していた範囲の中でご説明をさせていただきました。

その後、令和4年7月に農村環境改善センターにおきまして、周辺自治会及び東藻琴地区の住民の方々を対象に説明会を開催させていただきました。

その後9月9日に旭台自治会、上東自治会、末広自治会の住民の方々を対象に説明会を実施したところであります。また、同月9月22日には東藻琴地区を対象に説明会を実施したところであります。この他、女満別地区でも説明会を開催いたしましたし、広報紙等におきまして周知等を図ってきたところでございます。

令和5年に入りましてからは、再び3月に旭台地区で建設候補地から建設予定地が変わるということについて、地域からの要望は何かないかという事で、ご依頼をさせていただいております。そういった説明のときに、参加は7名されていたところです。

2月頃から末広地区の自治会長に同様の話をして、日程調整をして説明をさせていただく機会をと思ったのですが、調整がちょっと難しいということで、自治会長から役員にお話をいただき、その際に質問やご意見があれば担当まで連絡くださいということをお願いした経過となっているところでございます。

4月には上東地区で住民説明会を開催してきているところでございます。引き続き地域住民への説明会並びに広報等による周知を行いまして、この焼却処理施設、中間処理施設を東藻琴地区の場所で予定して設置整備することの理解を深められるように今後も努力してまいりたいと考えています。

ころであります。

◇議 長 7 番、後藤議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時です。

(休憩 午前 11 時 59 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、7 番、後藤忍議員の一般質問を続けます。7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7 番。一度時間を挟みましたので整理させていただきますと、小項目 2 番、処理施設建設予定地の選定に至るまでの経緯について、答弁を受けまして、再質問といたしまして建設予定地の周辺自治会では十分な施設の安全性の理解されていない様に聞こえる。周辺自治会への説明状況について伺いたいということで、先ほど町長よりご答弁いただきました。ご答弁で率直な感想といたしまして、きちんと協議会数は重ねているものの、自治会役員対応で延べですけれども、参加者数は 13 名ということで、これを基に現在の建設予定地に決まった。畑から少なくとも離してほしい。少しでも高い所から煙をとという事で、現在の予定地に向きが変わったというところですが、に、してもちょっといささか過去の予定地であれ、現在の予定地であれ、3 自治会のほぼ全ての住民の方々に安全性の周知、交渉を行うためにはちょっといささか少ないような感想、気持ちがいたします。

議会側でも昨年度総務厚生常任委員会の道外視察におきまして、兵庫県丹波市クリーンセンター。今年議会運営委員会道内視察におきまして、千歳市にある道央廃棄物処理組合を視察させていただいております。いずれの中間処理施設も隣接地が農地であり、各物理的、科学的または生物学的な手段によって廃棄物の形状、形態を変え生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすることの理解を建設地、地域の住民の方々及び隣接地の方にいただき、安全安定的に運転していることを確認しているところでございます。

今後におきましても、建設予定地周辺の 3 自治会の方々に中間処理施設の安全性を最大限ご理解いただけるように努めていただきたいと共に例えば、中間処理施設の視察等の機会を設けることも理解の醸成につながっていくと思いますので、検討してみたいと思います。

過去の予定地だった土取り場につきましては、あくまでも町有地であり、先ほどスケジュールで示された供用開始が令和 10 年 4 月稼働が令和 11 年 9 月から、最大処理方法の違いによってですけれども、最大令和 12 年 6 月稼働開始となる見込みということで、町有地を貸している民間企業も当初予定のスケジュールへの対応は困難であったかもしれませんが、供用開始の延長より火山灰等の資材等を期中の販売による資材の減少及び資材の移動を行う時間が可能になるとも考えられ、改めて交渉に当たることを模索する必要もあ

ると考えますけれども、町長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず説明会において、参加者が少ないということでございます。当然、議員おっしゃるとおりに参加者としては物足りないような気もいたしますけれども、全員が集まれといってもなかなか難しいということでございますので、そこは会を、回数を重ねながら理解いただくように努めてまいりたいと考えています。前候補地の部分、改めてそこを協議してという話でございますけれども、さきに課長が地域との協議の経過をご説明させていただきました。地域との協議の中で、少しでも自分の目線に入らないような高いところに建ててほしいという意向を受けて今の場所になったわけでございますけれども、そこを反故にして、また改めて下のところで説明して理解を得られなかったときに、そうなったときには全てが白紙になって、それは白紙というのは大空町の中で整備するということも含めて白紙になって、1市5町の中で、それではどこに造るのかという議論にまでいってしまうのではないかな。その様に考えております。したがって、下で建設するときの造成費について積算している訳ではないので、実際どのぐらい掛かるかというところはわからないところでもあるのですけれども、それほど大きな開きにはないのではないかとこのところは、内々で話しておりますし、そのリスクを負ってまで改めて、また、前候補地で周辺自治会に説明をしますかというところで、1市5町市長町長で集まったときに話をさせていただきましたら、やはりスケジュール的なこともあるので、今、大空町の方で検討している候補地で進めましょうという理解をいただいたところでありますので、当然、やはり最初に候補地を示したところの方がいろんな面で便利だなというところもありますけれども、地域住民の理解を得て、協力をいただく中で、今の候補地となったということをご理解いただければなとその様に思います。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。今後におきましても地区の住民の方々には、安全な施設であるということの周知に機会を重ねていただければと思います。2番については終わりたいと思います。

続きまして小項目3番について再質問させていただきます。現在の予定地、山の上と言いましょいか、現在の予定地の宅盤造成のうち、道路整備、上水道整備等の概算の試算額について伺いたいです。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 周辺の皆さん、あるいは町民の皆さんに中間処理施設、広域の焼却処理施設というものが、今の技術であれば安全で安心していただけるというところは、引き続きさまざまところで説明会であったり、広報であったり、

そういったところでお知らせしていきたい、その様に思っております。

宅地造成でございますけども、今の現在地での正式な設計というのはまだ行っておりませんが、網走市の技術担当職員が、昨年末までに得られているデータを基に積算をしていただいた金額というのがございます。一応造成面積、これは処理方式によって面積が違うのですけども、最大のメタンコンバインド方式で見たときの1万5,000平米を仮に造成するとした場合の造成費の総額、宅盤の造成費であったり、道路の整備費であったり、あるいは水道施設の整備費であったり、下水道はちょっと除かれてはいるのですけれども、約12億7,000万円の事業費が掛かるということを網走市の技術のほうでは積算、計算しているところであります。ただ、先ほども申しましたように宅地造成の部分については処理方式で面積が1万5,000であったり1万2,000であったり、1万であったりというようなことになりますので、そこは処理方式によって宅盤の造成費、道路でありますし、上下水道、そういったもので事業費も変わってくるということでご理解いただければと思います。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。先ほどのご答弁の中で、次に再質問といたしまして、過去の予定地と現在の予定地について推進協議会においてコストについて比較検討されたのか伺いたいのと、聞こうと思ったのですけども、下の方の算出をされていないということでございました。今の12億7,000万円は私たち議会の委員会にも報告があったところなのですけれども、私がお聞きしているのはそのうちの1.2キロでしょうか道路整備等上水道、まだわかっている、ここはわかっているところだと思うのですけれども、その概算試算額についてもう一度お聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 失礼いたしました。上水道と道路整備上水道、そちらの宅地造成、宅盤造成の部分の細かな数字でございますけども、先ほど全体の金額約12億7,000万円というお話をさせていただきました。内訳として、道路と上水道は一体として整備するものですから、そこであわせて、今、3億3,000万円ほど。そして宅盤造成、一応1万5,000平方メートル造成するに当たっての宅盤造成に4億6,000万円。あとそれ以外についてはその他付帯工事ということでございます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。丁寧な説明ありがとうございます。建設費のうち、ちょっとあれなのですけど、建設費のうち現在の予定地に建設する場合の宅盤造成、今、ご答弁ありましたけれども、3億3,000万円かかるのであれば、私の気持ちとしては、東藻琴地区の住民の方々が今後において住みやすさ、

暮らしやすさを向上させ、持続的に幸せな生活が出来る様なまちづくりのビジョンを持ちまして、そこにお金を対策費、協力費として使わせていただく方がよいと考えますし、近隣の町では、町内の買い物の利便性の向上と住民同士の交流の場を設けるために、公設民営の施設を建設し、民間企業が運営、施設の入り口近くに町営コミュニティスペースが入った地域交流拠点施設が昨年11月に開業している例もあります。東藻琴地区にお住まいの高齢者の方ばかりではなく、若い世代の方々も、当地区で購入できない日用品を購入するため美斜線国道334号、網走川湯線道道102号線を通行し、女満別地区、近隣市町に買い物に行くわけでございますけれども、特に冬の通行は大変であるというお話をよく耳にいたします。仮にですけれども対策費等が望めるのであれば、果たしてどのようなものが必要か、住民の方々に広く意見を聞く機会を設けていただき、また注視していただき、町と住民の方々が地区の将来像を描き、理想を共有して、ともに歩む主体性が求められるとともに、推進協議会においても、大空町が主体となり、まちづくりへの明確なビジョンを共有し、協力を求めていく必要があると私は考えます。相手があることですけれども、この点に関してお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ご質問ありがとうございます。議員が先ほどおっしゃられたように、あくまでも大空町単独ではなくて、他の1市4町も含めた中での処理施設であります。ただ他の1市4町から言われていることは、大空町に広域処理施設を造っていただくので、その整備に当たっては、地域住民の方が利用できるような、そういった場も併せて造ってはどうかというようなご提案もいただいております。例えば具体的には接続する道路に歩道を設けて、また街灯も設けて散歩しやすいコースにするであったり、あるいは建物の敷地の中にちょっとした公園的なスペースを設けて、そこが地域住民であったり、町民の方が憩うスペースにするであったりとか、そういうようなことも今後検討していきましようと話をしていただいておりますので、そことあわせてまた地域の皆様方のご要望だとかも受けながら、中間処理施設ただ単にそれだけを造るのではなくて、地域にとってそこがかけがえのない場所になるようなものとなるように、これから検討してまいりたいと思いますので、さまざまな観点からまたご意見をいただければありがたいかなと思います。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。今、答弁の中にもありましたけれども、1市4町の方から、地区の方々が安心して暮らすようなお話をいただいているということです。住民の方々に答弁にもありましたけれども、広く意見を聞く機会を設けていただいて、住みやすいまちにさせていただければと思います。

施設が建つことによって、恐らく15年20年改修を重ねて、また長寿命化を重ねると、4、50年規模であそこに施設が建つという事は、やはり、それ

が先ほど技術的に排出基準を設け安全な施設とは言っても、何だ、建っちゃっただけかと言うことではなくて、色々地域の方々とお話ししていただければと思います。

最後になりますけれども、今回の一般廃棄物広域中間処理施設の町内予定地への建設は概算総整備事業費が最大178億円ということで、大空町で例えますと、合併前の旧女満別町時代に昭和60年に開港した女満別空港に次ぐ一大事業であると考えます。空港開港に至るまで貴重な農地を含めて128ヘクタールの土地に空港が建設されたわけですが、そこに至るまで、国、北海道初め、周辺市町村及び関係機関のご尽力はもちろんでございますけれども、しかし、やはり建設地である女満別町をはじめ議会、関係機関、自治会の方々、そして町民の方々のご理解、ご協力のおかげであって、開港が実現に至ったと思います。

是非今回の一般廃棄物広域中間処理施設におきましては、推進協議会の中で将来を見据えた建設予定地、経費及び維持費の縮減の検討を図りつつ、かつ並行して地区の住民の方々が今後において住みやすさ、暮らしやすさを向上させ持続的に幸せな生活ができるようなまちづくりのビジョンを備えていただけると幸いです。

以上、私の一般質問を終わりたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 施設の整備にあたりましては、しっかり地域住民の皆さんの意向、あるいは1市5町の町民の皆さん、市民の皆さんの意向を踏まえながら整備してまいりたいと考えておりますし、最大178億円、これについてはいろんな方式の中で、実際どの方式がこの1市5町でやる中で、将来的にも議員おっしゃられたように、40年、50年使っていくと想定したときに、適正な規模、そして初期投資、ランニングコストはどうなのかというところもしっかり考えながら、この大規模事業というものを行っていく必要があるかと思えます。何分広域で大きな建物をつくるというのは恐らく初めてではないかなという思いもありますので、そこはしっかり議員の皆様の意見をいただき、町民の皆様の意見をいただき、1市5町が連携しながら取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◇後藤議員 終わります。

◇議 長 これにて、後藤忍議員の一般質問を終了します。

日程第7、一般質問を続けます。

次に、1番、大泉知功議員の一般質問を許します。

1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 令和6年第1回定例会通告により、質問させていただきます。

自転車利用時のヘルメットについて。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車の利用者に対するヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車で走行している時に、交差点など大型車輛等に巻き込まれるなどして転倒し、頭部を強打した例、あるいは自転車に乗ろうとした際の転倒や走行時に障害物、段差などで転倒し頭部を強打した例など、自転車利用時の怪我や死亡事故に至った事例が全国各地で数多く報道されています。特に自転車による死亡事故の約5割が頭部に致命傷を負っているとのことですが、大空町における対応、対策について伺います。

(1) 町内の認定こども園、小、中、高等学校では園児、児童、生徒に対し、自転車利用時の注意啓発や交通安全、着用指導等などは行っていますか。

また、お年寄りの方の中には、買い物や通院等で自転車を利用されている方もいますが、高齢者への啓発などは行っていますか。

(2) 園児、児童、生徒を初め、町民の自転車利用時におけるヘルメットの着用状況はまだまだ低いのではないかと思います。ヘルメットの非着用時の致死率は着用時に比べ約2.1倍との違いがあるとのことですが、ヘルメット着用普及に対する今後の取り組みについて何かお考えがあればお伺いします。

以上、1回目の質問とします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大泉委員からの一般質問にご答弁申し上げます。

道路交通法の一部改正により令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。改正前には保護者は13歳未満の子どもが自転車を運転する際にヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。子どもの運転に限定されていましたが、昨年の法改正により運転する方はもちろん同乗する方にもヘルメットをかぶらせるよう努めること、また、保護者等は子どもが自転車を運転する際には、ヘルメットの着用に努めること。と、全ての自転車利用者に対し着用が努力義務となりました。背景には議員がおっしゃるとおり、自転車事故による死亡事故の多くが頭部に致命傷を負っていること、また、ヘルメットを着用していない場合の致死率が着用している場合と比較すると約2倍となっていることなどの理由から、交通事故による頭部への被害を軽減するため努力義務となったところであります。

まず、大空町の交通安全取り組みについてであります。町民の交通安全保持するため、交通指導員を女満別地区で9名、東藻琴地区で6名、合計15名を任命しています。

交通指導員の活動の一環として毎年春に女満別小学校と東藻琴小学校で交通安全教室を実施し、自転車の安全な乗り方の指導やヘルメット着用について推奨してきております。令和5年度の交通安全教室では、ヘルメット着用が努力義務となったことを周知しているところであります。

また、昨年7月4日に東藻琴地区で開催された交通安全大会、社会を明るくする運動大会において、自転車に乗る際には交通ルールを守り、ヘルメットを着用することが大会決議として決議されました。

高齢者に対する啓発については、高齢者に特化した啓発活動は行っておりません。本町には交通安全思想の普及啓発を図るため、大空町交通安全協会が組織されており下部組織であります両地区の交通安全協会それぞれの地区において、町民に対し交通安全に関する啓発活動を実施しています。そのほか、大空町交通安全防犯推進委員会では、秋の輸送繁忙期における旗の波作戦や飲酒運転根絶などの交通安全に関する啓発活動を行っております。

なお、交通安全の啓発活動に関する詳細については、後ほど担当課長より説明させます。

二つ目のヘルメット着用普及に対する今後の取り組みについてであります。

議員がおっしゃるとおり、町内の子どもたちのヘルメットの着用率は具体的な調査は実施しているわけではありませんが、実態としてはそれほど高くないのではないかと、そのように思っています。特に中学生ぐらいになると、さまざまな理由によりヘルメットを着用していないのではないかと、そのように推察しています。

オホーツク管内の自治体において、小・中学生などを対象に自転車用ヘルメット無償配付している事例、さらには、道内の自治体の中には、ヘルメットを購入した際の補助制度があることも把握しております。しかしながら先程申し上げましたように無償配布を借りに行っても、さまざまな理由によりヘルメットを着用していただけないなど、実行性が低いのではないかと感じているところであり、大空町としては、現時点ではヘルメットの無償配布または購入補助を行う考えを持っていないところであります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただ今、大泉議員からご質問のありました、自転車利用時のヘルメットについて、教育委員会が関係する部分につきましてご答弁申し上げます。

現在小学校では自転車通学は認めておりませんが、中学校では自転車通学が可能となっており、中学校で全生徒の約半数の生徒が自転車通学を申請し、学校が許可しております。通学の際には、一部の生徒がヘルメットを着用していますが、まだ着用率が高いと言える状況には至っておりません。

大空高校では自転車通学について許可しておりますが、自転車通学をしている生徒はいない状況です。また、大空高校の寮に3台の電動自転車が設置されていますが、ヘルメットの設置はしておりませんので、ヘルメットを着用せずに自転車を使用している現況です。

また、認定こども園におきましては、現在自転車に乗れるようになった園児は年長児の一部におりますので、園だよりでヘルメットの着用努力義務化は周知していることを確認しております。

各小学校、中学校、高等学校におきましても令和5年4月から道路交通法の一部改正に伴いまして、自転車を利用する全ての人にヘルメットの着用が努力義務になったことから、学校だよりやホームページなどを利用して、各家庭

に対しまして、ヘルメットの着用について啓発を行っているところです。

また、全ての学校で新学期が始まって早い時期に交通安全教室を実施し、交通指導員や駐在所の所長に来ていただき、自転車に乗るときのルールや安全な乗り方、ライト点灯の必要性などについて指導していただいております。さらに、北海道教育委員会や警察署からのパンフレットを児童、生徒に配布し、道路交通法の変更やヘルメット着用の重要性について指導を行っているところでございます。自転車を利用する際、頭部を保護するヘルメットの着用は痛ましい交通事故を防止するためにも大変重要だと考えています。ヘルメットをかぶっていたおかげで頭を強く打たず命が助かった事例も多く見られることから、今後も交通安全教室を通して、自分の命を自ら守るという観点からも、ヘルメット着用について指導、啓発を進めていきたいと考えております。

また、各家庭保護者に対しましてもヘルメット着用について促進していただけるように取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、私から2回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 砂金住民課参事。

◇住民課参事 私のほうから交通安全に関する啓発活動についてご説明いたします。

初めに、交通指導員によります交通安全教室についてですが、毎年新学期の春に交通安全教室を実施しています。令和5年度は4月21日に女満別小学校で実施し、1年生を対象に横断歩道を安全に渡るための歩行教室、3年生と6年生を対象に自転車を安全に乗るための自転車教室を実施し、その際にヘルメット着用の重要性、着用が努力義務となったことを説明しております。

5月17日には東藻琴小学校で実施し、1・2年生は歩行教室、3年生から6年生については自転車教室を実施し、女満別小学校と同様にヘルメット着用の努力義務について呼びかけております。

そのほかの交通指導員の活動として、新入学期であります4月6日から14日までの間及び各期の交通安全運動期間中、道民交通安全の日には両地区の通学路等において、登校時に街頭指導を実施しております。

交通安全協会及び交通安全防犯推進委員会の啓発活動として、毎年4月に新入園児と新小学1年生に通園、通学時にかぶっていただく黄色い帽子と、交通安全に関するぬりえやリーフレットを配布し、交通ルールを守るための啓発活動を行っております。女満別地区では、夏の交通安全旗の波作戦やパトライト作戦、東藻琴地区では、パトライト作戦のほか秋の交通安全運動期間中に旗の波作戦をそれぞれ実施し、交通安全の啓発に努めております。

また、毎年、網走地区交通安全協会様から、交通安全教育に活用するための啓発品であります文房具の寄贈が有り、両地区の小学4年生、中学1年生、大空高等学校1年生に配付しております。以上で説明を終わります。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。(1)番の町内の認定こども園、小・中・高等学校では、お話の再質問させていただきたいと思います。

ただいまのお三方による答弁で、運転する本人達の実情、大体かなりの数で指導されていることがわかりました。そうして、その上で保護者に対する着用の必要性に対する啓発や指導はしているのですかという話を再質問させていただこうと思ったのですけれども、教育長のご答弁で、これからはそういうことにも指導させていただきたい。というような答弁がありましたので、これで理解は通ったと思います。

続きまして(2)番目の質問なのですけれども、(2)のヘルメットを買ったとしてお子さんが着用するのかと考えますと、なかなか難しいということかもしれません。ここはやはり親や大人の方が自転車に乗る時にはヘルメットというような努力義務を行っていけば、徐々に浸透して行き、親子で、仲間うちで時間が余った時には自転車に乗れるようなほのぼのとした社会も必要と考えているところです。また、ヘルメットに見えない帽子風のデザインもヘルメットもあることから、この機会に広く普及して自転車での転倒事故等による怪我が少しでも減るような対応を望んでいるところでございます。聞きたいことを答えられてしまったので、こういう事で終わるのですけれども、対応を望んで質問を終わります。ということで締めさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 子どもたちへのヘルメット着用の普及を呼びかけるだけではなくて、保護者にもしっかりとヘルメットをかぶることの安全性というものを訴えて行くことが必要なと、そのように思っております。

ただ、今、このご時世両親ともに働いていて、子どもが1人で家に帰ってぱっと遊びに行くときに、やはりヘルメットをかぶって行かない子どもたちが多いのかなと、そのように感じているところであります。

私も子どもが小学校3年生のときに、交通安全教室でヘルメットをかぶる様に言われたと言われてヘルメットを買ってあげたのですが、それもちよっとサイクリング用のおしゃれな物をねだられたので買ってあげましたが、結局一度もかぶった姿を見たことはありません。本当はかぶることで、もし万が一事故に遭ったときに頭部を損傷しないということに繋がるのだけれど、なかなかそれを親としてきつく言えなかったなというそんな思いがあります。

今回の大泉議員の一般質問を受けて、この間、つい先日の日曜日にホームセンターに行って、最近のヘルメットはどのようになっていて、どの位で売っているのかを見てきました。普通のヘルメットのようなつば付きのものと2,000円代で買えて、子どもに買ってあげた様なサイクリング仕様だと4,900円ぐらいで買えるような、そんな価格帯になっていたかなと思っております。そこは、今後、保護者に対するヘルメットの安全性を訴えながら、そういった今、安価で買えますので、ぜひ必要であればヘルメットを購入して、子どもに目が届くときには是非ヘルメットをかぶらせるということに繋がってほしいなと、そのように思っています。

ご質問どうもありがとうございました。

◇大泉議員 終わります。

◇議長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終わります。

日程第7、一般質問を続けます。

次に、9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 はい、9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかにご登壇された議員の方と質問内容が重なるところがありましたらご容赦いただきたいと思います。

今回の質問は、森林整備の取り組みについてでございます。

近年は大雨による大規模な土砂災害や地球温暖化などが世界的な問題となっておりますが、こうした課題に対して重要な役割を果たしているのが森林でございます。日本では国土の7割近くを森林が占めており、このことから、計画的に整備を進めていくことが全国的に課題となっております。森林整備については、国、都道府県そして市町村がそれぞれの役割に応じた方針を策定しております。その中でも重要な役割を担うのは現場となる市町村でございます。そのため、民有林がある全ての市町村は法律で森林整備計画の策定が義務づけられております。これにより各自治体は樹木の種類や分布状況など、地域の実情を踏まえて5年ごとに計画を策定し、林業関係者の方とも連携をしながら、効率的に森林の整備を進めていくこととなっております。

大空町については、本町の総面積は3万4,366ヘクタールで森林面積が1万3,250ヘクタールと総面積の約4割を占めており、その内訳は、民有林・町有林を含むが1万175ヘクタールであり、国有林が3,075ヘクタールとなっております。民有林のカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は7,080ヘクタールで民有林の人工林率は約7割となっております。これらの森林の多くは戦後に造林をされ、主伐時期を迎えており計画的な伐採を図る必要があります。そのため森林整備にかかわる小項目について質問をさせていただきます。

1点目、町有林の林齢と伐期について、また、今後の町の森林整備の考えについて。

2点目、森林経営管理制度は手入れの行き届いてない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度です。その中で意向調査も行われておりますが、町内の森林所有者の現状とあわせて伺いをいたします。

3点目、森林環境譲与税は市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して私有林人工面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されています。

また、森林環境及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては森林の整備に促進する施策に充てることとされておりますが、本町におい

ては、これまでの税収額と今日までどのような事業に活用されてきたのかお伺いいたします。

以上で最初の質問とさせていただきますので、町長よりお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にご答弁させていただきます。

大空町の森林面積は先ほど議員ご説明のとおり、森林総面積が1万3,243ヘクタール。内訳は町有林1,441ヘクタール、私有林8,727ヘクタール、国有林3,075ヘクタールで、大空町の総面積の約4割39%を占めているところであります。

まず1点目の町有林の伐期と今後の整備の考え方についてですが、令和6年2月時点で町有林1,441ヘクタール、そのうち防風保安林というものが329ヘクタールとなっております。

木の伐期ついてであります、標準的な伐採時期に係る指数として定められている標準伐期と、熟成した林齢での伐採時期を定めている主伐期というものがあります。人工林のカラマツは標準伐期30年、主伐期50年と定められ、トドマツにつきましては、標準伐期40年、主伐期55年、広葉樹等の天然林につきましては、標準伐期の基準ではなく80年となっているところであります。保安林を除く人工林のカラマツ面積331ヘクタールのうち、主伐期50年以上の面積が198ヘクタール、6割の森林が伐期を超過しています。

また、トドマツの面積は185ヘクタールのうち、主伐期55年以上の面積が63ヘクタール、34%が伐期を超過しています。天然林面積は338ヘクタールのうち、標準伐期80年以上の面積が200ヘクタール、59%約6割が伐期を超過しているという状況になっています。

町有林の管理につきましては、保安林を含め主伐期を超過している人工林を優先し、令和6年度は15ヘクタール、それ以降は年間30ヘクタールの更新を行いたい、そのように計画しているところであります。また、作業道に接していない森林が多く管理ができない区域があります。網走地区森林組合と作業箇所を協議して令和7年度から作業道を整備し、私有林も含め計画的に伐採が可能となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

保安林の伐採につきましては、木材売り払いとして伐採する択伐と木の生育上伐採する間伐があります。択伐は林帯幅が広い保安林につきましてはの作業方法で林帯幅20メートル以上残して伐採後、植林をまた新たに行うものであります。間伐につきましては、保安林の在籍に対し33%以内の伐採を行うもので、補助事業で伐採は可能ですが費用が発生するところであります。さらに、保安林内の木材というのは質があまり良くないため、売払収入というのは少ないという状況であります。このことから、防風保安林につきましては、林帯幅40メートル以上の箇所については、町が施業して、林帯幅40メートル未満は北海道が事業主体となり実施する治山事業で整備して行きたいと考

えております。治山事業は、都道府県が事業主体として事業実施が可能で市町村の負担はなく、伐採した木材は市町村の収入となります。

令和6年度は、大空町女満別朝日地区で5.6ヘクタール程度の実施を計画しております。なお、伐採した町有林及び保安林については、翌年度以降造林してまいるところであります。

2点目の森林経営管理制度に基づく意向調査と森林所有者の現状についてであります。森林経営管理制度は、森林所有者または森林経営の委託を受けた者が経営を行う一体的なまとまりのある森林の作業及び方法について作成した1期5カ年の計画に基づき、効率的かつ適切な経営管理を行って、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とした制度になります。私有林の人工林面積59%について令和5年度から9年度までの経営管理計画が作成されております。

私有林の整備は緑豊かな森事業を活用して実施しているところであり、国・道・町の補助金に森林環境譲与税を上乗せして造林費用の軽減を図っているところであります。しかし、森林経営管理計画を作成しないと補助事業の実施が出来ません。私有林の整備、促進を図るため、森林所有者に対して森林経営管理計画を作成していただくよう要請してまいります。

最後に、森林環境譲与税の税収と活用した事業内容についてであります。森林の有する公益的機能は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界がわからない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。このような現状のもと、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところでもあります。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として令和2年度から市町村と都道府県に対し私有林人工林面積林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分し譲与されています。大空町の森林環境譲与税は令和元年75万4千100円、令和2年1,602万6,000円、令和3年1,612万1,000円、令和4年2,107万4,000円となっております。基金残高は、令和元年317万円、令和2年820万4,000円、令和3年1,460万9,000円、令和4年1,907万8,000円と年々増加となっております。

令和5年度における森林環境譲与税の使途は、緑豊かな森づくり事業、森林情報システム更新、人材育成支援協議会負担金、林道維持補修事業等となっておりますが、令和6年度以降新たに森林環境譲与税の使途として作業路網の整備、私有林及び町有林の管理計画の作成、保安林の管理に充当し、大空町における森林の適正管理に充当してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 1 点目、町有林の現状お聞かせをいただきました。やはり主伐期を越えている地区が増えているということも聞かせいただきましたし、その中で、生活機能の保全林である防風林の話も出ました。実際にそれらについても厳しい制約があるということもお聞きをしましたし、帯状に 20 メートル残しなさいとか、40 メートル以上のところは、町がやるとかそういうことも確認をしましたが、実際に課題としては、やはり伐期が越えているということは木が腐蓄して倒れて所有地に入ったり、住民の方も言われているのですが、または道を塞いでいる場合もあるということで困っているということもお聞きしましたし、また、防風林については、以前同僚の議員から質問あった経緯もあるのですが、それ以外にも農業関係者の方から、GPS の支障になる。または日陰になって妨げになるということもお聞かせをいただいたことがあります。実際に、やはりそういうものをしっかりと対応していただきたいなと思いますし、実際に制約が難しくてなかなかできないところもあると。そして治山事業とか道の負担がなく行えること、これはすばらしいことだなと思いますので是非取り組んでいただきたいと思いますが、やはり、やっぱり地域住民の方と連携をしながら、しっかりとそういうものに対応できるようになっているのか、その 1 点について、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの質問にご答弁させていただきます。

防風保安林ではない町有林で農地に接しているようなところで、その枝が畑に落ちる、あるいは風で木が倒木して農地に倒れる、そういった様な影響を与えているものについては、そういった状況になったときには速やかに撤去等をさせていただいておりますし、また農地等どうしても日陰になって生育がよくないというところについては優先して伐採をさせていただいている状況にあります。今後もそういった余り制限のかかっていない森林につきましては、特に農地へ接しているところについては、畑を耕作されている方々のご意向を聞きながら対策してまいりたいと考えています。

一方で防風保安林につきましては、これは過去にも議員の方から何とかならないかというご質問をいただいた経過にあります。その時にも恐らく同じような答弁をしているかもしれないのですがけれども、防風保安林につきましては伐採についての非常に厳しい基準がありまして、要望のとおり対応できていないというのが現状でございます。聞き取りをして可能な範囲で対応してまいりたいと考えておりますけれども、先程申しましたように主伐期 40 メートル林帯幅があるところは町で、それ以下のところは道の治山事業活用しながら引き続き行ってまいりますことと、令和 3 年ぐらいからオホーツク圏活性化期成会の要望事項の中に防風保安林の伐採について、もっと柔軟に対応していただけるように要望しておりますので、そういったものも引き続き、国あるいは北海道等に対して要請してまいりたいと考えております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。町長から保安林、防風林については難しいこともお聞かせいただきましたし、令和 3 年にオホーツク圏活性化期成会においても議題にあげたということもお聞きをしました。このことについてはしっかりと近隣の方とも連携する、もちろん林業関係も含めてでございますが、しっかりと協議を進めながら適切に対応していただくようお願いしたいと思います。

続いて、2 点目に移らせていただきたいと思います。

2 点目、森林経営管理制度の意向調査について説明をいただきましたが、実際に回答をいただいても、なかなか回答がいただけないところがあると、全国的にも問題になっていることでございますが、やはりしっかりと把握できないということは、事業としても形態をしっかりととか、色々説明をいただきましたが、ですがやっぱりしっかりと森林所有者を把握することが今後大切になってくると思いますし、実際に今の方も高齢化が進んでいるということもありますし、実際にほかの市町村などにおいても所有者がなかなかわからないということで、どうしても作業するに当たって大規模にやる場合が多いので、どうしても森林が中間にあったら支障をきたしたとか、そういうことも問題になっております。

森林経営管理制度、この制度の中では所有者がわからないところ一定期間探索、告示を行って、場合によっては市町村で管理を行った事例も現在 133 町村ぐらい、令和 4 年の段階であるということでありましたので、今後増えてくるのではないかなと危惧をしております。そのことについて改めてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今、議員おっしゃるとおり森林所有者を確認しようとしてもなかなか難しくできない。また森林組合から森林所有者へアンケートなどしてもなかなか全てから回答が来ないというような話をいただいているところであります。そういった周知だけではなかなか不十分なこともあろうかと思っておりますので、町としてできることは、ホームページや広報紙等で、定期的な私有林の補助事業制度そういったものを情報掲載して、私有林の管理の啓蒙普及を図っていくと共に、やはり森林所有者の把握というのも町と協力しながら行ってまいりたいと、そのように考えております。

また、近年私有林の管理が行き届かなくて、町村が代行するような事例もあるように聞いておりますけども、大空町においてはまだまだ自分たちの町有林の管理もこれから本腰を入れてやっていかなければならないという中でありますので、まだ私有林のところまでは手を出せないと思っております。まずは町有林の中でしっかりと主伐期を超えた、まだ材として価値があるようなものをしっかりと価値として伐採して売り払いをして、また新しい森林に更新していくというところを行ってまいりたい、そのように考えております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。2 点目については、やはり今後課題として、どうしても所有者なかなか難しいこともお聞かせをいただきました。また、それとともに町有林もなかなか伐期を超えていても整備が行き届いてない。なかなか間に合っていないということもお聞かせをいただきました。

その中で3点目に、森林環境譲与税に移らせていただきたいと思うのですが、森林環境譲与税、令和6年から枠組みが変わると、計算方式が変わると、個人住民税の均等割の枠組みで、国のかわりに国税として年額1人1,000円ほどだったと思うのですが、市町村が賦課徴収を行うというものであって、実際令和6年度見込みで結構なのでどれぐらいの金額なのか、あとは事業の活用の事例も聞きましたが、緑豊かな森づくりともお聞かせをいただきましたが、実際に緑豊かな森事業によって、造林、下刈り、間伐等を行ってきたと。実際に2月19日町のホームページ更新された内容で、見させていただいたのですが、それによっては令和4年度などについては森林所有者の負担軽減のため燃油代、人件費等補助したりとか、枝打ち作業を増やしたりとか、そういうふうに補助対象拡大もお聞きをしました。

また、人材育成に対しても、北の森づくり専門学校に対して負担金を出しているということもお聞かせいただきましたが、その中で改めてお願いしたいことが、実際にホームページの方を見たのですが、事業内容と予算は出ているのですけれども、他の町のようにもう少しわかりやすく啓発していただきたいなと。あと、実際に林野庁も周知に努めるように、この事業について言っていますので、実際に町の広報などでわかりやすいように、税収もいただいているものでありますから、しっかりとどういう事業に使われているのか、また場合によっては写真とかで事例を掲載している自治体も見受けられておりますし、近隣の北見だったら木材の利用普及啓発に対してなのですが、事業箇所、町施設または木製品表示なども行っております。ホームページで確認をさせていただいたのですが、やはりそういうものもしっかり行っていただきたいと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずは令和6年度から個人住民税に1,000円上乗せされて、それが森林環境税として国民が納めるという形になります。細かな資料というのはございませんけども、予算書におきましては、令和6年度森林環境譲与税2,586万2,000円を見込んでいるところであります。

また、森林環境譲与税の使い道につきましては、これまで広報、さまざまなホームページを含めまして、森林環境譲与税をどういった活用方策で行ったかということは、あまり示していなかったのではないかなと思っております。ただ、やはり令和6年度からは、町民一人一人が一世帯当たり1,000円という形の中で、個人住民税の中で収めるということでございますので、しっか

りその使い道というのは、どういう形になるかわかりませんが、町民の皆さんにこういう形で使いましたということはお知らせしていきたいということで考えておりますので、その方式等については今後検討させていただければと思います。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。町長よりこれからしっかりと周知方法なども検討していただけると。また令和 6 年の見込み額も 2, 5 8 6 万円とお示しをいただきましたが、これで最後の質問にしたいと思うのですが、やはり森林環境譲与税、今、路網整備とか、どうしても林業で必要なものは、やはり林業を効率的に行うために路網整備しなければいけない。それらについても基金、少しずつ増やしているということで、実情お聞きかせをいただいたのですが、実際に 1 番の課題は整備が進まない理由としては、新たな人材がなかなか育成できてない。あとは森林組合にお願いする部分も多いのですが、やはり、新たな事業所なども今後生まれてくれば、もう少し整備も進んでくるのかなと思います。実際に林業は大変難しい、危険な職種だと私自身理解をしていますし、また、そういうものに対して、研修に対して助成を行ったり、または、資機材とか、どうしても投資に必要な重機などもありますので、そういうものもしっかり町としてできる限りの支援してほしいと思います。このことについて、最後何か考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 森林施業について、従事者の確保もそうですし、働いている方の高齢化そういったとか今大きな課題になっているということは重々承知しているところであります。

大空町も令和 6 年度から町有林のところ少し伐採等含めてやっていこうと思っているところでありますけれども、1 番のネックはそれを担っていただける施行業者が、うちがやりたいだけの事業出来るかどうかというところの課題というものもあるかとそのように考えております。そういった中で森林作業業者の機材であるとか、職員の研修であるとか、そういったところに、私はこの森林環境譲与税というのを活用することはできるのではないかなと思いますけれども、ただ大空町が単独でそれをやるのかというと、決してそうではないのではないかなと思っています。近隣市町と特に森林組合等がそれぞれの組合の下についている市町がありますので、そういったところと連携して、どのような支援が必要であるかということを考えていかなければならないのかなと、そのように思っております。いずれにしてもやはりこの森林というものをこれからますます適正に管理して伐採し、植林していくというサイクルを回すためには、施行業者、それを行っていただける方々をいかに確保していくかということが重要になってくるかと思いますので、そういったところにも、こういったせっかく頂いた譲与税でございますので、有効に活用

できるよう検討してまいりたいと考えております。

◇上地議員 一般質問終わります。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時16分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第7、一般質問を続けます。
次に、2番、川村淳議員の一般質問を許します。

◇川村議員 はい、2番。令和6年第1回大空町議会定例会通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私からは、大空町の認知度についてご質問をさせていただきます。

平成18年3月31日の町村合併で大空町が誕生して、今年で丸18年が経過しようとしております。この間、町としても色々な施策や取り組みにより、大空町の町名や地名を広くPRされてきたと思いますが、先日私がたまたま目にした調査で、知名度調査の結果が出ていたのですけれども、その結果によるとオホーツク管内の18市町村のうち大空町が17位と下から2番目の認知度となっております。ちょっと残念だったなというのが本音ではありましたけれども、やはりこれからの人口減少問題等、また、ふるさと納税等も増やしていきたいという思いもありますので、それをやっていくためにも、まずは大空町というこの名前の認知度を上げていかなければならないのかなと考えております。それに基づきまして、2点、町長に伺いたいと思います。

一つ目、色々なアンケート、調査があるかと思うのですが、こういった大空町の今の認知度の現状を見てどの様にとらえているのか。

二つ目、移住・定住施策いろいろ頑張りをまして、都市部でもPR活動を行っておりますが、今後まちづくりの重点政策として位置づけて取り組みを推進してみたらどうかと考えています。

この2点についてご質問させていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の一般質問にご答弁させていただきます。

まず現状をどう捉えているのかについてであります。オホーツクAI推進協議会が実施したオホーツク地域における認知度・魅力度等調査結果におきましては、今回も17位という事でございますけれども、前年の調査結果も確か17位であったと、そのように認識しているところでございます。

一方で、他にも同じような認知度調査が行われていることも承知しています。例えば、第12回住みたい田舎ベストランキングというものがございまして、この調査によれば全国1万人以下の市町村部門で大空町が全国で15位、北海道エリアでも7位という結果が出ております。多くの自治体がある中で大空町が上位にランキングしているということは大変うれしいことだと思っております。ただし、これらの調査については、調査対象者や対象地域が異なります。ランキングの結果だけに目を向けるのではなく、調査対象者等も含めた基礎データにも目を向け、大空町の魅力発信のあり方を検討、改善していかなければならないのであると、そのように考えております。

どうしてもランキングという形式で結果が出ますと、その結果に一喜一憂してしまうところではありますが、そうではなく冷静に結果を分析して、今後の施策に役立てていくということも必要ではないかなと思っております。

もう一方で、私個人の本当のこの現状の17位という部分のとらえ方なのですけれども、オホーツク管内18市町村ある中で、合併した市、町もあります。その中で、大空町のように旧市や旧町の名称等を冠していない町というのは大空町だけであって、それ以外は、どこか大きな市であるとか、大きな町の名称を冠して町名にしています。合併して18年ということで、大空町としても合併当初から、大空町の魅力を高める、知名度を高める取り組みをしてきました。それと同時に、他の17市町村も18年間、自分のところの知名度を上げる、魅力を高める努力をしてきた。その以前の50年100年ぐらいのスパンの中でもそういった活動を継続して行っている中であって、大空町が最下位ではなく17位、そして大空町より上位にランクされている町村とそんなにポイントに差がないということは、合併して以来、職員そして町民の皆さん、議会議員の皆さんの魅力向上等のさまざまな取り組みのおかげであるのではないかな、そのように認識しております。

さらに、魅力発信等を重点政策として位置づけた取り組みについてでございますが、本定例会に議案としても上程しております、まちづくり推進室という新たな部署を来年度設けたいと考えております。現下の課題でありますDX、GXの推進、人の流れの創出拡大、行政サービスの維持向上等に積極的に取り組む必要があります。また、情報発信力についても強化、効率化を図る必要があると考えております。これまでは一つ一つの情報を結びつけることなく、それぞれ点として情報発信することが多かったかと思います。今後は情報発信に係る業務を一つの部署に集約することで、線や面となった有機的な情報発信を行って行けるものと期待しているところであります。それ以外にもSNSの利用拡大と大空町の知名度向上ために実施してきた大空町のとおきフォトコンテストなど、町外の皆様が大空町のことを認知いただける機会をこれまで以上に積極的に開催していくことも検討したいと考えております。情報発信のあり方というのは大変難しい側面が多いと感じております。しかし、大空町の認知度を高める必要性は十分認識しているところであります。単なる情報発信だけではなく、大空町の価値や魅力を高める施策を効果的に推進し、町として戦略的に情報発信してまいります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 一つ目の質問に対して再質問させていただきます。

町長のおっしゃるとおり、アンケートというのは色々な対象に向けられておりまして、さまざまな内容のアンケート調査が行われております。それによって結果は違ってきていて、うちの町として一生懸命取り組んでいました移住者、定住者向けのアンケート結果につきましては、素晴らしい結果が出ていまして、政策として取り組むことによってそういった効果が得られるのかなというのを僕も実感しております。それに続きまして、やはりまだまだ広く認知度を上げてくという取り組みを多方面において行っていく必要があるのかなと考えております。また今回、いろんなデータもあると思うのですけれども、そういういろんなデータを分析しながら今後に生かしていただきますようお願いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 魅力を、認知度を向上させる取り組みというのは、なかなか本当に難しいもので、事業や施策を打ったからすぐ翌年に結果が現れるというものではないと思っております。18年やって積み上げてきたものが、今は下から2番目というところでございますので、今後もさまざまな方法があるのだろうと思います。役場職員だけで認知度向上取り組みというのを推進していくのにも限界があるようにも感じております。必要に応じて民間の方のお力をお借りするなど、そういったものを活用しながら認知度を、そして魅力度の向上というものに努めてまいりたいと思います。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ありがとうございます。

続いて二つ目の質問につきまして再質問させていただきたいのですけれども、これからの時代を見据えた中で、町長が先程の答弁の中でまちづくり推進室をつくり事業展開していくということで、私個人としても期待をしております。行政としての情報発信は、町民向けのものから町外向けのものまで幅広いものになると思います。体制を整備して各DX政策などを中心として運営をしていただけたらと思っております。

また、私共、町のいろんなSNSのアカウントをフォローさせていただいておりますけれども、SNSの発信の内容としてはとても素晴らしい内容が多いです。内容も多いし頻度もかなり多く発信していきまして、フォロワーの人達はちょっとまだまだ少ない中ではありますけれども、頑張っているなと感じております。中でもインスタにつきましてはフォロワーがいないと実は情報がそんなに拡散しないものになっておりまして、凄く勿体ないなと思ってい

るのが、もう少しSNSの仕組みというものを担当者がきちっと理解した中で、きちっと使い分けていく必要があるのではないかなと考えております。先程も言いましたけれども、投稿内容についてはとてもすばらしくて、担当者の方もすごく頑張っているだろうなと思っておりますけれども、現状は情報を流しているだけで、きちんと発信まで結びついていないというのが現状なのかなと思っておりますので、ちょっとこの辺につきまして考えがあれば一言お願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私も残念ながらインスタだとかSNSだとかにちょっと疎いものですから、どのような形であれば広く知れ渡るかというところはなかなか分からないところではあるのですが、どう発信すれば広く効果があるかというところ、そこは行政が発信するSNSやインスタグラムであるかと思しますので、一個人が行う様な同じような発信の仕方というのは、ひょっとしたら出来ないのかなと思いつつも、そういった効果があるような発信の仕方そういったものは、いろんな他の町が行っているようなものも参考にしながら、しっかり検討してまいりたいなと思っております。

◇議 長 2番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、ありがとうございます。本当に少しか勉強をすると意外とよくなるので、そこはちょっと実践的にやっていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、初めにも触れましたけれども合併して18年が経過します。私も実は、平成18年4月1日に大空町に移住をしております、もう少しで18年が経過しようとしております。大空町で生まれて育った子どもたちが、高校を卒業して成人を迎える、そして巣立っていく時期でもございます。その子どもたちがこの大空町を出たときに、胸を張って私は大空町の出身ですと言って、大空町ねと皆さんに納得してもらえる、いい街だよねと言ってもらえるような日を目指して、これからも継続して認知度向上に向けて努力していただくことをお願いして私からの一般質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。インスタグラムであるとかSNSの発信の仕方、何かそういう良い機会があれば是非職員に職員研修がてら参加させて見たいものだなと、そのように思います。

子どもたちが成長し、いずれ大空町を離れて、いろんな職場であったり学校であったり、そういった中で活動する中で、何処出身なのということで大空町だよって言ったときに、大空町だって皆さんに理解してもらえ様になれば、やはり1番いいことだなとは思っています。そういったことになるように、今後も引

き続き努力していくとともに、周りからどこの町出身だからということだけではなく、その、人が大空町で住んで暮らしてよかったなと思えるようなところも、そこも平行しながらしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともさまざまな面でご指導、そして特に大空町のPRの面ではご理解、ご協力いただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇川村議員 終わります。

◇議 長 これにて、川村淳議員の一般質問を終了します。

日程第7、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和6年第1回定例会通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項、大項目第1点目は、地震災害への備えについてです。

今年元日に発生いたしました能登半島地震は、家屋の倒壊、道路の損壊、さらに津波の襲来等により甚大な被害をもたらしました。関係機関の懸命な復興支援が行われておりますけれども、2月末現在で、まだ、1万1,400人もの方々が避難生活を余儀なくされていると報道をされております。命の源は水です。生活用水の確保は大きな課題となっています。2カ月が経過してもなお断水が続く地域があるなど、被害に遭われた方へ寄り添った長期的な災害支援体制が必要な事態となっております。1日も早い復興、復旧を願うものでございます。

さて、地震大国日本と言われている状況を踏まえ、大空町周辺の地殻情報収集について伺います。

大空町周辺はここ10年間大きな地震の体験がない状況ですが、地殻や活断層に関する情報を確認し、地震災害への備えを再確認していく必要があると思います。防災計画中の地震災害への備えに関し研究機関からの最新情報の収集等に基づく、計画内容の確認と見直しについて、今回の地震災害の状況を鑑みて、町長はどのような見解をお持ちか伺います。

2点目といたしまして、地震に備える優先的地域課題の検討が重要ではないでしょうか。地震の備えとして大空町は何を優先的に対応すべきなのか、計画的に進める必要があると思います。老朽化している水道管路の更新整備は生活基盤整備として、優先地域課題であり計画を繰り上げてでも進めていく考えはないでしょうか。令和5年度と本年度の町政執行方針にも触れられています、水道アセットメント計画に基づき計画的な施設の維持更新が進められると思います。命の源である水の確保と安定供給を優先していくことがいかに重要なことか、今回の能登半島地域で被災された方々の苦難が今なお継続している状況を鑑みると、地震災害に対する認識を新たにしなければなりません。町長の見解をお伺いいたします。

住宅環境整備といたしまして、大空町耐震改修促進計画において、民間住宅

の耐震化の推進が盛り込まれています。大きな地震を経験していない地域性もあり、住宅の耐震化についての町民の関心や認識は高いとは言えない状況ではないでしょうか。耐震改修促進計画の進捗状況と今後どのように推進していくのか意識啓発等をどう進めていくのか、また耐震促進策として、町単独の耐震改修助成措置等の支援策を検討するのも一理ではないかなと考えております。町長の見解を伺います。

質問事項の大項目の2点目でございます。食育推進における食物アレルギー対策についてです。

文部科学省が平成26年に出した学校給食における対応指針においても、食物アレルギーに対する相談体制の充実が求められています。児童、生徒や保護者に寄り添い、心理的、経済的な負担軽減に向けた対応の充実が必要と考えます。令和2年度の文部科学省の調査資料によりますと、公立学校食物アレルギーの児童、生徒の割合は、幼稚園等で5.88%、小学校で9.3%、中学校で10.7%、高等学校では8.8%となっています。

令和4年度からは、保健医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用がなされるなど、保護者の負担軽減策がなされています。食育の推進とアレルギー体質は、個人、個性として人権尊重の基本精神を確認して対応するという事で、国レベルでも充実策が図られています。本町における食物アレルギーの児童、生徒に関する情報収集と児童、生徒の安全管理の状況等今後どのような方針で進めていくのか教育長にお伺いいたします。

2点目といたしまして、食物アレルギー対応の施設整備の推進について伺います。アレルギー対応食の提供については、教育の機会均等や食育推進の観点から十分配慮して対応されていると承知しています。安心安全な食事の提供と食事を楽しむ献立作りに調理担当現場では大変苦勞と努力がなされております。大空町の学校給食の献立は、令和4年度北海道学校給食コンクール優秀賞。令和5年度学校給食甲子園では優秀賞を受賞されております。栄養教諭、調理員の方々の日ごろの努力の賜物であると敬意を表するものでございます。

給食施設整備については、公共施設等総合管理計画、学校施設等長寿命化計画に基づき大規模改修、内部設備改修、機械設備改修等は進められると思います。食物アレルギー食の対応に関する施設整備については、今後どのような観점에서計画に盛り込まれて進められるのか教育長の見解をお伺いいたします。

質問事項第3点目は、町政執行方針と自治基本条例についてです。町政執行方針に示されている各種施策は、自治基本条例の基本理念を基盤にして、町民と情報共有して行政運営と事業推進が図られると思います。令和8年度からの第3次総合計画策定に向けた町民アンケートの実施調査結果の考察に基づく、計画案づくりに関しては、町民参加と町政に関する情報の共有が必要と考えます。町長が目指す町民の要望を的確にとらえコミュニケーションを大切にしまちづくりを進めるために、今後、自治基本条例の推進状況を確認し、条例の見直し等について、町民委員会へ諮問していく考えはあるのか、町長の見解をお伺いいたします。

以上、大項目3つになりますけれども、よろしくお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員の一般質問にご答弁申し上げます。

まず、大項目の一つ目、地震災害への備えについてであります。

本年1月1日に発生した能登半島地震で注目されている活断層とは、断層のうち特に数十万年毎に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを言います。日本では2,000以上もの活断層が見つかっていると言われていています。

大空町ではこれまで震度5弱以上の大きな地震は発生していないことから、平成30年9月の胆振東部地震や能登半島地震のような大規模な地震災害の経験、体験というのはありません。大空町に近い場所の活断層に関する情報として政府の地震調査研究推進本部が長期評価している主要活断層、標津断層帯、その他の断層帯として網走湖東岸断層帯があります。主要断層帯とは地震調査研究推進本部が全国に多数分布する活断層の調査を効率的に実施するため、活動度や活動した際の社会への影響度等を考慮し、基盤的な調査対象として選定した断層帯を言い、その他の断層とは、主要活断層帯、活断層の地域評価における詳細な評価対象とする活断層帯以外の活断層のことを言います。活断層の存在については、政府の地震調査研究推進本部や北海道の地域防災計画等で確認しています。

主要活断層標津断層帯について北海道は地震被害想定調査結果を公表しております。しかしながら、その他の活断層である網走湖東岸断層帯は評価が行われていないことから、想定する被害規模も不明であります。活断層が次に動く時期が何時なのかと予想することは非常に難しい。逆に言えば何時活断層が動いてもおかしくないと考えすることもできます。住民に対しては、活断層の存在を認識した上で地震に対する心構え、例えば、家具の固定など身の回りの安全対策を持っていただけるように着実な啓発活動、防災教育を行ってまいります。

最近の報道では能登半島地震を受けて政府の地震調査研究推進本部は全国で進めている活断層型地震の長期評価の作業を急ぎ、予定より早めて公表することを決めたようであります。本町も地震被害想定調査等の情報を把握し本町の防災対策に役立ててまいりたいと考えております。

大空町地域防災計画は災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、大空町の地域にかかわる防災に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施するに当たり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために作成する計画です。大空町地域防災計画の作成に際しては、国の防災基本計画、都道府県の地域防災計画等を踏まえて作成します。現在、国の防災基本計画、北海道の地域防災計画、気象庁の警報発表基準等の改正、災害対策基本法計画内容の経年変化、災害教訓等の情報を収集整理して、大空町地域防災計画の見直しの準備を進めております。令和6年度には大空町地域防災計画の修正を行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、地震に備える優先的地域課題の関係であります。能登半島地震では、

いまだに多くの住民が断水となっており、不便な状況が続いていることを考えますと、水道施設の被害の防止や水道水を供給し続けることは非常に重要なことであり、老朽管路の更新は優先して対策を進めていく必要があると認識しております。本年度、アセットマネジメントを実施しており最近完成したため、議員の皆様にはまだ示しておりませんので、後ほど担当者に説明させますが、これを踏まえて施設更新を進めることとしております。

次に、耐震改修促進計画の関係についてであります。令和4年3月に計画を策定しており、当時の民間住宅の耐震化率は75.9%です。現時点といたしましては、その後の住宅新築や古い住宅の除却の状況から77%程度と推計しており耐震改修が進んでいるというよりは、新築や建替えなどで耐震化率が上昇している状況となっております。耐震改修促進計画の中では、住宅の耐震化率を95%にすることを目標としておりますが、まだまだ遠い状況にあります。

住宅の耐震化に関する支援策ということについてであります。耐震化を目的とした町独自の施策は現在ありませんが、昭和56年以前の戸建て木造住宅の無料耐震診断というものが北海道により実施されておりますので、この周知や住宅耐震化の相談窓口の設置、令和4年度には地震に備える安全対策というパンフレットを作成し全戸配布を行ったところであります。

また、町が実施している住宅リフォーム事業補助金は耐震補強にも活用可能なものとなっておりますので、現状といたしましては、この住宅リフォーム補助事業を活用することで、特段新たな支援策については考えていない状況であります。

最後に、自治基本条例の進捗状況の確認、条例の見直し等に係る町民委員会の諮問について、ご答弁させていただきます。大空町自治基本条例におきましては、条例の実効性を高めるために、大空町民自治推進委員会を設置し、必要な意見を求めること、また、4年を超えない期間ごとに条例の見直し等について、同委員会に諮問することと定められておりますことから、令和5年2月に、私から大空町自治推進委員会に対して条例の見直し等について諮問を行ったところであります。現在、同委員会におきましては、現在の社会情勢等を踏まえて自治基本条例の運用状況の検証及び条例の見直しの必要性についてご審議いただいているとの報告を受けております。前回は、令和3年3月に大空町民自治推進委員会から答申を受けたところでありますが、その際には答申の内容を十分に精査の上、条例の一部を改正実施いたしました。今回同委員会から検証結果に基づき、答申をちょうだいすることとなりますが、前回同様にいただいた内容を十分に精査の上、必要に応じて条例の改正や運用状況の見直し等行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 鈴木議員からの一般質問に対してご答弁申し上げます。

まず1点目の相談体制の充実についてのご質問でございますが、学校給食

は義務教育における教育活動の一環として、その目的は適切な栄養の摂取による健康の保持増進と社交性や共同性を養い、食生活が自然の恩恵の上に成り立つことについて、理解を深めるものとされています。

食物アレルギーについては厚生労働省の調査によると、15年ほど前から増加傾向にあり、小児から成人まで幅広い年齢に認められ、最近は果物や野菜など多品目に渡るアレルギー食物が報告されております。

大空町の学校給食におけるアレルギー対応につきましては、平成27年に策定した学校給食における食物アレルギーの手引に基づき、アレルギーを有する児童・生徒も、他の児童・生徒と同じように学校給食を楽しめることを目指し、医師の診断や保護の児童・生徒の実態を総合的に判断し、安全性を最優先とする対応食の提供を行っております。

具体的には、新たに小学校へ入学する児童に対して前年の11月から食物アレルギーに関する調査を実施し、アレルギーを有する児童の保護者に対して、栄養教諭と養護教諭が面談を行っています。また、この面談を通じて学校給食においてアレルギー対応を希望する保護者に対しては医療機関への受診により、医師が診断した学校生活管理指導表の提出を求めることとしています。この学校生活管理指導表には食物アレルギーの病原、原因食物や診断根拠、また、学校生活の留意点について医師が診断した内容が記載されており、この管理指導表に基づいて、家庭における食生活の状況やアナフィラキシーショック時の薬の対応などを聴取した上で、給食提供の可否、食材の献立の情報、アナフィラキシーショック時のエピペンの扱いなどについて、学校給食で可能な対応を説明し、保護者の理解を深めながら対応方法を決めております。

なお、この対応は他のすべての学年において毎年行っており、年齢とともに変化するアレルギー対応のため、中学卒業まで継続的に実施しているものです。

学校給食における食物アレルギーの対応食はレベル別に分けられ、児童・生徒のアレルギー品目に応じて原因食品を給食から除いて提供する除去食対応や原因食物を別の食物に変える代替食対応、それらが全て困難な場合は弁当を持参する対応をとることとしております。こうした対応は、ほかの児童・生徒と一緒に給食が食べられるようにするものでありますが、一方で、児童・生徒の健康面の安全を最優先にすることを基本的な考えに据えたものであります。

また、保護者との面談により決定した対応方法に関しては、給食センターはもとより、担任を初め、全ての教員に対して情報共有が行われ、給食センターの調理時から配送や配膳、給食の提供時や食後において、全てが管理されることとなります。さらに原因食物が多品目にわたる場合や特別な対応が必要な児童・生徒に関しては、献立作成の際に、栄養教諭が保護者と毎月面談をして、保護者の不安に対する相談にも応じながら対応を図っております。

続きまして、2点目のアレルギー対応に対する施設設備についてのご質問についてですが、大空町の学校給食は女満別及び東藻琴給食センターで調理されており、それぞれの地区の学校へ配送されております。女満別給食センターは、平成22年に整備され、東藻琴給食センターは平成8年に整備された施

設で、両施設ともに細菌の繁殖防止のために、床に水が落ちない、いわゆるドライシステムを採用しております。

また、両施設は鉄筋コンクリート造と堅牢で耐用年数の問題はないため、建物の建替えを想定していませんが、機械や設備は耐用年数に応じて更新を図る予定となっており、栄養教諭や調理員の意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

施設面でのアレルギー対応に関しては、女満別給食センターは代替食を調理するスペースはありますが、東藻琴給食センターに専用スペースはないものの、除去食及び代替食の対応が可能となっております。しかしながら、コンタミネーションと呼ばれるアレルギー物質の微量混入の防止は両センターとも対応はできない施設となっております。この微量混入とは調理の際に意図せずアレルギー物質が混入してしまう場合のことであり、全国的な例では、目に見えない微粒の小麦粉が空气中に飛散して、調理中に混入してしまい、アレルギーを発症した事例が報告されています。こうしたことから、小麦粉のような空气中に飛散してしまう食材がアレルギー原因の場合は対応が困難であり、これに対応できる給食施設は全国的に少数となっております。

本町においても、こうした微量混入に対応することは難しいと考えており、小麦などがアレルギーの原因食品の場合は、米粉パンなどの代替食や弁当により児童・生徒の安全面を最優先とした対応となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 山本建設課参事。

◇建設課参事 水道事業のアセットマネジメントについて説明いたします。

今回アセットマネジメントで検討した内容としましては、水道施設の更新、需要の見通しの検討、更新費用の試算、施設の再構築の検討、財源確保など、財政収支の検討を実施しており、検討期間としましては40年間としております。これらの検討では具体的にどこの管路から更新するかなどを明確に決めているものではありませんが、検討過程も現状把握において、東藻琴地区の管路の老朽化が目立っていることが判明しております。検討した結果としましては、経費的には40年間の合計で約230億から310億円の更新費用が必要と試算しており、これに伴い、水道料金は5.6倍から7.0倍に引き上げる必要があるとの検討結果となっております。

今後はこれらの検討結果をもとに、具体的にどこの管路をどの程度ずつ更新するかなどの短期的な更新計画を決めていくことになります。

もっと早い段階で議員の皆様にご説明すべきことでありましたが、遅れてしまい大変申し訳ございませんでした。改めて常任委員会等において詳しく説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩し

ます。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。5番、鈴木秀之委員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。

まず地震災害の備えについて、小項目のほうから地殻情報の収集をということでお尋ねした関係についてお尋ねします。

町長のほうでもご答弁いただきました。近くにあるのは標津断層帯、それと、規模が小さいというか、まだ、調査が完全になされていないということで、網走湖東方断層群というのが実は政府の方で地震調査研究推進本部というのが立ち上がっております。その中で、これは国土地理院とかが入っております、その中の産業技術総合研究所というのがその中にも入っております。その産業技術研究所のホームページにアクセスいたしまして網走湖東岸、網走湖東方断層群というのを検索しますと地図上でも表示が出ているという状況であります。そういう活断層がこれから調査をしていくということで、地震調査研究推進本部の方は、まずは都市のほうから調査を開始して、だんだん郡部の方に来ると。それで計画を町長がおっしゃっていましたが、早めるという状況でございます。そういうことで、やはり、町民の方々への情報提供ということについて、正確な情報に基づいて情報提供いただき、3月2日にも防災訓練がありました。そういう中でも町民の方々へ情報を提供していただくと。それから令和6年防災計画の中での対応についてもお検討いただくということでございます。

この網走气象台の方の活断層のメモを見ますと、いつ活断層が動いてもおかしくないということであり、想定しなければならないというメモもございますので、その点について対応をよろしくお願いしたいと思っております。

そういうことで1点目につきましては、内容の関係につきましては、是非この情報に基づいて、地震災害に対する防災備品整備備蓄化計画ということについても再検討をぜひお願いをしたいということで、特に冬季の災害対応については重要な課題と思われますので、その関係につきましては、ちょっとご確認ということで1回目の質問とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 再質問にお答えいたします。

災害に対する特に地震災害というのは、冒頭にも私申しましたように、大空町旧女満別、旧東藻琴についても、大きな災害というのを恐らく経験してきて

いないという中であって、いかに、当然災害に対する準備等を町民の皆様に行っていたかなければならないのですけども、それにはやはり正確な情報というのをきちっと把握してお伝えしなければならぬのかなと。ただ、網走湖の東岸断層帯があるということを持って情報を伝達してしまいますと、いたずらに町民の方々の不安を煽ってしまうということにもつながりますので、そこはしっかり、さまざまな科学的見地に基づいた情報を適宜適切な場所で発信させていただきたいと考えております。

また、今回3月2日に寒い中で防災訓練が行われました。少しちょっと中タイツとか履いていなかったものですから、寒くて実際の冬期間の災害現場というのはこんな状況なのだなということを逆に肌身でわかったところであります。当然、地震が発生して家を出る時に誰も厚着だとかそんなことをして出るはずはないのだと思います。そういった中で、日ごろからどんな準備が必要なのか、その時期に応じた夏であれば夏、冬季間であれば冬季間の準備、そういったものが必要かというものも、今回改めてきちっと町民皆様に発信していく必要性を感じたところでありますので、今後さまざまな形の中で情報発信を考えていきたいなと、そのように考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 続きまして、地震に備える優先的地域課題の検討ということで再質問をさせていただきます。

水道の関係についてはアセスメント計画ということで、これについてはまた詳しく説明を聞かしていただけるということでございます。

緊急時の対応ということで、大空町簡易水道事業経営戦略、施設の老朽化があげられていますので、優先度を上げるということについて、これについて、先ほど水道料金の関係でもずいぶんと上がるというようなお話もございました。財源確保の観点これは国土交通省とかそういう所からの交付金制度を活用するとか、そういうことのための計画づくりということも含まれていると思いますけれども、内部協議をいたしまして、ライフラインの確保についての財源確保ということについて、優先事業実施ということの対応、なかなか難しいと思いますけれども、そういう方向で進める意向を町長はお持ちなのか、確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 水道管路更新に係る優先というものでございますけども、今、更新している水道管については、大きなものは大体の耐震化に満たした管で更新してきているところでありますけども、ただ、それを進めるにもやはり水道料金を把握しながら、ある程度平準化し計画的に更新しているところであります。これを、優先的に事業量を増やすとなると、先程も申しましたように水道料金にはね返るのかなと、そのように考えております。そうした中で、今後、今回の能登半島地震を契機に国のほうでいわゆる災害に強いというような部

分で、水道施設の整備の補助率だとか何かそういったもののかさ上げ、要は増額等があればそれに乗っかって、少しボリュームを多くした事業を進めていくことはできるかとは思いますが、現状の中ではやはり、計画更新の中で耐震に強い管を入れていくというところの対応しかできないのではないかなと、そのように考えているところであります。仮に今回の能登半島地震のように地殻が大きく変動して、耐震管を入れてもいなくても恐らく水道施設の損傷が起きたときには、恐らく大空町単独では施設の復旧や応急給水に対応することは困難だと、そのように思っております。そういった部分を担っていくために、災害発生時のスムーズな応援が受けられるような体制づくり、応援体制の確保というものもあわせてしっかり行って参りたいと、そのように考えております。

◇議長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 住民への情報提供という観点で、耐震住宅の耐震化という関係について、次に再質問させていただきます。

町長のご答弁にもございましたが、北海道では戸建て住宅の無料耐震診断を実施しております。ところが、なかなか、これを利用したという件数はゼロに近いと承知しております。なかなかその先程一回目に質問したたわけですが、大空町はなかなか地震災害にあったことがないということで、そういう意味では地震が無いところだと認識をどうしても私どもしてしまっております。

網走気象台の資料を見ますと、古いのですが昭和13年に屈斜路湖付近で6.1の地震があって、死者が1人、住宅全壊が7棟。昭和34年に弟子屈付近で6.3の地震、このときも住宅2棟が全壊とか、さかのぼればあるという状況でございます。ただ、どうしても心理学的に言いますと安心というか、ここは安全だという心理が働いてしまって、なかなか自分のところは耐震化をしなくても大丈夫だなということはありますけれども、状況として耐震診断が受けられる。そうして相談窓口を充実していただけるということでございますので、そういうPRに努めていただくということが本当に大事だなと思っております。

ただ、耐震工事について、これももう少し解説をしていただけるといいのではないかなというのは、耐震工法、北海道の方で実施している耐震工法についてはかなり本格的な耐震ということになっておりまして、今、軽度の耐震工法ということも研究をされているという状況もございます。そういう中で耐震対策について診断をして、それで耐震工事をするということで、先進的な事例でこれを両方とも助成措置を持っている町村もありますけれども、今のところご答弁では、住宅リフォーム事業をうまく活用して対応してもらいたいという状況でございます。そういうことも含めてでございますが、耐震工事の内容を検討していただいて、大空町独自に耐震工事をした場合の住宅リフォームについては額をかさ上げするとか、そういうことについてもご検討の余地はないかどうかについてお聞きをしたいと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 住宅の耐震化についてであります。私も申しましたように、耐震化するには北海道が行っている無料の耐震診断というのがあり、それを使うのがまずは無償でやれるということなのですけども、議員のおっしゃるとおり耐震診断を行った実績というのはないと伺っております。耐震診断に対しての補助制度を持っている町だとかはあります。そこが行っているものは耐震診断を行って耐震診断の結果、耐震工事をしなければならないという住宅の判定が出て、なおかつ耐震診断、耐震工事に係る設計だとかやったものに対して補助を出すというようなことになろうかと思えます。

まず先に耐震に係る助成制度を設けるべきなのか、まずは耐震診断を広くPRして耐震診断を行った上で、その状況だとか情報を北海道から町にフィードバックしていただいて、私どものほうで耐震診断を行って、結果として必要があるといったところに、そういった補強だとかそういった工事をする意向があるかどうかを把握してから助成制度を積み立てるということも、遅くはないのかなと思っております。

まずは自分の住宅56年以前の住宅で地震が来たときには怖いと思われる方に対して、そういった診断ができるというのをしっかり改めて広報あるいは折り込みのチラシでPRさせていただければと、その様に考えております。

◇議 長 5番、鈴木委員。

◇鈴木議員 それでは大項目2番目の食物食育推進と食物アレルギーの対応ということで、再質問をさせていただきます。

非常に大空町の給食センター両センターともに寄り添った対応していただけると認識しております。アレルギー食の対応として、レベル1として献立表による保護者と教員が生徒自身の判断で食べられるものを選択するというレベル1からずっと行ってレベル4までの代替食の対応ということになっていると思います。この関係について、非常に保護者と連絡を取り合って対応していただいているという状況でございます。その中で、今回、アレルギーを持っている子どもさんたちの関係でございますけれども、指導管理表の関係が保険対象として負担が軽減をされるということになっております。そういう中で、負担軽減になった部分の関係ですけれども、要するに、アレルギーの検査というのは年齢と共にだんだんこう変わってくるということで、非常に検査を詳細にこう何回も受けていくことになろうかと思っております。そういう関係について、保険対象になって医療費の関係も個人負担がないということかどうか、それも含めて保護者の心理的、経済的な負担に対して寄り添った相談体制を充実していただければと思いますが、その点について現場の対応ということについて、今の状況で十分かどうかということについて確認をさせていただきたいと思えます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。

学校管理指導表作成費用の助成事業実施要綱というのは平成27年に策定したもので、給食におけるアレルギー対応を希望する保護者に対して医療機関を受診のうえ、学校管理指導票の提出を求めることにしたことから、その費用に対して5,000円を上限に2分の1を助成する対応として来たところです。この管理指導表は全国的に統一の様式で、当初は医療機関で保険適用がされておりましたが、令和4年の診療報酬の改定により、現在は保険適用になっております。そのため、診療報酬の3割が自己負担となりますが、本町はこの自己負担分の医療費を助成しており、保護者の負担は事実上なくなるため、当該助成要綱に関しては令和6年3月をもって廃止する予定となっております。保護者の負担はないと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。保護者の負担が保険適用になると医療費助成の関係で大丈夫だということの確認でございましたので、近隣の町村ですが、調べたところ令和4年4月1日に学校生活管理指導表の保険適用になった後に、その対応の要綱を改正してまだ残しているという自治体もありますので、そこら辺の関係は医療助成制度の関係なのかなと思ひまして、聞かせていただいたところでございます。

食物アレルギーの対応食として、代替食なり、それから除去食対応なりで対応されているという中で、施設の整備についてはなかなか難しいという状況は私も認識しているところでございます。施設整備の中で出来ることと、それから代替食の献立を立てる現場での対応ということで、現場に過度の負担になるということの心配もございますので、そこらへんはうまく現場とそれから保護者とそれから学校の給食を食べる現場とのうまい連絡調整を是非、医師の共通理解をいただきながら進めていただければいいのではないかなと、余り現場の方へ過度に負担をかけると、先日もウズラの卵が、のどに詰まってしまったとかいう事故もございましたので、そういうことで現場では、本当に色々工夫をして調理をされていると認識しておりますので、ここらへんは現場と保護者とそれから学校との連絡調整をきちんと密にさせていただいて、できる範囲の中の施設整備の中で、もしうまく出来るのであればあれですけども、余り無理なことについてはよく理解をいただいた中で対応することによって進めていただければと思ひているところでございます。

ただ、アレルギーを持っている子どもさんはこれ一つの個性ということで、尊重していただいて対応をするのが大切だと認識をしておりますので、その点について、もう一度現場との調整等につきまして、対応についてご確認をしたいと思ひますのでご答弁をいただければと思ひます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。

学校給食は児童・生徒の安全・安心を保障し、徹底した衛生管理のもと、毎日提供は行われていますが、一方でそれに従事する職員は、健康管理はもちろんのこと感染防止のために、自身の接種する食べ物に一定の制限をした中で業務にあたっております。

現在は町民から食材の提供をいただき、栄養教諭や調理員が献立を工夫するなど、児童・生徒の皆さんがおいしくて笑顔になれるような給食、安心な給食を提供できるように、学校と共に連携を進めているところですが、大空町では先程申したとおり、女満別給食センターと東藻琴給食センターの2施設がございますが、児童生徒の減少、機械や整備の更新などから今後の給食センターについては、施設のあり方等について、私は検討が必要ではないかと考えておるところです。今後ともご理解とご協力を賜り、引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 それでは大項目3点目の町政執行方針と自治基本条例の関係につきまして、最後にお尋ねしたいと思います。

この関係につきましては、町民参加、町民と協働したまちづくりという中での自治基本条例でございます。当然自治基本条例につきましては、議会においても条例の中で謳われております議員の役割、責務を自ら確認するとともに、議会基本条例の確認ということについても見直し作業を進める必要があるかと思っております。

行政執行に当たる職員が自らの業務推進について確認もしていただきながら、特に情報の共有とか町民参加の推進については、パブリックコメントから住民アンケートとかあるわけですがけれども、なかなかそのパブリックコメントを出しても、パブリックコメントに回答するという件数もそんなに多くないという状況も承知しておるところでございます。やはり丁寧に町民の意向から意見を聞くという懇談会等の重要性があるのではないかなと思っております。町民との情報の共有それから町民の参加、推進については、行政情報の提供のあり方については是非丁寧な対応を進めていただきたいと思っております。自治基本条例の制定手法確認していただきながら、町政執行方針に基づく各種施策が展開をされるのではないかなと思っておりますので、そこら辺どこをどういうふうに見直していくとか、確認しているとかかは、これから町民委員会の中で諮問されているということでございますので、そういう意見を聞いていただいた中で是非ご検討を。改善するところは改善をするということで対応していただきたいと思っております。再度この関係について意見、町民に丁寧な説明をしていくということについての配慮について、していただければなと思っておりますので、この点について1点だけ確認をさせ

ていただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。町民がまちづくりに参画するという手法の中で、一部パブリックコメントを行ったり、あるいは審議会等開いて意見を聞いたり、さらには意見交換会の場を設けたりしているところでございます。

大空町で行っているパブリックコメント、全く一件も質問がないというのも多いのですが、たまに質問、意見がちゃんと出されるパブリックコメントもあるという状況になっています。

令和3年3月に大空町自治推進委員会からいただいた答申においても、やはりパブリックコメントに寄せられる意見が少数であるので、意見交換会への参加等と併用して効果的な組合せを検討すること。という内容の答申もいただいたところでございます。そういった経緯がございましたので、町ではパブリックコメントのみの選択ではなく、ものによるのだと思うのですが、やはり必要に応じて意見交換会、意見を聞く場を設け、あるいはきちんと議会から意見を聞くという場を併用して、町民皆様方のご意見を聞いているところであります。多分うちだけではなく、どこの市町においてもパブリックコメントしても結果的には意見がなく、ただやっているだけということもあろうかと思います。だけどやはりきちんと町民皆様の意見を政策に反映していくということは重要であると思いますので、こういったやり方が効果的なのか常日ごろ検討してまいりたいと考えているところであります。やはりこの自治基本条例は町民に適切な情報発信と町民の参画をいただいて、町民主体の自治を実現していくということで自治基本条例を作っているのだと思います。そういった趣旨に乗っ取りながら今後もまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 最後です。今回質問させていただいた案件につきましては、地震の関係から給食の関係から自治基本条例の関係、町民への情報の公開と情報の共有ということが必要だなということから、質問させていただきました。

本定例会、幸せを実現して暮らせる大空町を実現に向けて、新年度予算が提案されていると認識しております。町民、行政、議会が我が町の行政を再確認し、知識と知恵と工夫を出し合って、ともに考え、ともに行動し、支えあっていくという、そういう自治体としての自立的運営と、自立をしたまちづくりということで進められることを期待しております。

以上で質問を結びたいと思います。

◇町 長 ありがとうございました。町民の皆さんに町政に参加していただく。そのために情報発信を行うですけども、ただ発信すればいいということではなくて、その発信した内容を理解していただくということもとても大切な

ことでありますので、そういったことも引き続き町として努力しながら取り進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 午後 3時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 24 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 大 泉 知 功

署 名 議 員 川 村 淳

令和 6 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 6 年 3 月 6 日
- ・ 開 会 令和 6 年 3 月 6 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 3 月 13 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長		
代表	監査委員	農業委員会	会長		
副	町	長	福祉課	長	
総合	支所	長	福祉課	参事	
会計	管理者	産業課	長	長	
総務	課	長	移住・定住支援室	長	
総務	課	参事	産業課	参事	
総務	課	参事	建設課	長	
総務	課	参事	建設課	参事	
総務	課	参事	住民福祉課	長	
住民	課	長	総務課	主幹	
住民	課	参事			
生涯学習	課	長	生涯学習課	参事	
監査委員	事務局	長	選挙管理委員会	事務局	長
農業委員会	事務局	長			

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和6年3月7日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 同意第1号 大空町教育委員会教育長の任命について
- 日程第3 同意第2号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第5号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第6号 大空町監査委員の選任について
- 日程第8 議案第5号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第9 議案第6号 令和5年度大空町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第7号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第8号 令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第9号 令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第10号 令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第11号 令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第12号 令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第13号 令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第18 議案第15号 大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第16号 大空町犯罪被害者等支援条例制定について
- 日程第20 議案第17号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第18号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第19号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第20号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第24 議案第21号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第25 議案第22号 大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第26 議案第23号 大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第27 議案第24号 令和6年度大空町一般会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和6年度大空町簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和6年度大空町下水道事業会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	中村綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加政志	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課参事	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	書記	見延 洸太
------	------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和6年3月7日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◇議 長 おはようございます。

ただいまから令和 6 年第 1 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番福田淳一議員及び 4 番、森賀祐司議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。
暫時休憩します。

(暫時休憩 10 時 01 分)

(教育長退場)

(再開 午前 10 時 02 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第 2 同意第 1 号

◇議 長 日程第 2、同意第 1 号、大空町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の 1 ページでございます。同意第 1 号、大空町教育委員会教育長の任命について。

大空町教育委員会教育長、関谷正樹が令和 6 年 6 月 11 日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、次の者を大空町教育委員会教育長任命したいので、議会の同意を求

める。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西4条3丁目2番19号。氏名、関谷正樹。

生年月日、昭和40年8月19日生まれの58歳でございます。

関谷教育長は、令和4年6月から1年と9カ月間教育長としての職務にあたってまいりました。現在、教育委員会では小中一貫教育基本方針の策定、中学校部活動の地域移行、町立大空高等学校の魅力化の促進など、大きな課題に取り組んでおります。その他の教育分野においても課題が山積しており、継続した対応が必要と認識しております。そのため、関谷正樹氏を教育長に引き続き任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、本人の履歴につきましては、議会定例会参考資料1ページから2ページにかけて掲載しています。ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この採決は起立によって行います。同意第1号、大空町教育委員会教育長の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

◇議 長 起立全員です。着席ください。

◇議 長 したがって、同意第1号、大空町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時04分)

(教育長入場)

(再開 午前10時05分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第3 同意第2号

◇議 長 日程第3、同意第2号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の３ページでございます。同意第２号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、神田靖治が令和６年６月１１日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和６年３月６日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴新富１８３番地。氏名、神田靖治。

生年月日、昭和４４年１月１０日生まれの５５歳でございます。

神田靖治氏は、平成２４年６月１２日から大空町教育委員会委員として教育行政の運営に携わってこられました。教育に関する識見が広く、また、本町の教育基盤づくりにご尽力されてきましたことから、教育委員会委員に適任であると判断し、同氏の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、神田靖治氏の履歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料の３ページから４ページにかけて掲載してございます。ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第２号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第４ 同意第３号から日程第６ 同意第５号

◇議 長 日程第４、同意第３号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第６、同意第５号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの３件は、いずれも委員の選任同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の５ページでございます。同意第３号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大空町固定資産評価審査委員会委員、菅野宏治が令和6年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので議会の同意を求める。令和6年3月6日提出、大空町長松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴353番地。

氏名、菅野宏治。

生年月日、昭和44年12月29日生まれの54歳でございます。

菅野宏治氏は、平成30年6月から固定資産評価審査委員会委員に就任され現在に至っておりますが、このたびの任期満了に伴い、改めて同氏の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお、菅野宏治氏の履歴につきましては、参考資料の5ページ、6ページに掲載しています。ご覧いただきたいと思います。

次に議案書の7ページでございます。同意第4号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大空町固定資産評価審査委員会委員、川井政昭が令和6年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別湖南109番地の3。

氏名、川井政昭。

生年月日、昭和31年6月1日生まれの67歳でございます。

川井政昭氏は、平成27年6月から、固定資産評価審査委員会委員に就任され現在に至っておりますが、このたびの任期満了に伴い、改めて同氏の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお、川井政昭氏の履歴につきましては、参考資料の7ページ、8ページに掲載しています。ご覧いただきたいと思います。

続きまして、議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大空町固定資産評価審査委員会委員、斉藤恒一が令和6年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和6年3月6日提出、大空町長松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西1条3丁目1番18号。

氏名、斉藤恒一。

生年月日、昭和32年1月18日生まれの67歳でございます。

斉藤恒一氏は、平成27年6月から固定資産評価審査委員会委員に就任され現在に至っておりますが、このたびの任期満了に伴い、改めて同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、斉藤恒一氏の履歴につきましては、参考資料の9ページから10ページに掲載しています。ご覧いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第3号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから、同意第4号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから、同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時14分)

(監査委員 退場)

(再開 午前10時15分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第7 同意第6号

◇議 長 日程第 7、同意第 6 号、大空町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の 11 ページでございます。同意第 6 号、大空町監査委員の選任について。

大空町監査委員、近藤克郎が令和 6 年 6 月 18 日をもって任期が満了するので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴 81 番地の 47。

氏名、近藤克郎。

生年月日、昭和 26 年 2 月 17 日生まれの 73 歳でございます。

近藤克郎氏は、平成 24 年 6 月から監査委員を務められ、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を持ち公正な立場に立った監査をしていただける方であり監査委員に適任であると判断いたしました。

同氏の任命につきましては、再び議会の同意を求めるものでございます。

近藤克郎氏の経歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料の 11 ページから 12 ページに掲載してございます。ご覧いただきたいと存じます。

提案理由を説明させていただきましたので、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第 6 号、大空町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 6 号、大空町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 16 分)

(監査委員 入場)

(再開 午前 10 時 17 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第 8 議案第 5 号

◇議 長 日程第 8、議案第 5 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐川総務課参事。

◇総務課参事 議案書 13 ページでございます。議案第 5 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長松川一正。

本案は、令和 6 年度当初予算として提案しております事業などにつきまして、財源措置として過疎対策事業債の充当を予定しておりますことから、新たに三つの事業を追加、一つの事業につきまして、名称を変更するものでございます。

変更内容でございますが、15 ページをご覧ください。表の右側が変更前、左側が変更後の計画でございます。区分の 2、産業の振興、(10) 過疎地域持続的発展特別事業第 1 次産業におけます左側の表の下段、下線を引いております事業の追加でございますが、女満別南部 2 地区水利施設等保全高度化事業でございます。大東、大成、中央、巴沢地区におけます農業基盤整備を進めます。事業主体は北海道でございます。

続きまして、その下、畑作等促進整備事業でございます。巴沢地区に防除用多目的給水栓を設置するため、調査設計を行います。事業主体は大空町でございます。

16 ページをご覧ください。農業構造改善センター整備事業でございます。ひまわり温泉大規模改修に伴う実施設計を行います。事業主体は大空町でございます。

次のページ、17 ページをご覧ください。区分、8 教育の振興、(4) 過疎地域持続的発展特別事業、高等学校におけます、大空高等学校寄宿舎整備事業から大空高等学校交流拠点施設整備事業に、名称を変更するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

◇議 長 日程第9、議案第6号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書19ページでございます。議案第6号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度大空町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3千100円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,113万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の廃止及び変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表、地方債補正による。令和6年3月6日提出、大空町長松川一正。

21ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款 町税に1,418万円を追加。2款、地方譲与税に42万円を追加。8款、ゴルフ場利用税交付金から5万2,000円減額。9款、環境性能割交付金に75万2千400円を追加。10款、地方特例交付金に23万円を追加。13款、分担金及び負担金から1,995万6,000円減額。14款、使用料及び手数料から5万7,000円減額。15款、国庫支出金に48万円を追加。16款、道支出金に2億1,790万2,000円を追加。22ページをお開きください。17款、財産収入から138万5,000円減額。18款、寄附金から9,870万1,000円減額。19款、繰入金から8,763万5,000円減額。21款、諸収入に1,717万7,000円を追加。22款、町債から4,710万円減額。23款、自動車取得税交付金に50万

4, 000円を追加。歳入合計は353万1, 000円を追加し、97億9, 113万7, 000円とするものです。

23ページをご覧ください。歳出です。1款、議会費から6万3, 000円減額。2款、総務費から4, 975万円減額。3款、民生費に2, 934万3, 000円追加。4款、衛生費から3, 907万4, 000円減額。6款、農林水産業費に1億6, 796万7, 000円を追加。7款、商工費から725万9, 000円減額。8款、土木費から1, 666万1, 000円減額。9款、消防費から522万円減額。24ページをお開き願います。10款、教育費から4, 189万8, 000円減額。11款、公債費から762万6, 000円減額。12款、職員給与費から2, 622万8, 000円減額。歳出合計は353万1, 000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

25ページをご覧ください。第2表、繰越明許費です。

2款3項、戸籍住民基本台帳管理事業818万4, 000円は、住民記録、戸籍情報などに係る氏名、ふりがなの法制化に対応するためシステムの改修を行うものですが、ソフトウェアの開発などに時間を要し、年度内に業務が完了しないものです。

次の3款1項、低所得世帯等支援事業3, 530万7, 000円は、物価高騰を踏まえ、住民税非課税世帯など支援する事業ですが、事務手続などに時間が必要であり、年度内に完了しないものです。

6款1項、農地耕作条件改善事業、796万円は、農業用排水路の整備におきまして、事業の内容に修正が生じ、年度内の完了が困難な状況でありますことから、繰り越すものです。

26ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正。

1、廃止です。農業担い手応援資金利子補給金は、当初見込んでおりました借り入れの要望がなくなりましたことから廃止するものです。

2、変更です。農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴いまして、右側補正後の期間を令和11年度まで、限度額を90万3, 000円とします。次の大空地区河川防災ステーション整備事業負担金は、資材価格の高騰などにより限度額を3億8, 359万1, 000円に。令和5年の入学資金借入金利子等助成金は、借入金額の確定によりまして、補正後欄の期間を令和17年度まで、限度額を11万5, 000円に、金利変動による増額分を加算した額に変更するものでございます。

続きまして27ページでございます。第4表、地方債補正。

1、追加です。学校給食費補助事業債は、学校給食費の無償化に係る財源として地方債借入れるため、限度額1, 540万円を追加するものでございます。

次に、2、廃止です。東藻琴山麓第2地区草地畜産基盤整備事業債につきましては、事業費が確定し、減額となることに伴うものです。

3、変更です。移住定住促進事業債からめくっていただきまして、28ページ、1番下でございます。学校施設エアコン整備事業債までの20事業につきましては、それぞれ事業費の確定などに伴い、限度額を変更するものです。いずれも起債の方法、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書についてですが、今回の補正予算は、

年度末に向けた、実行予算を実施したものでございます。入札事業費の確定、利用者の増減など、執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

歳出から説明をいたしますので、52、53ページをお開き願います。53ページ説明欄の1番下の丸です。2款1項7目、ふるさと応援寄附金事業の7節、寄附者報償費に2,265万8,000円の減額は、当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。

54、55ページをお開き願います。55ページ、上から2つ目の丸、地域公共交通対策事業の18節、鉄道維持対策補助金18万円は、JRの利用促進を図るため、特急列車の運賃などを助成するものですが、不足が生じる見込みでありますことから追加するものです。次の丸、移住定住促進事業の7節、定住促進事業報償費89万円と18節、定住促進助成金97万5,000円は、住宅の新築や空き家への住みかえなどを支援するものですが、申請が当初予定を上回る見込みでありますことから追加するものです。

58、59ページをお開き願います。59ページ中段の、2款3項1目、戸籍住民基本台帳管理事業の12節、4行目戸籍附票システム改修委託料220万円は、法律の改正に伴い、戸籍の記載事項に氏名、ふりがなを追加するものです。

60、61ページをお開き願います。61ページ、上から3つ目の丸になります。3款1項1目、国民健康保険事業特別会計繰出金461万2,000円は、低所得世帯の軽減額が見込みより増えたことによるものです。次に、下から3つ目の丸です。低所得世帯等支援事業、10節、需用費から18節、低所得世帯等支援給付金まで総額3,740万7,000円の追加は、物価高騰による影響を踏まえ、住民税非課税世帯などを支援するものです。

64、65ページをお開き願います。65ページ上から3行目、2項1目18節、出産・子育て応援給付金60万円は、国の施策に基づき妊娠出産された方に対して支援金を給付するものです。その下、認定こども園運営事業の12節、バス置き去り防止装置設置委託料240万円は、送迎用のバスに置き去りを防止する安全装置を設置するものです。さらにその下18節、認定こども園施設型給付費1,051万3,000円は、公定価格の改定などにより不足が生じますことから追加するものです。

70、71ページをお開き願います。71ページ上から2つ目の丸です。6款1項3目、経営所得安定対策事業の18節、畑地化促進事業補助金2億3,104万6,000円は、水田の畑地化に取り組む農業者などを支援し、畑地利用への円滑な移行と需要に応じた生産を推進するものです。

74、75ページをお開き願います。75ページ上から5つ目の丸になります。7目、農地耕作条件改善事業の14節、排水路整備工事796万円は、農地の排水対策として排水路を整備し、作物の生産性向上を図るものです。

ページ飛びまして88、89ページをお開き願います。89ページ、1番下の丸です。10款4項4目、大空高等学校交流拠点施設管理費の10節、光熱水費71万7,000円は、施設の維持管理に係る電気料に不足が生じますことから追加するものです。

92、93ページをお開き願います。93ページ1番上の丸です。6項1目、社会体育事務費18節、二つ目令和6年能登半島地震B&G災害支援金10万円は、B&G全国サミットの災害等における総合応援の共同宣言に基づき支援するものです。歳出は以上でございます。

続いて歳入を説明しますので、34、35ページをお開き願います。上段の13款2項2目1節、清掃費負担金のごみ焼却施設維持管理費負担金1,015万6,000円の減額は、他の自治体からの可燃ごみ受け入れ量が当初の見込みを下回ったことによるものです。

38、39ページをお開き願います。中段の15款8項1目1節、地方創生臨時交付金4,395万8,000円は、物価高騰を踏まえ、低所得世帯を支援する取り組みなどに係る国からの交付金です。

40、41ページをお開き願います。中段の16款1項4目1節、農業費補助金の項目の最後の項目になりますが、畑地化促進事業補助金2億3,104万6,000円は、水田の畑地化に取り組む事業にかかるものです。

42、43ページをお開き願います。下段の18款1項1目1節、一般寄附金1億円の減額は、高額寄附の減などによりまして、当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。その下、企業版ふるさと納税129万9,000円は、2件の寄附がありますことから追加するものです。

44、45ページをお開き願います。下段の21款4項11目1節、雑入の項目の中ほどにございます農業振興負担金に2,323万6,000円は、広域穀類乾燥調製貯蔵施設の整備に係る利用者からの負担金です。

46、47ページの22款、町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。先程議案書65ページのバス置き去り防止装置設置委託料ご説明を受けたところですが、安全装置ということでもう少し詳しく、といいますか、対象台数であるとか教えていただければと思います。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 後藤議員からご質問のありました、バス置き去り防止装置の設置委託料についてご説明申し上げます。

バスにつきましては、認定こども園のお子様を送迎する用として運行するバスに対しまして、この置き去り防止装置につきまして設置義務が生じたので設置をするものでございます。現在、12台に設置をする予定でございまして、20万円を見込みまして、総額240万円ということで見込んでおります。こちらにつきましては、補助金といたしまして、1台当たり17万5,

０００円の定額ではありますが、補助金を予定しているところがございます。そちらにつきましては、歳入で計上させていただいております。
以上でございます。

◇後藤議員 分かりました。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第６号、令和５年度大空町一般会計補正予算（第９号）を採決します。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６号、令和５年度大空町一般会計補正予算（第９号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第７号

◇議 長 日程第１０、議案第７号、令和５年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書１１１ページでございます。議案第７号、令和５年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）。

令和５年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，４１７万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億１，３１２万２，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和６年３月６日提出、大空町長松川一正。

議案書１１３ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、国民健康保険税に 5 7 2 万 2, 0 0 0 円を追加。2 款、国庫支出金から 7 2 万円を減額。3 款、道支出金に 6, 4 7 7 万 7, 0 0 0 円を追加。5 款、繰入金に 4 6 1 万 2, 0 0 0 円を追加。7 款、諸収入から 2 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入合計は 7, 4 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、1 2 億 1, 3 1 2 万 2, 0 0 0 円とするものです。

1 1 4 ページをお開き願います。歳出です。1 款、総務費から 1 0 9 万 3, 0 0 0 円を減額。2 款、保険給付費に 7, 6 0 8 万 5, 0 0 0 円を追加。4 款、保健事業費から 2 8 万 8, 0 0 0 円を減額。5 款、財政調整基金費から 5 3 万 2, 0 0 0 円を減額。6 款、国民健康保険事業費納付金及び 7 款、諸支出金は財源振りかえのため、補正額は 0 円とし、歳出合計は 7, 4 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、1 2 0 ページ、1 2 1 ページをお開き願います。年度末に向けての実行予算において執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

1 2 0 ページ中段でございます。2 款 1 項 1 目、療養給付費の 1 8 節、療養給付費に 6, 6 7 1 万 8, 0 0 0 円の追加及び 2 段下にあります 2 項 1 目、高額療養費の 1 8 節、高額療養費に 9 2 1 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、実績見込みにより不足分を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をします。1 1 8 ページ、1 1 9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目、国民健康保険税の 1 節から 6 節まで合計で 5 7 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、保険税本算定により増額となるものでございます。試算時から被保険者の移動、所得、更正などで増加をしています。

中段になります。3 款 2 項 1 目 1 節、保険給付費等交付金の普通交付金に 7, 6 0 8 万 5, 0 0 0 円の追加は、主に歳出の療養給付費の増によるものです。同じく特別交付金から 1, 1 0 5 万 4, 0 0 0 円の減額は、主に歳出の保険事業費の実績見込みによるものでございます。

5 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金に 4 6 1 万 2, 0 0 0 円の増額は、法定内繰入金の対象経費が増額となったものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

◇議 長 日程第11、議案第8号、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書125ページでございます。議案第8号、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

5年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ701万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,399万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとに金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

議案書127ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料に768万6,000円を追加。2款、繰入金から94万4,000円を減額。3款、繰入金に38万1,000円を追加。4款、諸収入から11万3,000円を減額し、歳入合計は701万円を追加し、1億3,399万円とするものです。

128ページをお開き願います。歳出です。1款、総務費から10万4,000円を減額。2款、後期高齢者医療広域連合納付金に722万7,000円を追加。3款、諸支出金から11万3,000円を減額し、歳出合計は701万円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、134ページ、135ページをお開き願います。

2款1項1目、後期高齢者医療後期広域連合納付金に722万7,000円の追加は、主に後期高齢者医療保険料の増加によるものです。

続きまして、歳入の説明をします。132、133ページをお開き願います。

1款1項2目1節、後期高齢者医療保険料現年度分に847万2,000円の増額は、保険料本算定により増額となるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいます

ようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第8号、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第9号

◇議 長 日程第12、議案第9号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書137ページをお開きください。議案第9号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,319万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,748万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

139ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、保険料から271万円を減額。2款、使用料及び手数料から4万4,000円を減額。3款、国庫支出金から3,403万7,000円を減額。4款、支払い基金交付金から1,889万9,000円を減額。5款、道支出金から1,727万7,000円を減額。7款、繰入金に1,504万1,000

0円を追加。9款、諸収入に473万6,000円を追加。歳入合計は5,319万減額し、7億3,748万7,000円とするものです。

140ページをお開きください。歳出です。1款、総務費から23万6,000円を減額。2款、保険給付費から4,900万9,000円を減額。3款、地域支援事業費から394万5,000円を減額。歳出合計は5,319万円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、148、149ページをお開きください。なお、年度末に向けましての実行予算において、執行残見込み等により整理した細やかな事項につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承願います。歳出です。

2款1項1目、居宅介護サービス給付費4,345万円の減額、一行飛ばして、1項5目居宅介護サービス計画給付費107万6,000円の減額は、要介護認定者の在宅でのサービス及びサービス利用に係るケアプラン作成のための給付費が見込みより少なかったことによるものです。

一行上段の2款1項2目、施設介護サービス給付費1,228万1,000円の追加は、施設利用者が見込みよりも増えたことによります。

2項1目、介護予防サービス給付費553万7,000円の減額は、要支援認定者の介護予防サービス利用が見込みよりも少なかったことによります。

2項2目介護予防福祉用具購入費9万円の追加は、要支援認定者の福祉用具購入費が予算額を上回る見込みであることから追加するものです。

2項4目、高額介護サービス給付費147万4,000円の追加は、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担上限を超えた時に、越えた部分を払い戻すものですが、給付費が予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。その下、高額医療合算介護サービス給付費75万8,000円の減額は、医療保険と介護保険の自己負担額が高額な場合に、一定の上限額を越える分を払い戻しするものですが、給付費が予算額を下回るため減額するものです。

150、151ページをお開きください。上段1行目、6項1目18節、特定入所者介護サービス給付費1,203万3,000円の減額は、利用者の減によるものです。

中段、3款2項1目、包括的支援事業費275万4,000円の減額についてですが、専門職の会計年度任用職員の雇用を見込んでおりましたが、採用に至らなかったためです。

3款2項2目18節、除雪サービス事業助成金20万円の追加は、在宅高齢者宅の玄関先の除雪を行うサービス事業費が、予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。

152ページ、153ページをお開きください。3款4項1目18節、介護予防サービス給付費の100万円の減額は、要支援認定者が利用する介護予防サービス利用実績が予算見込みを下回ったためです。

続きまして歳入の説明申し上げますので、144、145ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 第 1 号被保険者保険料 1 節、介護保険料現年過料分の 2 3 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、本年度分の介護保険料の確定に合わせるものです。

3 款、国庫支出金下段の 4 款、支払基金交付金その下の 5 款、道支出金からそれぞれの減額は、歳出の介護給付費に対する法定負担割合に応じて算出した額の減額となります。

1 4 6 ページ、1 4 7 ページです。7 款 1 項 1 目 1 節、介護給付費繰入金から 2 0 0 万 8, 0 0 0 円の減額と、その下 2 目 1 節、包括的支援事業・任意事業繰入金から 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額、同じく 2 目 2 節、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金に 1 3 3 万 2, 0 0 0 円の追加は、歳出の介護給付費に対する町の負担割合に応じて算出した額により減額、追加をするものです。

その下 7 款 1 項 3 目 1 節、低所得者保険料軽減繰入金から 8 9 万 8, 0 0 0 円の減額は、保険料軽減額の確定によるものです。

さらにその下 2 項 1 目 1 節、介護保険基金繰入金に 1, 7 1 1 万 6, 0 0 0 円の追加は、財源調整のためになります。

1 番下の行になります 9 款 3 項 3 目 1 節、給付費返納金 4 7 2 万 5, 0 0 0 円の追加は、介護保険法第 2 2 条に基づく介護サービス事業者からの不正請求に係る保険者返納金及び追徴金となります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 お願いします 5 番です。1 5 1 ページでございしますが、包括支援事業の関係で、専門職の方の会計年度職員の雇用の関係でということですが、どのような専門分野を持たれる専門職の方を採用ができなかったのか、それによって業務の関係で問題がなかったのか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

◇議 長 佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 専門職の会計年度任用職員の職種についてでございますけれども、保健師を予定しておりました。以前、保健師職で介護予防給付のケアプランを作る人として雇い上げをしていたわけですがけれども、ご都合でお辞めになった後、他の方を探しておりましたが、なかなか見つからずということで、その分は保健師がカバーをして行っております。以上です。

◇議 長 他、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

◇議 長 日程第13、議案第10号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 155ページをお開きください。議案第10号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ664万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

157ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。1款、サービス収入から59万7,000円を減額。2款、繰入金に59万6,000円を追加。歳入合計は1,000円減額し664万3,000円とするものです。

158ページです。歳出です。1款、サービス事業費から1,000円を減額し、歳出合計は1,000円減額して、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明申し上げますので、164、165ページをお開きください。歳出です。

1款1項1目介護予防支援事業費の12節、介護予防支援システム委託料1,000円の減額は、委託費見積もり合わせをした結果によるものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、162、163ページをお開きください。

1款1項1目1節、介護予防サービス計画収入59万7,000円の減額は、要支援認定者のサービス利用が減ったためです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 5 9 万 6 , 0 0 0 円の追加は、今回の補正予算財源調整によるものです。以上、補正予算の内容につきまして説明を申し上げましたので、ご質疑賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 1 0 号、令和 5 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 0 号、令和 5 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。
ここで 1 0 分間休憩とします。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前 1 1 時 0 6 分)

(再開 午前 1 1 時 1 5 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第 1 4 議案第 1 1 号

◇議 長 日程第 1 4、議案第 1 1 号、令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書 1 6 7 ページでございます。議案第 1 1 号、令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 5 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 , 3 1 2 万 1 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2 , 9 7

7万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

169ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、使用料及び手数料61万3,000円の追加。2款、繰入金から772万2,000円の減額。4款、諸収入から1万2,000円の減額。5款、町債から600万円を減額し、歳入合計から1,312万1,000円を減額し、歳入総額3億2,977万9,000円とするものです。

170ページをお開きください。歳出です。1款、総務費から1,278万9,000円を減額。2款、公債費から33万2,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

171ページになります。第2表、地方債補正。1、変更です。女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額1,230万円から90万円減額し、1,140万円に。女満別高台地区簡易水道事業債は、限度額3,010万円から300万円を減額し、2,710万円に。東藻琴地区簡易水道事業債は、限度額5,590万円から200万円減額し、5,390万円に。簡易水道事業公営企業会計適用債は、限度額560万円から10万円を減額し、550万円にそれぞれ事業費の確定による変更です。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、今回の補正予算は、年度末の実行予算を実施したものでございます。入札、事業費等の確定執行残の整理につきましては、簡略な説明とさせていただきますのであらかじめご了承ください。歳出からご説明いたします。178、179ページです。

1款1項1目簡易水道一般管理事業12節、委託料の100万4,000円の減額は、入札による執行残です。

1款2項1目、簡易水道施設管理費12節、委託料59万1,000円。14節、工事費の74万1,000円の減額は執行残によるものです。17節、備品購入費419万2,000円の減額は、給水栓ごとに設置しているメーターの更新598台の購入費用となりますが、入札の執行残によるものです。

2目、建設改良費女満別本町地区簡易水道整備事業12節、委託料100万7,000円。14節、工事費の11万5,000円の減額は、事業の確定によるものでございます。

女満別高台地区簡易水道事業12節、委託料330万9,000円。14節、工事費81万3,000円の減額。18節、負担金補助及び交付金に35万6,000円の追加は、国道334号線の水道管移設事業費の確定によるものです。

東藻琴地区簡易水道整備事業12節、委託料29万6,000円。14節、工事費107万円の減額は、事業費の確定によるものです。

180、181ページをお開きください。2款1項2目地方債償還利子22節、地方債利子及び割引料33万2,000円の減額は、地方債借入額の確定

によるものです。

続きまして歳入のご説明をいたしますので、176、177ページをお開きください。

1款1項1目1節、給水使用料72万3,000円の追加は、料金の清算によるものです。

2款1項1目1節、一般会計繰入金772万2,000円の減額は、補正予算の財源調整により変更するものでございます。

5款1項1目1節、簡易水道事業債600万円の減額は、第2表、地方債補正でご説明申し上げたとおりの内容となっております。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第11号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、令和5年度大空町会1水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

◇議 長 日程第15、議案第12号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書183ページでございます。議案第12号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,

6 6 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3, 7 5 1 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表、地方債補正による。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

1 8 5 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2 款、使用料及び手数料から 3 0 2 万 3, 0 0 0 円減額。3 款、国庫支出金から 3 1 万 8, 0 0 0 円の減額。5 款、繰入金から 3 8 万 6, 0 0 0 円の減額。7 款、諸収入から 3, 8 0 0 万円の減額。8 款、町債から 1, 4 9 0 万円の減額。歳入合計から 5, 6 6 2 万 7, 0 0 0 円減額し、歳入合計 3 億 3, 7 5 1 万 8, 0 0 0 円とするものです。

1 8 6 ページをお開きください。歳出です。1 款、総務費から 5, 5 6 0 万 8, 0 0 0 円を減額。2 款、公債費から 1 0 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

1 8 7 ページになります。第 2 表、地方債補正。1、変更です。下水道事業債は、限度額 2, 5 4 0 万円から 1, 4 7 0 万円を減額し、1, 0 7 0 万円に。北海道が実施している網走川湯線の污水管渠改築工事に伴う移設工事の財源としていますが、工事の中止により変更するものでございます。下水道事業公営企業会計適用債限度額 7 0 0 万円から 2 0 万円を減額し、6 8 0 万円に。それぞれ事業費の確定による変更です。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明ですが、今回の補正につきましては、年度末実行予算を実施したものでございます。入札、事業費の確定、執行残の整理につきましては、簡略の説明とさせていただきますのであらかじめご了承ください。歳出からご説明いたしますので、1 9 4、1 9 5 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目下水道一般管理事業 1 2 節、委託料 2 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、入札による執行残によるものです。

1 款 1 項 2 目下水道施設管理費 1 4 節、工事請負費 2 2 万 7, 0 0 0 円の減額は執行残によるものです。

1 款 1 項 3 目污水管渠布設事業 1 2 節、委託料 5 0 万円。1 4 節、工事請負費 2 0 0 万円の減額は、未執行によるものでございます。同じく改築更新事業 1 2 節、委託料の 1 5 2 万 5, 0 0 0 円。1 4 節、工事請負費 5, 0 9 7 万円の減額は、網走川湯線の污水管渠改築工事の中止によるものでございます。

2 款 1 項 1 目地方債償還元金 2 2 節、償還金利子及び割引料 3 2 万 5, 0 0 0 円の減額は、地方債借入額の確定によるものでございます。

2 款 1 項 2 目地方債償還利子 2 2 節、償還金利子及び割引料 6 9 万 4, 0 0 0 円の減額は、地方債借入額の確定によるものです。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、1 9 2、1 9 3 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 1 節、下水道使用料 3 0 2 万 3, 0 0 0 円の減額は、使用料金

の精算によるものでございます。

3款1項1目1節、社会資本整備総合交付金の31万8,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

5款1項1目1節、一般会計繰入金38万6,000円の減額は、補正予算の財源調整により変更するものです。

7款3項1目1節、雑入3,800万円の減額は、下水道管移設工事に係る網走川湯線の污水管渠改築工事の中止によるものです。

8款1項1目2節、下水道事業債1,490万円の減額は、第2表、地方債補正で説明をさせていただいた内容のとおりです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第12号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、令和5年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

◇議 長 日程第16、議案第13号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書197ページでございます。議案第13号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,225万4,0

００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第２条、地方債の変更は、第２表、地方債補正による。令和６年３月６日提出、大空町長、松川一正。

１９９ページをお開きください。第１表、歳出予算補正。歳入です。

２款、繰入金から２５０万１，０００円の減額。３款、繰入金に１７２万８，０００円の追加。５款、町債から１０万円を減額し、歳入合計から８７万３，０００円減額し、歳入合計３，２２５万４，０００円とするものです。

２００ページをお開きください。歳出です。１款、総務費から８３万９，０００円の減額。２款、公債費から３万４，０００円減額し、歳入合計と同額とするものです。２０１ページになります。

第２表、地方債補正。１、変更です。個別排水処理事業公営企業会計適用債は、限度額１４０万円から１０万円減額し、１３０万円に事業費の確定によるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明ですか、今回の補正予算は、年度末の実行予算を実施したものでございます。入札、事業費の確定、執行残の整理につきましては、簡略な説明とさせていただきます。あらかじめご了承願います。歳出からご説明いたしますので、２０８、２０９ページをお開きください。

１款１項１目個別排水処理一般管理事業２６節、公課費４２万７，０００円の減額は、消費税額及び地方消費税の額が確定したことによるものです。

１款１項２目、個別排水処理施設管理費１０節需用費の２１万７，０００円の減額は執行残によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、２０６、２０７ページをお開きください。

２款１項１目１節、一般会計繰入金の２０５万１，０００円の減額は補正予算の財源調整により変更するものです。

３款１項１目１節、前年度繰越金に１７２万８，０００円の追加は、令和４年度からの繰越金が確定したことによるものです。

５款１項１目１節、個別排水処理事業債１０万円の減額は、第２表、地方債補正でご説明をさせていただいた内容のとおりです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

◇議 長 日程第17、議案第14号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 211ページです。議案第14号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。

大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別冊のとおり定めたいので、大空町議会基本条例第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

別冊でお配りしています、第9期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をご用意ください。

本計画につきましては3年ごとに策定をすることとしております。令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期の計画について、議会の議決を求めるものでございます。

表紙をめくっていただきまして目次をご覧ください。本計画は第1章から第9章までの構成となっております。

1ページです。第1章、計画策定にあたってからを説明させていただきます。

1、計画策定の背景と趣旨です。3行目にありますように令和7年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会が到来し、高齢者の世帯生活を地域で支える地域包括システムは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮支援などの制度・分野の枠や、支える側と支えられる側という従来の関係を越えた地域共生社会の実現に向けて深化させ、推進していかなければなりません。現役世代が急減する令和22年を念頭に、大空町の高齢者を取り巻く状況や今後のニーズについて見据えつつ、令和6年から3カ年の第9期計画を策定するものであります。

1ページ中段です。2、計画の位置づけです。老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定をする総合的な計画です。

2ページです。3、日常生活圏域の設定です。日常生活圏については、地域の実情に応じて定めることとされておりまして、本町は第8期の計画同様、町

を一つの生活圏域として設定することとしております。

2 ページ中段です。4、計画の期間は、令和6年度2024年から令和8年度2026年度までの3カ年といたします。

また、下段にあります、5、計画の策定体制ですが、保健医療福祉関係者などに参画していただいている大空町地域包括支援センター運営協議会において検討したほか、高齢者の生活実態に関するアンケート及び在宅介護調査を実施しております。

5 ページです。第2章、大空町の高齢者を取り巻く現状と将来推計です。

人口の推移につきましては、次のページをめくっていただきまして6 ページをお開きください。表1をご覧ください。2020年令和2年には6,775人であった人口が、5年後の2025年令和7年には6,250人、20年後の2040年に4,667人と5,000人を下回る推計となっております。

高齢者人口の推移については、表内人口の1番下の高齢者人口をご覧ください。65歳以上の高齢者人口のピークは2025年令和7年には2,540人。次に、75歳以上の後期高齢者人口のピークは2030年令和9年に1,586人となります。また、生産年齢人口は現役世代である15歳から65歳未満の人口でございますが、年々減少してきておりまして、2035年令和10年には高齢者人口と生産年齢人口の割合がほぼ同率となり、その後逆転すると予測をされております。冒頭計画策定の背景で申し上げましたとおり、超高齢社会及び現役世代の急減時期が近づいてきております。

6 ページ下段に要支援・要介護認定者の状況と将来推計、7 ページの下段表3をご覧ください。大空町の認定者数は概ね450人以内で推移しており、認定者の17から18%と横ばい状態で、全国や全道と比べて低く推移しております。当町の特徴といたしましては、全国や全道よりも要支援1 要支援2の軽度認定者の割合が高い状況となっております。

8 ページの中段をご覧ください。(2) 将来推計です。認定者数のピークは85歳以上人口のピークと重なり、令和22年2040年となる推計となっております。

次に、ページが飛びまして、12 ページをお開きください。第3章、高齢者や在宅介護者へのアンケート調査結果の概要になります。

かいつまんで説明申し上げますが、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者1,000人に対して実施し、回答数652票、回収率は65.2%となります。調査実施時期は、令和5年3月の新型コロナウイルス感染症が比較的落ちついている時期に実施をしております。大まかな内容でございますが、13 ページ、②外出の頻度については、コロナ禍ということもあってか、前回3年前と比べますと、閉じこもる傾向の高齢者が若干増えてきたという状況でした。

14 ページです。地域づくりへの参加意向につきましては、企画運営に参加するより、活動に参加したい、してもよいという意見が半数を占めておりましたので、まずは参加するところから始めていただいて、地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、16 ページです。2、在宅介護実態調査概要になります。調査対象者は町内在住の要介護1から5の認定を受け、在宅で生活をされている方10

0を対象といたしまして、回収数は64票、回収率は64%でした。介護者が負担に感じていることは、認知症状への対応で、半数近くを占めました。認知症に対する正しい知識の啓発や当時者を含めた交流の場の充実が重要と考えます。在宅生活の継続に必要と感じる支援については、移送サービスや外出同行が上位に上がっております。

18ページをお開きください。第4章、第8期計画での取組の状況です。

26ページまで第8期に取組んだ事業等について記載をしております。

27ページから29ページにつきましては、第5章、大空町の地域ケアシステムについて、大空町における地域支援事業についての内容が記載されております。

30ページからは、第6章、見えてきた課題ということで、アンケート調査の結果や第8期計画の取組の状況を踏まえ、三つのカテゴリーに分けて課題を整理いたしました。

課題1つ目といたしましては、介護認定者が増えており、介護認定の要因は認知症や骨折、心疾患や脳血管疾患の生活習慣病などが原因となっていること。31ページをご覧ください。二つ目は、軽微な家事でも支援を受けるための介護サービス以外の仕組みがないこと、地域とのつながりを強め、活用することができないと。三つ目は、要介護1から2になって、ひとり暮らしや夫婦だけの生活が難しくなったときに、十分な在宅施設サービスの資源がないことが挙げられました。

32ページをお開きください。重点課題を4つといたしました。課題1、介護予防、フレイル予防や生活習慣病予防が進んでいない。課題2、地域のつながりを生かした生活支援サービスが少ない、課題3、在宅介護サービスが十分整っていない。課題4、医療と介護の連携と介護人材の確保が図れていない。これらの課題は相互に関連がありますので、複合的にとらえた上で、第9期の計画を立てました。

33ページ、第7章計画の基本的な考え方と施策です。第9期計画における基本理念は、生涯現役のまち、健康寿命の延伸をめざして。と、しました。これは将来、疾病や障がいをもつとしても日常生活への制限を最小限にとどめ、人々とのつながりを支えあいながら、生涯にわたって生きがいや役割を持ち続け、最後までこの地域でいきいきとその人らしく生活続けることをイメージしております。それを実現するためには、大空町地域包括ケアシステムの構築と、さらにシステムの深化を図っていかなければなりません。

高齢化の真只中にある本町におきまして、今後の人口構造の変化は社会構造の変化をもたらします。人生の最後まで自分らしい暮らしを送ることができる地域づくりに向けて、さまざまな取り組みをし、第2次大空町総合計画に上げる、あたたかさ あふれる 福祉のまちづくりの実現を目指していきます。

34ページをお開きください。2、基本目標と施策についてです。三つの基本目標を設定し、10の施策を展開していきたいと考えております。また、重点施策とするものは施策1を重点Ⅰとして、健康づくりや介護予防、フレイル予防の効果的推進。施策3を重点Ⅱとして、生活支援体制づくりの推進。施策

7を重点Ⅲとして、介護サービスの充実と強化。施策8を重点Ⅳとして、医療と介護の連携推進と介護人材の確保といたしました。

36ページをお開きください。第8章、施策の展開です。まずは健康であることが第1ですので、基本目標1、いきいきと過ごすための健やかなところと身体づくりで、下段の施策1を重点施策Ⅰとして、健康づくりや介護予防、フレイル予防の効果的な推進に取り組みます。

38ページ、基本目標2、互いに支えあい生活するための地域づくりで、中段下、施策3を重点施策Ⅱとして、生活支援体制づくりの推進。地域の支えあい活動のサービスの導入の仕組みづくりと活性化を図ります。

40ページ、基本目標3、安全、安心な暮らしを支える仕組みづくりで、施策7を重点施策Ⅲとして、介護サービスの充実と強化。具体的には在宅療養でリハビリを必要とする方がリハビリを受けられるようになること、生活支援ハウス等の入所要件の緩和や体制整備等取り組んでいきたいと考えております。

41ページ、施策8を重点施策Ⅳ、医療と介護の連携推進と介護人材の確保で介護人材不足の対応策の一つとして、ICT等の活用、人材確保補助金の継続と状況の変化に伴い発展的見直しを検討してまいりたいと考えております。

42ページを開きください。第9章、介護保険事業に係る見込み量と第1号被保険者保険料についてです。1)介護予防サービス給付費、43ページに2)介護サービス給付費、3)地域密着型サービス給付費、4)施設サービス給付費について、それぞれ見込み量について、令和3年度から5年度の実績と介護認定者数の推計に基づいて見込みを立てております。44ページ、5)地域支援事業の見込み量についてですが、令和3年度から5年度の実績と今後事業化に向けての仕組みづくりが主になることなどから見込みを立てております。

45ページです。2、第1号被保険者の介護保険料についてです。

49ページをお開きください。下段の基準額の推移です。第3期から第8期までの介護保険料基準額の推移を示しております。当町は第7期の基準額が5,200円でしたが、第8期に200円下げまして5,000円としております。上段1行目にございますが、第9期の総給付費見込額は、現時点で約20億4,590万円と見込んでおります。第1号被保険者の介護保険料基準額を試算いたしますと、現時点で月額5,000円程度となります。また、今までの経過や基金の状況等も勘案いたしまして、第9期につきましては5,000円と算定したところでございます。

46ページ、47ページに戻っていただきまして、46ページに第8期の所得段階別基準額、47ページには第9期の基準額を掲載しております。今回改正により所得段階の設定が9段階から第9期は13段階に多段階化して設定をされております。

50ページから114ページにつきましては、前段で説明いたしましたアンケート調査の内容、115ページからは、用語解説が記載されております。

以上、提案理由の説明申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、

後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

◎日程第 18 議案第 15 号

◇議 長 日程第 18、議案第 15 号、大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 213 ページでございます。議案第 15 号、大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

215 ページから 216 ページにつきましては、改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料 13 ページをお開き願います。新旧対照表です。

このたびの改正はデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取り組みなど、多様化する行政課題に柔軟に対応し総合的に進めるため、新たにまちづくり推進室を設けまして行政サービスの一層の向上と業務の効率化を図ろうとするものです。

初めに、第 1 条による大空町課設置条例につきましては、第 1 条の移住・定住支援室をまちづくり推進室に改めます。

第 2 条の事務分掌は、右側改正前の条例、総務課の第 14 号から 14 ページに変わりまして、第 27 号まで。さらに、移住・定住支援室の第 1 号から第 3 号までの規定を左側改正後では、総務課と新たに設けるまちづくり推進室にそれぞれ区分をしまして整理をするものでございます。

下段の第 2 条による改正、大空町総合計画策定審議会条例、また、15 ページにあります第 3 条による大空町行政改革推進委員会条例につきましては、総務課の文言をまちづくり推進室に改めるものです。

附則としまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 19 議案第 16 号

◇議 長 日程第 19、議案第 16 号、大空町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。砂金住民課参事。

◇住民課参事 議案書 217 ページでございます。議案第 16 号、大空町犯罪被害者等支援条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

次のページ、219 ページから 222 ページに条文の本文を載せておりますが、詳しい内容につきましては、定例会参考資料により説明いたしますので、参考資料の 17 ページをお開きください。

初めに、条例制定の趣旨であります。犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、大空町犯罪被害者等支援条例を新たに制定するものでございます。

次に、条例の概要についてです。第 1 条では、犯罪被害者等基本法に基づき、施策の推進及び被害の早期回復または軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としていることを示しております。

第 2 条では、定義として、各用語の意義を規定し、第 3 条では、個人の尊厳を重んじ、ふさわしい処遇を保障すること。平穏な生活を営むことができるまで支援することを基本理念として規定しております。

第 4 条から第 6 条は、町、町民等、事業者、それぞれの責任を規定し、支援に関する施策に協力することなどを示しています。

第 7 条では、相談及び情報の提供等について。第 8 条では、見舞金の額を定め、遺族見舞金 30 万円、傷病見舞金 10 万円、性犯罪被害見舞金 10 万円と、見舞金の額を規定しています。

第 9 条では、日常生活の支援について、第 10 条では、居住の安定について規定し、町営住宅への入居における支援について規定しております。

第 11 条では、安全の確保として、被害または二次被害防止、個人情報の適切な取り扱いについて規定しております。

第 12 条は、町民及び事業者の理解の増進として、情報の提供、啓発活動の実施について、第 13 条では、意見及び要望を把握し反映することとしております。

第 14 条では、町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援として、第 7 条に規定している相談及び情報の提供等の支援を行うこととしております。

第 15 条では、支援の制限として、社会通念上適切でない場合と認める場合には、支援を行わないことを規定しています。

第 16 条では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

附則として施行期日を令和 6 年 4 月 1 日としております。

なお、この条例を運用するにあたり、網走警察署と犯罪被害者等支援に係る情報連携協定を結び連携を図りながら取り進めてまいりたいと考えております。

最後に、本条例の施行規則を参考資料 19 ページから 23 ページまで掲載しており、具体的な手続などについて定めております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 20 議案第 17 号

◇議 長 日程第 20、議案第 17 号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐薙福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 223 ページになります。議案第 17 号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 225 ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料 25 ページに大空町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、26、27 ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明をさせていただきますので、参考資料の 25 ページをお開きください。

今回の改正は、議案第 14 号で提案させていただきました第 9 期の大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の介護保険料を設定するものです。

項目覧、保険料率。関係条文、第 2 条は低所得者第 1 段階から第 3 段階までは、標準料率の引き下げ、所得金額 320 万円以上の高所得者は、9 段階から 13 段階までの 5 つに分けられ標準料率が引き上げられ、所得段階別の介護保険料設定するものです。同じく関係条文第 2 条第 3 項から第 5 号は、低所得者の保険料軽減として、第 1 段階から第 3 段階に該当する者の介護保険料を減額するものです。

ページをめくっていただきまして 26、27 ページの新旧対照表に、今回の改定で標準料率の引き下げられた段階から第 3 段階の年額、さらに所得 420 万円以上で、新たに区分された第 10 段階から第 13 段階までの年額が記されております。

また、低所得者層の保険料軽減として料率設定をされたことにより、第 1 段

階が第2条第3項のとおり1万8,000円から1万7,100円に、第2段階が第4項のとおり3万円から2万9,100円に、第3段階が第3項のとおり4万2,000円から4万1,100円にそれぞれ軽減されます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和6年4月1日から施行し、経過措置として令和5年度までの介護保険料につきましては、改正前に規定を適用することとしております。

以上、提案理由の説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

(休憩 午前12時01分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第21 議案第18号

◇議 長 日程第21、議案第18号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書227ページになります。議案第18号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

議案書229ページから232ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料29ページから30ページに改正条例の概要、31ページから37ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明をさせていただきますので、参考資料29ページをお開きください。

改正の内容です。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。

従事者の員数。関係条文、第5条第2項は、指定居宅介護支援事業所ごとに1人以上の常勤の介護支援専門員を置くことが必要ですが、今回の改正では、指定居宅介護支援を行う場合、従事者の員数は、介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数とし、その数が44またはその端数を増すごとに1とする。と、改定するものです。同条第3項は、指定居宅介護支援事業所が国民健康保険中央会の運用管理を行う情報処理システムを利用し事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の人数が49またはその端数を増すごとに1とする。と、規定するものです。

管理者。関係条文、第6条第3項第2号は、管理者の兼務範囲の明確化から、その責務が果たせる場合には同一敷地内における他の事業所や施設でなくとも差し支えないとするものです。

内容及び手続の説明及び同意。関係条文、第7条第2項は、指定居宅介護支援を提供するにあたり、利用者だけでなくその家族に対して説明を行うことを追加し規定を改定するものです。同条第3項は、公正中立性の確保や事業者の負担軽減を図るため、前6カ月間に作成した計画における各サービスの利用割合を利用者または家族に対し説明をし、理解を得られるよう努力義務化するものです。

30ページです。指定居宅介護支援の具体的取扱方針。関係条文、第16条第2号は、当該利用者及びほかの利用者の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動制限を禁止する。やむを得ず拘束する場合にはその態様、時間、理由を記録することを規定するものです。同条第13号アは、介護支援専門員が利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身または生活状況に係る情報を、利用者の同意を得て主治医または薬剤師に提供することを追加で規定するものです。同条第14号イは、モニタリングについて定めているもので、前段アの規定により、月に1回利用者宅を訪問し面接することになっておりますが、イの規定を追加して、2月に1回は訪問した上で、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用してのモニタリングを可能とするものです。ただし、その際に、事前に利用者に同意を得ること。利用者の心身状況が安定していること。利用者がテレビ装置等を活用して意思疎通ができること。その他の情報サービス利用者から情報を得られる状況にあることが条件となります。

指示。関係条文、第25条第3項は、運営規定等の重要事項について、原則ウェブサイトに掲載することを追加規定しています。

記録の整備。関係条文、第32条第2項第3号は、身体的拘束に関する記録について規定を追加するものです。

重要事項の掲示に係る経過措置。関係条文、附則第2項です。第25条第3項のウェブサイトへの掲載は1年の経過措置期間を設けることです。

その他法令等の改正に伴う文言の整理、規定の整理及び項、号等のずれを整理しておりますが、今回の改正の趣旨には影響しませんので説明は省略させていただきます。

なお、この条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し

上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 2 2 議案第 1 9 号

◇議 長 日程第 2 2、議案第 1 9 号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 2 3 3 ページです。議案第 1 9 号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 2 3 5 ページから 2 3 8 ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料 3 9 から 4 1 ページまでが改正条例の概要、4 2 ページから 4 8 ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料 3 9 ページをお開きください。

改正の内容です。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3 年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令改正に伴い、関係する条例の改正をおこなうものです。

従業員の員数。関係条文、第 3 条第 2 項は、地域包括支援センターが設置者である指定介護予防支援事業者から指定を受ける指定介護予防支援事業所は、事業所ごとに 1 以上の員数の必要な数の介護支援専門員を置かなければならないと規定を追加するものです。

管理者。関係条文、第 4 条第 3 項及び第 4 項は、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない、止むを得ない場合は介護支援専門員とすること、職務に支障がない場合は兼務を認めるとの規定を追加するものです。

内容及び手続の説明及び同意。関係条文、第 5 条第 2 項は、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供に際し、利用者またはその家族に対して介護予防サービス計画の説明をすることを規定に追加するものです。同条第 3 項は、同じく介護予防支援提供に際し、利用者または家族に対して、利用者が医

療機関に入院するときには担当職員の氏名、連絡先を医療機関に伝えるよう本人、家族に対してあらかじめ求めることを規定するものです。

40ページになります。利用料等の受領。関係条文、第11条第2項は、指定居宅介護支援事業所であり、指定介護予防支援事業者が利用者の選択により、事業実施外地域、具体的には町外等での訪問によりサービスを受けた場合、交通費を利用者より受け取れる規定を追加するものです。同条第3項は、第2項の町外等のサービス利用時に交通費に係ることを説明し、同意を得ることを追加で規定するものです。

指定介護予防支援業務委託。関係条文、第13条第1項は、業務委託をする指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターの設置者であると規定を追加するものです。

掲示。関係条文、第22条第3項については、運営規定等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載する規定を追加するものです。

記録の整備。関係条文、第29条第2項第3号は、身体拘束に関する記録について規定を追加するものです。

指定介護予防支援の具体的取扱方針。関係条文、第31条第2号ア及びイは、利用者及び他の利用者に危害がおよぶやむを得ない場合を除き、身体拘束や行動制限を禁止する。やむを得ず拘束する場合はその態様、時間、理由を記録することを規定するものです。同条第15号イ及びウは、担当職員によるモニタリングについて定めているもので、ア規定により3カ月ごとに利用者宅を訪問し面接することになっておりますが、イの規定を追加して、6カ月に1回は訪問した上で、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用してのモニタリングを可能とする規定を追加し、ただし、評価期間が終了する月または利用者の状況変化の著しい場合は、訪問して面接することを規定するものです。41ページになります。第31条第28号は、指定居宅介護支援事業者が町から指定を受けて介護予防支援を実施する場合、町からの求めに応じて情報提供を義務とする規定を追加するものです。

重要事項の掲示に係る経過措置。関係条文、附則第2項は、重要事項のウェブサイトでの掲載は、1年の経過措置期間を設けるものです。

その他法令等の改正に伴う文言整理、規定の整備及び項、号等のずれを整理しておりますが、今回の改正の趣旨には影響しませんので、説明は省略させていただきます。

なお、この条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２３ 議案第２０号

◇議長 日程第２３、議案第２０号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書２３９ページです。議案第２０号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和６年３月６日提出、大空町長、松川一正。

議案書２４１ページから２５３ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料４９ページから５２ページに改正条例の概要、５３ページから８４ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料４９ページをお開きください。

改正の内容です。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、３年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。項目欄に改正となる対象のサービスについてカッコ書きしておりますので、あわせてご覧ください。

訪問・通所系サービスの運営基準に関することです。具体的取扱方針。関係条文、第２４条第８号及び第９号、第５１条第５号及び第６号、第５９条の９第５号及び６号、第５９条の３２第３号及び第４号、第７０条第５号及び第６号は、利用者及び他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動指摘を禁止する。やむを得ず拘束する場合には、その態様、時間、理由を記録することを規定するものです。

掲示。関係条文、第３４条第３項は、重要事項ウェブサイト掲載することを追加で規定するものです。

記録の整備。関係条文、第４２条第２項第５号、第５８条第２項第３号、第５９条の１９第２項第３号、第５９条の３９第２項第４号、第７９条第２項第３号は、身体拘束に関する記録の規定を追加するものです。

５０ページになります。次に、居宅・施設系サービスの人員基準に関することです。従事者の員数、関係条文、第１３０条第１１項は、同条第１項第２号イの看護職員の常勤換算における要件を一定の条件下で緩和するものです。

次に、居宅及び施設サービスの運営基準に関することです。具体的取扱方針、関係条文、第９２条第７号アからウ、第１９７条第７号アからウは、身体拘束等の適正化を図るため、対策検討委員会の開催や指針の整備、介護従事者に対して研修を定期的に行なうことなどを規定するものです。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置。関係条文、第１０６条の２は、業務の効率化や介護サービスの向上、その他生産性の向上に資する取り組み促進のため、テレビ電話装置等を活用して検討委員会の定期的開催を規定するもので

す。

51ページになります。協力医療機関等。関係条文、第125条第2項第1号及び第2号、第147条第2項第1号及び第2号、第172条第1項第1号及び第2号は、グループホーム等の施設従事者が協力医療機関を定め、利用者の急変時の対応や診療体制の確保に努める規定を追加するものです。続いて関係条文、第172条第1項第3号は、入所者の病状が急変した場合は、医療機関に対して入院を受け入れる体制を確保するというものです。関係条文、第125条第3項、第147条第3項、第172条第2項は、利用者急変時の対応の確認と協力機関名について町長に届け出をすることを規定するものです。関係条文、第125条第3項及び第5項、第147条第4項及び第5項、第172条第3項及び第4項は、新興感染症の発生時等の対応を医療機関と協議することを規定するものです。関係条文、第125条第6項、第147条第6項、第172条第5項は、利用者が退院した後、速やかに入居に努める規定を追加するものです。

勤務体制の確保等。関係条文、第187条第5項は、管理者はユニット型施設の管理に係る研修受講の努力義務規定を追加するものです。

52ページになります。経過措置期間を設ける規定について4項目程ありますので、説明させていただきます。

重要事項の掲示に係る経過措置。関係条文、附則第2項は、重要事項のウェブサイト掲載は、1年経過措置期間を設けるものです。

身体拘束等の適正化に係る経過措置。関係条文、附則第3項は、そのことに関する介護職員の研修の定期実施について、一年の経過措置期間を設け、その期間中は義務ではなく努力義務とするものです。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置。関係条文、附則第4項は、このことに関する検討委員会の設置については、3年の経過措置期間を設け、その期間中は義務ではなく努力義務とするものです。

協力医療機関との連携に関する経過措置。関係条文、附則第5項は、地域密着型介護老人福祉施設において、3年の経過措置期間を設け、この期間中は義務ではなく努力義務とするものです。

その他法令等の改定に伴う文言整理、規定の整備及び項、号等のずれを整理しておりますが、今回の改正の趣旨には影響しませんので、説明を省略させていただきます。

なお、この条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第24 議案第21号

◇議 長 日程第24、議案第21号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書255ページになります。議案第21号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

議案書257ページから262ページが改正条文でございます。定例会参考資料85ページから86ページに改正条例の概要、87ページから97ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明をさせていただきますので、参考資料85ページをお開きください。

改正の内容です。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。

管理者。関係条文、第6条第1項、第10条第1項は、通所型サービスの管理者の業務の範囲の明確化について、その責任が果たせる場合には同一敷地内における他の事業所や施設でなくても差し支えないとするものです。

掲示。関係条文、第32条第3項は、指定介護予防認知症対応型通所事業者は、重要事項をウェブサイト掲載することの規定を追加するものです。

記録の整備。関係条文、第40条第2項第3号と、具体的取扱方針。関係条文、第42条第10号及び第11号は、利用者及び他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動制限禁止する。やむを得ず拘束する場合にはその態様、時間、理由を記録することを義務と規定するものです。

身体的拘束等の禁止。関係条文、第35条第3項は、身体拘束等の適正化を図るため、対策検討委員会の開催や指針の整備、介護従事者に対して定期的に研修を行うことなどを規定するものです。

86ページになります。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置。関係条文、第62条の2は、検討委員会を、テレビ電話装置等を活用して定期的に開催することについての規定を追加するものです。

協力医療機関等。関係条文、第83条第2項から第6項は、協力医療機関を定めるよう努力義務を課すよう規定するもので、急変時の対応、診療体制の確

保、協力機関名について町長に届出をするほか、感染症の発生時の対応、新興感染症発生時対応の協議の義務、退院後の対応の規定を追加するものです。

以下３項目については経過措置期間を設ける規定になります。

重要事項の掲示に係る経過措置。関係条文、附則第２項は、重要事項のウェブサイトでの掲載は、１年の経過措置期間を設けるものです。

身体拘束等の適正化に係る経過措置。関係条文、附則第３項は、介護職員等に対する研修の定期実施について、１年の経過措置期間中は義務ではなく努力義務とするものです。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する経過措置。関係条文、附則第４項は、検討委員会の設置については、３年の経過措置期間を設け、この期間中は義務ではなく努力義務とするものです。

そのほか、法令等の改定に伴う文言の整理、規定の整備及び項、号等のずれの整理するものですが、今回の改正の趣旨には影響しませんので、説明は省略させていただきます。

なお、この条例の施行期日は、令和６年４月１日からとするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２５、議案第２２号

◇議 長 日程第２５、議案第２２号、大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。菅野東藻琴総合支所長。

◇総合支所長 議案書の２６３ページでございます。議案第２２号、大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和６年３月６日提出、大空町長、松川一正。

議案書の２６５ページが改正条文でございます。定例会参考資料の９９ページに改正条例の新旧対照表を掲載してございます。内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の９９ページをお開きください。

東藻琴農業振興センターについては、平成９年に開設以来、土曜日の施設開館を第１、第３第５の土曜日として運営していますが、利用件数が低い実態であります。施設を主に使用する農産物加工実習室の利用団体の意見聴取と、当

施設の審議委員会であります大空町東藻琴農業振興センター専門委員会で審議をいただき、施設活用面、また、コスト削減からも、土曜日を完全に休館する。と、するために条例を改正するものでございます。

改正する条項につきましては、第4条1項において、現行の第1、第3、第5土曜日の開館日を、休館に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上、提案理由につきましてご説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第26 議案第23号

◇議 長 日程第26、議案第23号、大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。埴監査委員事務局長。

◇監査委員事務局長 議案書の267ページでございます。議案第23号、大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

議案書269ページにつきましては改正条文でございます。議会定例会参考資料の101ページに新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきますので、参考資料の101ページをお開き願います。

改正理由につきましては、地方自治法の改正に伴い、引用条項の繰り下がりにより条ずれが生じたことから、法第243条の2第3項を法第243条の2の7第3項に改正するものでございます。

また、附則としてこの条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 2 7 議案第 2 4 号

◇議 長 日程第 2 7、議案第 2 4 号、令和 6 年度大空町一般会計予算から日程第 3 4、議案第 3 1 号、令和 6 年度大空町個別排水処理事業会計予算までの 8 件を一括議題とします。

議案第 2 4 号、令和 6 年度大空町一般会計予算から議案第 2 8 号、令和 6 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算までの 5 件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 2 7 1 ページでございます。提案に際しまして、別冊で配付しております令和 6 年度大空町各会計予算書をご用意いたします。なお、説明に当たりましては、重複する部分を省略させていただきますのであらかじめご了承くださいと存じます。

議案第 2 4 号、令和 6 年度大空町一般会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

予算書の 1 ページをお開き願います。令和 6 年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 2 億 9, 4 2 9 万 7, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。これにつきましては、2 ページから 6 ページに掲載をしております。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務の負担することができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。これは 7 ページに掲載し、4 件、総額 7, 3 1 2 万 3, 0 0 0 円を設定するものでございます。

地方債。第 3 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。これは 8 ページから 9 ページに掲載し、2 7 件、総額 1 1 億 8, 9 1 6 万円としております。

一時借入金。第 4 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 2 億 7, 0 0 0 万円と定める。一時的な資金不足を補うため、限度額を地方債と国の交付金を目安に設定するものでございます。

議案書 2 7 3 ページをお開き願います。議案第 2 5 号、令和 6 年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和 6 年 3 月 6 日提出、大空町長、松川一正。

予算書の 2 3 7 ページをお開き願います。令和 6 年度の大空町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,183万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。これにつきましては238、239ページに掲載をしております。

次に議案書の275ページをお開き願います。議案第26号、令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

決算書の259ページをお開き願います。令和6年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,336万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。これにつきましては260、261ページに記載しております。

議案書の277ページをお開き願います。議案第27号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

予算書の271ページでございます。令和6年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,525万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。これは272、273ページに掲載をしております。

次に議案書の279ページをお開き願います。議案第28号、令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

予算書の299ページをお開き願います。令和6年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ717万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。これは300、301ページに掲載しております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 次に、議案第29号、令和6年度大空町簡易水道事業会計予算から議案第31号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算までの3件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 令和6年4月1日から始まります地方公営企業会計についてです。

議案書281ページでございます。議案第29号、令和6年度大空町簡易水道事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

予算書の315ページでございます。ご説明につきましては簡略させていただきます。

令和6年度大空町簡易水道事業会計予算。総則。第1条、令和6年度大空町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、簡易水道事業収益2億3,342万6,000円。

支出。第1款、簡易水道事業費用2億5,913万5,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、資本的収入2億9,790万2,000円。

316、317ページをお開きください。支出。第1款、資本的支出2億9,790万2,000円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。下表のとおり4件、総額1億5,730万円としております。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、1億6,000万円と定める。

他会計からの補助金。第9条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億3,880万2,000円である。

続きまして、議案書283ページでございます。議案第30号、令和6年度大空町下水道事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

予算書343ページでございます。令和6年度大空町下水道事業会計予算。

総則。第1条、令和6年度大空町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、下水道事業収益2億642万6,000円。

支出。第1款、下水道事業費用2億6,769万7,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、資本的収入2億1,824万1,000円。

344、345ページです。支出。第1款、資本的支出2億1,824万1,000円。

債務負担行為。第5条、債務負担行為することができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。下表のとおり網走浄化センターの使用料等の負担

金となってございます。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。下表のとおり3件、総額3,770万円となっております。

一時借入金。第7条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

他会計からの補助金。第10条、下水道事業運営ため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億7,548万2,000円である。

続きまして、議案書285ページでございます。議案第31号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和6年3月6日提出、大空町長、松川一正。

予算書373ページでございます。令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算。

総則。第1条、令和6年度大空町個別排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、個別排水処理事業収益2,061万4,000円。

支出。第1款、個別排水処理事業費用3,045万9,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、資本的収入1,397万6,000円。

支出。第1款、資本的支出1,397万6,000円。

374ページをお開きください。他会計からの補助金。第6条、個別排水処理事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,044万7,000円である。

以上、提案理由のご説明をさせていただきました。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午後 1時47分)

(再開 午後 1時48分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長との互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 1時49分)

(再開 午後 1時58分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第24号から議案第31号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第31号までの8件については、3月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に齋藤宏司議員。副委員長に三條幸夫議員が互選された旨の報告がありました。

お諮りします。3月9日と10日の2日間は、会議規則第10条第1項により休会とし、3月8日、11日、12日の3日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月12日までの5日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 24 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 福 田 淳 一

署 名 議 員 森 賀 祐 司

令和 6 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 6 年 3 月 6 日
- ・ 開 会 令和 6 年 3 月 6 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 3 月 13 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理	者	産業課	長
総務課	長	移住・定住支援室	長
総務課	参事	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
総務課	参事	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主幹
住民課	参事		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和6年3月13日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第14号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第3 議案第15号 大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第16号 大空町犯罪被害者等支援条例制定について
- 日程第5 議案第17号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第18号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第19号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第20号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第21号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第22号 大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第23号 大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第24号 令和6年度大空町一般会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 令和6年度大空町簡易水道事業会計予算
- 日程第18 議案第30号 令和6年度大空町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第31号 令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算
- 日程第20 発議第1号 大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 日程第23 発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第24 発議第5号
- 日程第25 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第2号 令和5年度定期監査結果報告について
- 日程第27 報告第3号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	中村綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加政志	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課参事	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	書記	見延 洸太
------	------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和6年3月13日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 1 回大空町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番、鈴木秀之及び 6 番、岩原繁議員を指名します。

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◎諸般の報告

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 14 号

◇議 長 日程第 2、議案第 14 号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 14 号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号

- ◇議 長 日程第3、議案第15号、大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第15号、大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第16号

- ◇議 長 日程第4、議案第16号、大空町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、大空町犯罪被害者等支援条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、大空町犯罪被害者等支援条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号

◇議 長 日程第5、議案第17号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第17号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第18号

◇議 長 日程第6、議案第18号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第19号

◇議 長 日程第7、議案第19号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 20 号

◇議 長 日程第 8、議案第 20 号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 20 号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 21 号

◇議 長 日程第 9、議案第 21 号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２１号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２１号、大空町指定密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第２２号

◇議 長 日程第１０、議案第２２号、大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２２号、大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２２号、大空町東藻琴農業振興センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第２３号

◇議 長 日程第１１、議案第２３号、大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第23号、大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、大空町監査委員条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第24号

◇議 長 日程第12、議案第24号、令和6年度大空町一般会計予算から日程第19、議案第31号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について予算審査委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇齋藤委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託された事件は、議案第24号、令和6年度大空町一般会計予算。議案第25号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第26号、令和6年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第27号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第28号、令和6年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第29号、令和6年度大空町簡易水道事業会計予算。議案第30号、令和6年度大空町下水道事業会計予算。議案第31号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算の8件であります。

令和6年3月7日の令和6年第1回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託されました事件は、今後の大空町の方針性にかかわる重要な内容であることから、3月8日、11日、12日に委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容などを慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付しました委員会審査報告書のとおり本委員会に付託されました8事件全ての原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会

議規則第 77 号の規定により報告いたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第 24 号、令和 6 年度大空町一般会計予算から議案第 31 号、令和 6 年度大空町個別排水処理事業会計予算までの 8 件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号から議案第 26 号までの 8 件を一括して採決することに決定しました。

議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件に対する予算審査特別委員会審査の報告はいずれも原案可決です。

議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号、令和 6 年度大空町一般会計予算から議案第 31 号、令和 6 年度大空町個別排水処理事業会計予算までの 8 件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20、発議第 1 号

◇議 長 日程第 20、発議第 1 号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。9 番、上地史隆議員。

◇上地委員 はい、9 番。議会側議案 1 ページをお開きください。発議第 1 号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 13 日提出、大空町議会議員上地、松岡、三條、後藤、鈴木の各議員であります。

3 ページをお開きください。この条例の改正につきましては、先ほど議決されました議案第 15 号、大空町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを踏まえ、現在の移住定住支援室と総務課企画グループ、政策グループとを統合し、本年 4 月 1 日から新たにまちづくり推進室が設置されることから、大空町議会委員会条例の第二条、総務厚生常任委員会の所管中、改正前の移住定住支援室に関する事項を改正後、まちづくり推進室に関する事項に変更するものです。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。なお、条例一部改正の新旧対照表につきましては別冊で配付の参考資料に掲載しておりますので申し添えます。

以上、提案理由についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第1号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、大空町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第2号

◇議 長 日程第21、発議第2号、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第22 発議第3号

◇議 長 日程第22、発議第3号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 2 3 発議第 4 号

◇議 長 日程第 2 3、発議第 4 号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

令和 6 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 4 号は、そのように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第 2 4、発議第 5 号

◇議 長 日程第 2 4、発議第 5 号、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の 1 9 ページをお開きください。発議第 5 号、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書。このことについて。

大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 1 3 日提出、提案者は、大空町議会議員後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員であります。

2 1 ページをお開きください。農業を巡っては、近年の自然災害の多発化による食料・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫の滞留、ウクライナ侵攻やイスラエル内戦などによる世界経済の不安定化から、食料調達の激化とともに円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰を招いています。加えて、昨今の気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招くなど、食料を安定的に供給することが危惧される状況下であり、過度な輸入依存から脱却し、国内生産の増大を図る政策の構造転換が求められています。

こうした中、農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法の制定から 2 5

年が経過し、世界情勢の変化に対応して食料安全保障の確保や農業の持続的な発展と生産性の向上を図るなどを基本理念に織り込んだ改正案について、今通常国会に提出するとしています。併せて、不測時の食糧確保やスマート農業の振興に関する新法、農地所有適格法人の特例措置など農地関連法案の議論もなされようとしています。しかし、国内の食料自給率は３８％と、依然として低い水準にあり、国内生産基盤は高齢化や担い手不足などで脆弱化していることから、農業生産基盤の強化など基本計画の実効性のある政策が大きな課題となっています。

また、適正な価格形成では、生産コストの転嫁のあり方とともに消費者への理解醸成が必要であり、不測時に対応した食料確保にあたっては、生産者等に罰則を科すことは生産の自由を奪う危険性もあります。さらに、食料の安定供給には、優良農地の確保が重要であり、食料自給率の向上を図るため、農地の確保と国の責務を強化することが急務となっています。ついては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本法の改正など関連法案について下記事項を要望します。

記。１、基本法の改正にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食糧援助含む輸出体制の強化など輸入に依存しない国内自給を基本とすること。また、新たな基本計画の策定については、目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策と予算措置を図ること。

２、適正な価格形成については、コスト上昇分をすべて価格に反映すると消費減退を招き、農業者は生産調整を強いられることから、消費者への理解醸成を図るとともに新たな所得政策を構築すること。

３、不測時の食料確保について、農畜産物の需給調整では、生産者と生産者団体等で行われていることから、生産者等への罰則を設けるのではなく、まずは国が責任を持って需給調整に参加することを明確化し、生産の自由を奪うことのないよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣宛てです。

以上、提案いたしますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第5号、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 報告第1号

◇議 長 日程第25、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

松川町長からお手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 ただいま上程になりました報告第1号についてご報告をさせていただきます。

議会側議案書27ページをご覧ください。専決処分第1号、専決処分書。

大空町が管理する施設に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和6年1月22日、大空町長、松川一正。

記。1、和解内容、別紙。

2、損害賠償の額。8,998円。

3、和解の相手方。北見市ひかり野5丁目3番地4、澤田なつき。

29ページをご覧ください。和解内容でございます。

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和5年10月21日、午前9時頃。

(2) 事項発生場所。網走郡大空町女満別西5条5丁目3番3号。

(3) 事故の相手方。北見市ひかり野5丁目3番地4、澤田なつき。

(4) 事項の概要。大空町が管理する施設の駐車場排水溝金属格子が外れ、相手方の所有する自家用車に損害を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第1当事者(甲)。大空町長、松川一正。

(2) 事故の第1当事者(乙)。北見市ひかり野5丁目3番地4、澤田なつき。

(3) 過失割合。甲：100%、乙：0%。

(4) 損害賠償の額。8,993円。

(5) 支払い期限。甲は乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金8,993円を令和6年2月29日までに支払うものとする。

(6) 異議の申し立て。示談書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申し立てをしないことを約束する。

本件につきましては、女満別B & G海洋センターで開催されましたミニバスケットボールの練習試合に児童を送迎するため、保護者が駐車場に自家用車を駐車したところ、地面に設置されていた排水溝の金属格子がはね上がり、当該車両に損害を与えたものでございます。

この事故におきまして、乗車していた保護者及び児童に怪我はなく、車両につきましてはアンダーカウルが脱落した状況で、後日、相手側の申し出により事故の発生を確認したところでございます。

車両の被害状況や現場の状況から見て事故の要因は地盤隆起による不陸によるもので、駐車場管理する上で設置者に瑕疵があるものと判断し、速やかに相手側に謝罪をし、車両の原状回復費用を賠償額として示談書を締結したところでございます。

なお、今回の事故に関しては、保護者や児童に怪我はありませんでしたが設置者として事態を重く受けとめているところでございまして、昨年、第4回定例会におきまして補正予算を計上させていただき、再発防止のため、当該駐車場の排水工工事を行ったものでございます。

以上専決処分の内容についてのご報告とさせていただきます。

◇議 長 これ専決処分の報告については終わります。

◎日程第26 報告第2号

◇議 長 日程第26、報告第2号、令和5年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から令和5年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第2号、令和5年度定期監査報告について、ご報告いたします。

令和5年度の定期監査につきましては、令和6年2月20日に松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回ご報告いたします定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、令和4年度分補助金の支出について監査を実施いたしました。

本年度の監査の実施に当たりましては、所管部署から補助金支出関係書類の提出を求め、担当者から適時説明を聴取し、補助金の交付時期及び支出方法は当該事業にとって妥当であるか、また、事業計画書どおり清算が行われているかどうか主眼を置いて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して概ね適正に事務が執行されているものと認められました。

なお、改善が必要な事例やその他事務処理上留意すべき事項については、所管部署へ意見として申し伝えたところであります。

以上、令和5年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和５年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第２７ 報告第３号

◇議 長 日程第２７、報告第３号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第３号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和５年１１月分から令和６年１月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、１１月分につきましては１２月１９日、１２月分につきましては１月２２日、１月分につきましては２月１９日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載のとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他、特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和６年第１回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

令和６年度予算につきましては、３月８日からの予算審査特別委員会、３月１２日午後からの総括質疑と、議員各位に長時間にわたり慎重にご審議をいただき、本日お認めいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

令和６年度予算におきましては、令和４年度からの継続事業であります役場庁舎大規模改修工事、河川防災ステーションの整備が令和６年度工事でもって完了をいたします。そのほかにも緊急河川浚渫事業、消防通信指令台整備事業及び大空高等学校交流拠点施設増築事業などの大型事業により、一般会計及び特別会計を含めた全会計の合計額は、令和５年度予算額を更新し、過去２番目の予算規模となりました。

令和６年度予算の中には、人口減少社会や自治体ＤＸを推進するためのＤＸ戦略推進方針の策定、ゼロカーボンシティ大空町の実現に向けた地球温暖化対策実行計画の策定、芝桜公園の大規模改修に向けた基本計画の策定など、

持続可能なまちづくりを実現させていくための未来への投資に係る予算も盛り込ませていただきました。そのほかにも子ども医療費の高校世代までの医療費無償化や、高齢者世帯熱中症対策事業について新規事業として実施してまいります。さらに、大空町のまちづくりの指針である第2次大空町総合計画が令和7年度をもって計画期間が終了することから、令和8年度からの新たな第3次大空町総合計画の策定に向け準備を取り進めてまいります。

今後は人口減少を見据え、大空町としてさまざまな課題に対し何をどこまで、そしてどの程度やるのか、どのように効果的に行うのかといった視点を常に持ち続けながら、財政規律を意識し、かつ、身の丈に合った行政運営に努めてまいりたいと考えます。何とぞ議員各位におかれましても、折に触れご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、今定例会においては、教育長及び教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任、監査委員の選任についてご同意いただきました。誠にありがとうございます。

さて、令和6年の始まりは元日の能登半島地震に始まり、翌日は航空機同士の衝突事故という痛ましい災害事故が発生いたしました。また一昨日、3月11日東日本大震災発生から13年という年月が経過したところであります。特に地震災害などにおいては想定外の災害などの表現が多く用いられます。確かに想定することができなかった災害なのかもしれませんが、地域住民の安全な暮らしを守る義務がある基礎的自治体においては、専門家の予測を踏まえ、どの様な災害が発生するかを想像し、想定外を想定の範囲内にして行く日ごろからの準備が大切であると再認識し、このことに対して、しっかり取り組んでまいります。

最後に、議員各位におかれましては、今後とも、さまざまな見地からご指導いただきますようお願い申し上げ、また、今回の議会に対するお礼を申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これで令和6年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 24 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 鈴 木 秀 之

署 名 議 員 岩 原 繁

